

公立春日井小牧看護専門学校講堂等空調更新工事

図面リスト					
図面番号	図面名	図面番号	図面名	図面番号	図面名
MEA-00	表紙・図面リスト				
M-01	機械設備工事特記仕様書（1）	M-26	自動制御設備 計装図〔改修前・後〕	A-01	3階天井伏図〔改修前・後〕
M-02	機械設備工事特記仕様書（2）	M-27	自動制御設備 1階平面図〔改修前〕	A-02	参考仮設計画図（1）
M-03	機械設備工事特記仕様書（3）	M-28	自動制御設備 1階平面図〔改修後〕	A-03	参考仮設計画図（2）
M-04	機械設備工事特記仕様書（4）	M-29	自動制御設備 2階平面図〔改修前〕	A-04	参考仮設計画図（3）
M-05	機械設備工事特記仕様書（5）	M-30	自動制御設備 2階平面図〔改修後〕		
M-06	機械設備工事特記仕様書（6）	M-31	自動制御設備 3階平面図〔改修前〕		
M-07	機械設備工事特記仕様書（7）	M-32	自動制御設備 3階平面図〔改修後〕		
M-08	機械設備工事特記仕様書（8）	M-33	自動制御設備 屋上階平面図〔改修前〕		
M-09	案内図・配置図・凡例	M-34	自動制御設備 屋上階平面図〔改修後〕		
M-10	空調設備 機器表〔改修前〕				
M-11	空調設備 機器表〔改修後〕	E-01	電気設備工事特記仕様書（1）		
M-12	空調設備 系統図〔改修前・後〕	E-02	電気設備工事特記仕様書（2）		
M-13	空調設備 1階平面図（配管）〔改修前〕	E-03	電気設備工事特記仕様書（3）		
M-14	空調設備 1階平面図（配管）〔改修後〕	E-04	電気設備工事特記仕様書（4）		
M-15	空調設備 2階平面図（配管）〔改修前・後〕	E-05	電気設備工事特記仕様書（5）		
M-16	空調設備 3階平面図（配管）〔改修前〕	E-06	電気設備工事特記仕様書（6）		
M-17	空調設備 3階平面図（配管）〔改修後〕	E-07	動力制御盤リスト〔改修前・後〕		
M-18	空調設備 屋上階平面図（配管）〔改修前〕	E-08	電灯分電盤リスト〔改修前・後〕		
M-19	空調設備 屋上階平面図（配管）〔改修後〕	E-09	電気設備 1階平面図〔改修前〕		
M-20	空調設備 1階平面図（ダクト）〔改修前・後〕	E-10	電気設備 1階平面図〔改修後〕		
M-21	空調設備 2階平面図（ダクト）〔改修前・後〕	E-11	電気設備 3階平面図〔改修前〕		
M-22	空調設備 3階平面図（ダクト）〔改修前〕	E-12	電気設備 3階平面図〔改修後〕		
M-23	空調設備 3階平面図（ダクト）〔改修後〕	E-13	電気設備 屋上階平面図〔改修前〕		
M-24	空調設備 1階機械室詳細図（配管、ダクト）〔改修前・後〕	E-14	電気設備 屋上階平面図〔改修後〕		
M-25	空調設備 3階講堂上部ダクト平断面図〔改修後〕				

機械設備工事特記仕様書

令和5年1月4日改訂

章	項目	特記事項	備考	章	項目	特記事項	備考
	1. 工事概要 (1) 工事名称 (2) 工事場所 (3) 敷地・番地 (4) 用途地域 (5) 防火指定 (6) 主要建物用途 (7) 構造・規模 (8) 工事種別 2. 工事内容	公立春日井小牧看護専門学校講堂等空調更新工事 春日井市八田町地内 春日井市八田町2-38-1 第一種中高層住居専用地域 準防火地域 専門学校 鉄骨造3階建 延べ面積3195.46m ² 修繕 空調設備改修一式		1.2.4 工事の記録等 *工事写真 *竣工写真 3節 工事現場管理 1.3.1 施工管理 1.3.2 電気保安技術者 1.3.3 施工条件 1.3.9 発生材の処理等 *建設副産物 4節 機器及び材料 1.4.2 材料の品質等 材料の品質等 【改修】1.4.3 再使用品 1.4.6 機材の検査に伴う試験 5節 施工 1.5.2 技能士 1.5.4 施工の検査等 1.5.8 化学物質の濃度測定	1. 本工事は電子納品の対象工事とする。(ただし、請負金額が500万円を超えるものに限る。) 2. 対象となる成果品の作成については、「春日井市電子納品運用ガイドライン(案)」に基づくものとする。 3. 成果品の提出部数については、電子媒体(CD-RまたはDVD-R)2部とする。 4. 受注者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行うものとする。また、検査時(中間検査、完了検査等)に写真情報等の閲覧機器を準備するものとする。 5. その他、電子納品に関する詳細な取扱いについては、発注者、受注者協議の上、決定する。 *工事写真的撮影時期、内容、枚数等は下記のとおりとする。 工事着手前及び工事中 ①黒板(白板)に所定事項を明記し、工事の進捗状況を撮影、記録すると共に、特に施工後隠れい又は埋設される部分は、被写体に幅広テープを添え撮影する。 記載事項:件名(工事名)、名称(工種)、位置、工程、備考、撮影年月日 ②監督職員の指示により、適宜提出する。 ※デジタルカメラの撮影素子の有効画素数は100万画素程度から300万画素程度を標準とする。 ※デジタル工事写真的小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上で、「デジタル工事写真的小黒板情報電子化について」(平成29年3月1日付け国営第211号)により行うことができる。 *竣工時 監督職員の指示によりカラーで撮影	【改修1.2.4】	
	1章 一般事項 1節 総則 1.1.1 適用	1. この特記事項以外は下記に準拠する。但し、本工事に関係しない事項は適用しない。 1) 春日井市契約規則 2) 工事請負契約書 3) 質問回答書 4) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) (令和4年版) 5) " 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編) (令和4年版) 6) " 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) (令和4年版) 7) " 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) (令和4年版) 8) " 公共建築工事標準仕様書(建築工事編) (令和4年版) 9) " 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) (令和4年版) 10) " 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) (令和4年版) 11) " 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) (令和4年版) 12) " 建築物解体工事共通仕様書 (令和4年版) 13) 関係法令及び諸工事基準 2. 特記事項の適用優先順位 1. ? (又は○) 2. ※ ただし ? (又は○) と ※ のある場合は共に適用する。 3. 本工事に使用する資材等は、上記各標準仕様書及び本工事特記仕様書(指定資材を含む)によるものとする。 4. 設計図書に関する疑義は原則として、入札執行前に質問書の提出によって確かめるものとする。 5. 本工事特記仕様書は公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)、公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)に対応している。改修工事に関する項目は【 】として記載している。	【改修1.1.1】	*主任技術者、監理技術者、特例監理技術者及び特例監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)の設置及びその他制度の運用については、「監理技術者制度運用マニュアル」(令和2年9月30日付け国土建第175号国土交通省不動産・建設経済局建設業課長通知)によるものとする。 *配置する ○ 配置しない * 1) 施工日・施工時間 制限 ○ 有(協議による) ○ 無 2) 施工に必要な実日数以外に見込んでいる事項 準備期間 ○ 30日 ※ () 休日(年末年始休暇及び夏期休暇) 9日 ※ (3日) その他の作業不能日 () () 日 ※ 図示による 3) その他 () *非施工場所が機能停止とされる場合の代替措置 ※ 図示による () *天井内機器等の改修にともなう天井解体の条件 ※ 図示による () *発生材のうち、発注者に引渡しを要するものは、監督職員の指定する場所に整理し、発生物件調査を作成し、施設管理者へ引き渡す。 *引き渡しを要しないものは、すべて場外に搬出し、下記建設副産物の項目及び関係法令等に従い適正に処理すること。 *石綿含有建材は、大気汚染防止法に基づき、適正に対応すること。 *特別管理産業廃棄物の種類、処理方法 () 図示による *現場において再利用を図るもの () *工事に伴い発生する指定副産物のうち、次のものは再資源化施設へ搬出する。 ※コンクリート塊 ※ アスファルトコンクリート塊 ※ 建設発生木材 () *次の物品はPCBの混入が疑われるため、専門の分析機関に依頼し、その有無を確認する。 昭和47年以前の建築物:ポリソルフアイド(オオコール)系コーティング 平成元年以前の製造機器:螢光灯安定器、コンデンサ、コンデンサ用放電コイル、 変圧器(絶縁油中の濃度0.5mg/kg以下のものは対象外) 上記以外においても、PCB混入の恐れがある場合は、監督職員と協議の上、確認すること。 PCB含有物以外で引渡しを要するもの () *PCBを使用している機器材料は、適切な容器に収めた上で引渡しを要する。撤去した機器のメーカー名・型番・製造年月日を記載したリストを作成して発注者へ提出する。 1. 発生材については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(以下「建設リサイクル法」という。)その他関係法令の規定を遵守し「適正に処理する」。 2. 事前に建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」と言う。)に登録及び必要事項を入力し、COBRISより出力される計画書(①、②)を監督職員に提出する。 ①再生資源利用計画書(実施書)(様式1) ②再生資源利用促進計画書(実施書)(様式2) 3. 建設リサイクル法第9条第1項の対象建設工事に該当する工事は、再資源化等が完了したとき、同法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。 4. 事前に「建設廃棄物処分計画書」を監督職員に提出する。また、完了時には「建設廃棄物処理実績書」及び関連書類を提出する。また、マニフェストについては、点検表を作成し管理を行う。処分完了後にA・B2・D・E票(積替用の場合はA・B2・B4・B6・D・E票)を監督職員に提示する。	【改修1.3.2】 【改修1.3.3】		
第1編 一般共通事項	1.1.3 官公署その他への届出手続等 1.1.4 工事実績情報システムへの登録 1.1.7 関連工事等の調整	*工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係組織への必要な届出手続等を遅滞なく行う。 なお、届出手続等に要する費用はすべて受注者負担とする。 *請負金額が500万円以上の工事は、(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)の工事実績情報サービス(CORINS)に、工事実績情報の登録を、その内容について監督職員の確認を【JACICの様式】登録のための確認のお願いに従って受けた上、行う。(受注時、変更時、竣工時)また、登録後にJACICが発行する「登録内容確認書」を、監督職員へ提出する。 *工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係組織への必要な届出手続等を遅滞なく行う。 なお、届出手続等に要する費用はすべて受注者負担とする。 *請負金額が500万円以上の工事は、(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)の工事実績情報サービス(CORINS)に、工事実績情報の登録を、その内容について監督職員の確認を【JACICの様式】登録のための確認のお願いに従って受けた上、行う。(受注時、変更時、竣工時)また、登録後にJACICが発行する「登録内容確認書」を、監督職員へ提出する。 *工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係組織への必要な届出手続等を遅滞なく行う。 なお、届出手続等に要する費用はすべて受注者負担とする。 *請負金額が500万円以上の工事は、(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)の工事実績情報サービス(CORINS)に、工事実績情報の登録を、その内容について監督職員の確認を【JACICの様式】登録のための確認のお願いに従って受けた上、行う。(受注時、変更時、竣工時)また、登録後にJACICが発行する「登録内容確認書」を、監督職員へ提出する。 *工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係組織への必要な届出手続等を遅滞なく行う。 なお、届出手続等に要する費用はすべて受注者負担とする。 *請負金額が500万円以上の工事は、(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)の工事実績情報サービス(CORINS)に、工事実績情報の登録を、その内容について監督職員の確認を【JACICの様式】登録のための確認のお願いに従って受けた上、行う。(受注時、変更時、竣工時)また、登録後にJACICが発行する「登録内容確認書」を、監督職員へ提出する。 *工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係組織への必要な届出手続等を遅滞なく行う。 なお、届出手続等に要する費用はすべて受注者負担とする。 *請負金額が500万円以上の工事は、(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)の工事実績情報サービス(CORINS)に、工事実績情報の登録を、その内容について監督職員の確認を【JACICの様式】登録のための確認のお願いに従って受けた上、行う。(受注時、変更時、竣工時)また、登録後にJACICが発行する「登録内容確認書」を、監督職員へ提出する。 *工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係組織への必要な届出手続等を遅滞なく行う。 なお、届出手続等に要する費用はすべて受注者負担とする。 *請負金額が500万円以上の工事は、(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)の工事実績情報サービス(CORINS)に、工事実績情報の登録を、その内容について監督職員の確認を【JACICの様式】登録のための確認のお願いに従って受けた上、行う。(受注時、変更時、竣工時)また、登録後にJACICが発行する「登録内容確認書」を、監督職員へ提出する。 *工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係組織への必要な届出手続等を遅滞なく行う。 なお、届出手続等に要する費用はすべて受注者負担とする。 *請負金額が500万円以上の工事は、(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)の工事実績情報サービス(CORINS)に、工事実績情報の登録を、その内容について監督職員の確認を【JACICの様式】登録のための確認のお願いに従って受けた上、行う。(受注時、変更時、竣工時)また、登録後にJACICが発行する「登録内容確認書」を、監督職員へ提出する。 *工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係組織への必要な届出手續等を遅滞なく行う。 なお、届出手続等に要する費用はすべて受注者負担とする。 *請負金額が500万円以上の工事は、(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)の工事実績情報サービス(CORINS)に、工事実績情報の登録を、その内容について監督職員の確認を【JACICの様式】登録のための確認のお願いに従って受けた上、行う。(受注時、変更時、竣工時)また、登録後にJACICが発行する「登録内容確認書」を、監督職員へ提出する。 *工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係組織への必要な届出手續等を遅滞なく行う。 なお、届出手続等に要する費用はすべて受注者負担とする。 *請負金額が500万円以上の工事は、(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)の工事実績情報サービス(CORINS)に、工事実績情報の登録を、その内容について監督職員の確認を【JACICの様式】登録のための確認のお願いに従って受けた上、行う。(受注時、変更時、竣工時)また、登録後にJACICが発行する「登録内容確認書」を、監督職員へ提出する。 *工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係組織への必要な届出手續等を遅滞なく行う。 なお、届出手続等に要する費用はすべて受注者負担とする。 *請負金額が500万円以上の工事は、(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)の工事実績情報サービス(CORINS)に、工事実績情報の登録を、その内容について監督職員の確認を【JACICの様式】登録のための確認のお願いに従って受けた上、行う。(受注時、変更時、竣工時)また、登録後にJACICが発行する「登録内容確認書」を、監督職員へ提出する。 *工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係組織への必要な届出手續等を遅滞なく行う。 なお、届出手続等に要する費用はすべて受注者負担とする。 *請負金額が500万円以上の工事は、(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)の工事実績情報サービス(CORINS)に、工事実績情報の登録を、その内容について監督職員の確認を【JACICの様式】登録のための確認のお願いに従って受けた上、行う。(受注時、変更時、竣工時)また、登録後にJACICが発行する「登録内容確認書」を、監督職員へ提出する。 *工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係組織への必要な届出手續等を遅滞なく行う。 なお、届出手続等に要する費用はすべて受注者負担とする。 *請負金額が500万円以上の工事は、(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)の工事実績情報サービス(CORINS)に、工事実績情報の登録を、その内容について監督職員の確認を【JACICの様式】登録のための確認のお願いに従って受けた上、行う。(受注時、変更時、竣工時)また、登録後にJACICが発行する「登録内容確認書」を、監督職員へ提出する。 *工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係組織への必要な届出手續等を遅滞なく行う。 なお、届出手続等に要する費用はすべて受注者負担とする。 *請負金額が500万円以上の工事は、(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)の工事実績情報サービス(CORINS)に、工事実績情報の登録を、その内容について監督職員の確認を【JACICの様式】登録のための確認のお願いに従って受けた上、行う。(受注時、変更時、竣工時)また、登録後にJACICが発行する「登録内容確認書」を、監督職員へ提出する。 *工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係組織への必要な届出手續等を遅滞なく行う。 なお、届出手続等に要する費用はすべて受注者負担とする。 *請負金額が500万円以上の工事は、(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)の工事実績情報サービス(CORINS)に、工事実績情報の登録を、その内容について監督職員の確認を【JACICの様式】登録のための確認のお願いに従って受けた上、行う。(受注時、変更時、竣工時)また、登録後にJACICが発行する「登録内容確認書」を、監督職員へ提出する。 *工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係組織への必要な届出手續等を遅滞なく行う。 なお、届出手続等に要する費用はすべて受注者負担とする。 *請負金額が500万円以上の工事は、(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)の工事実績情報サービス(CORINS)に、工事実績情報の登録を、その内容について監督職員の確認を【JACICの様式】登録のための確認のお願いに従って受けた上、行う。(受注時、変更時、竣工時)また、登録後にJACICが発行する「登録内容確認書」を、監督職員へ提出する。 *工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係組織への必要な届出手續等を遅滞なく行う。 なお、届出手続等に要する費用はすべて受注者負担とする。 *請負金額が500万円以上の工事は、(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)の工事実績情報サービス(CORINS)に、工事実績情報の登録を、その内容について監督職員の確認を【JACICの様式】登録のための確認のお願いに従って受けた上、行う。(受注時、変更時、竣工時)また、登録後にJACICが発行する「登録内容確認書」を、監督職員へ提出する。 *工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係組織への必要な届出手續等を遅滞なく行う。 なお、届出手続等に要する費用はすべて受注者負担とする。 *請負金額が500万円以上の工事は、(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)の工事実績情報サービス(CORINS)に、工事実績情報の登録を、その内容について監督職員の確認を【JACICの様式】登録のための確認のお願いに従って受けた上、行う。(受注時、変更時、竣工時)また、登録後にJACICが発行する「登録内容確認書」を、監督職員へ提出する。 *工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係組織への必要な届出手續等を遅滞なく行う。 なお、届出手続等に要する費用はすべて受注者負担とする。 *請負金額が500万円以上の工事は、(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)の工事実績情報サービス(CORINS)に、工事実績情報の登録を、その内容について監督職員の確認を【JACICの様式】登録のための確認のお願いに従って受けた上、行う。(受注時、変更時、竣工時)また、登録後にJACICが発行する「登録内容確認書」を、監督職員へ提出する。 *工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係組織への必要な届出手續等を遅滞なく行う。 なお、届出手続等に要する費用はすべて受注者負担とする。 *請負金額が500万円以上の工事は、(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)の工事実績情報サービス(CORINS)に、工事実績情報の登録を、その内容について監督職員の確認を【JACICの様式】登録のための確認のお願いに従って受けた上、行う。(受注時、変更時、竣工時)また、登録後にJACICが発行する「登録内容確認書」を、監督職員へ提出する。 *工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係組織への必要な届出手續等を遅滞なく行う。 なお、届出手続等に要する費用はすべて受注者負担とする。 *請負金額が500万円以上の工事は、(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)の工事実績情報サービス(CORINS)に、工事実績情報の登録を、その内容について監督職員の確認を【JACICの様式】登録のための確認のお願いに従って受けた上、行う。(受注時、変更時、竣工時)また、登録後にJACICが発行する「登録内容確認書」を、監督職員へ提出する。 *工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係組織への必要な届出手續等を遅滞なく行う。 なお、届出手続等に要する費用はすべて受注者負担とする。 *請負金額が500万円以上の工事は、(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)の工事実績情報サービス(CORINS)に、工事実績情報の登録を、その内容について監督職員の確認を【JACICの様式】登録のための確認のお願いに従って受けた上、行う。(受注時、変更時、竣工時)また、登録後にJACICが発行する「登録内容確認書」を、監督職員へ提出する。 *工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係組織への必要な届出手續等を遅滞なく行う。 なお、届出手続等に要する費用はすべて受注者負担とする。 *請負金額が500万円以上の工事は、(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)の工事実績情報サービス(CORINS)に、工事実績情報の登録を、その内容について監督職員の確認を【JACICの様式】登録のための確認のお願いに従って受けた上、行う。(受注時、変更時、竣工時)また、登録後にJACICが発行する「登録内容確認書」を、監督職員へ提出する。 *工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係組織への必要な届出手續等を遅滞なく行う。 なお、届出手続等に要する費用はすべて受注者負担とする。 *請負金額が500万円以上の工事は、(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)の工事実績情報サービス(CORINS)に、工事実績情報の登録を、その内容について監督職員の確認を【JACICの様式】登録のための確認のお願いに従って受けた上、行う。(受注時、変更時、竣工時)また、登録後にJACICが発行する「登録内容確認書」を、監督職員へ提出する。 					

章	項目	特記事項	備考	章	項目	特記事項	備考
6節	工事検査及び技術検査			1章	一般事項		
1.6.2	技術検査	* 中間技術検査 ・行わない ○行う (実施回数: 1回、実施時期: 機器吊り込み完了時)	【改修1.7.2】	3節	総合試運転調整等	* 適用する項目 ○風量調整 ○水量調整 ○室内外空気の温湿度測定 ○騒音測定 ・室内気流及びじんあい測定 ・飲料水の水質の測定 ・雑用水の水質の測定	【改修1.3.3】
7節	完成図等			1.3.3	総合試運転調整		
1.7.1	完成時の提出図書	* 工事完了前に次の図書を作成し監督職員に提出する。 しゅん工図、保全に関する使用を提出する。しゅん工図は契約図面を完成時の状態に表現する。 しゅん工図はCD-RまたはDVD-Rに入力したCADデータ(オリジナルとDXF形式)、PDFデータ及び原図 (A1又はA2)版二つ折製本1部、A3版二つ折製本2部とする。 施工図は原図(A1又はA2)版二つ折製本1部とする。	【改修1.8.2】 【改修1.8.3】 【改修1.8.4】	2章	配管工事		
1.7.3	保全に関する資料	* 次の資料を提出する。 ・長期保全計画書の提出 ・()	【改修3.1.1】	1節	配管材料		
【改修】3章	養生	* 養生範囲 ※ 図示による ○ (工事範囲室全て)		2.1.2	管及び継手	* 冷温水及び冷却水用 管材 ※ 図示による * ステンレス鋼管のメカニカル形管継手の種類 ※ 図示による * 蒸気、高温水及び油用 管材 ※ 図示による * プライ用 プライ温度<-10°Cの場合の氷蓄熱用プライ管及び継手の規格 ※ 図示による * 固定された備品、机、ロッカー等の移動 ※ 図示による * 機械搬入搬出通路の養生 ※ ピニシート、合板等により適切に行う ※ 図示による * 撤去前に内容物の回収をする機器、配管 ※ 図示による * 石綿撤去の方法・安全対策等 ※ 図示による * 機器撤去の孔及び変色等の補修並びに床修繕等 ※ 図示による * 撤去後の開口部[床、壁、天井等]の補修方法、仕上げの仕様 ※ 図示による * 撤去後の開口部[床、壁、天井等]の補修方法、仕上げの仕様 ※ 図示による	【改修2.1.1】 【表2.2.1】
【改修】4章	撤去			2節	配管付属品		
【改修】4.2.4	撤去跡補修等			2.2.7	伸縮管継手	* 鋼管用伸縮管継手種類 ・"ローズ"形 (JIS B 2352) ・"スリーブ"形 (SHASE-S003)	【改修2.1.1】 【改修2.2.1】
その他		* 仮設の方法は施設及び監督職員と協議する。 * 建物引き渡しまでの電気、水道、ガス等の料金(基本料金、電気主任技術者委託料を含む)は、協議の上、各工事受注者は負担する。 * 現場代理人においては、受注者との直接的な雇用関係、主任技術者(監理技術者)、専門技術者においては、受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係があること。 * 受注者は、主任技術者について建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき他の工事と兼務させる場合や監理技術者について同施行令第28条及び第29条の規定に基づき監理技術者補佐を専任で配置することにより他の工事と兼務させる場合にあっては、所定の様式により兼務届を作成の上、新たに契約した工事については工事請負契約締結後5日以内に、現に施工中の工事については原則兼務期間の始期より前に、監督職員を通じて発注者に提出すること。 * 保険の種類は、火災保険、組み立て保険等とする。 期間には、工事資材の現場搬入の日から工事目的物の引渡しの日までとする。(特に定めのない限り、契約上の工事完成期日経過後14日間とする。)保険金受取人(被保険者)は、受注者とする。 * 法定外の労災保険 * 事故報告 * 工事中の安全管理 * 火災保険等加入方法等		2.2.12	絶縁継手	* 絶縁継手の設置箇所及び仕様 ※ 図示による * 蒸気トラップ本体の材質("ローズ"式、フロト式、バケット式、サーモダクタ式及びサーモダクタ式)	【表2.2.3】 【表2.2.4】 【表2.2.5】
【改修】	施工体制台帳	* 施工体制台帳 ※ 施工の実績による * 施工体系図 * 各種調査への協力 * 騒音・振動対策		2.2.14	蒸気トラップ	* 計量方式 ・現地表示式 ・遠隔表示式	【表2.2.6】
第1編	一般共通事項	* 下請契約を締結する場合においては、下請金額に関わらず施工体系図を作成し、工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所(仮団など)に掲示する。 * 本工事が、各種調査等の対象工事となった場合は必要な協力をすること。 * 「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術審議官通達)」及び関連法規の規定を厳守し施工する。また、騒音規制法、振動規制法の規制の対象となる作業(特定建設作業)及び下記に指定した建設機械については「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程(建設大臣告示)により指定された建設機械を使用する。 作業名: 建設機械名: 作業名: 建設機械名:		2.2.16	量水器	* 緊急遮断弁装置 ・緊急遮断弁の駆動方式 ・電気式 ・機械式	【表2.2.8】
第2編	共通工事	* 排出ガス対策型建設機械の適用 ※ 有り ・なし (対象機種: バックホウ、車輪式トラクターショベル、ブルドーザー、発動発電機、空気圧縮機、油圧ユニット、ローラー類、ハイクレーン(いずれもディーゼルエンジン出力7.5~260kW)) (対象規制値: 排出ガス対策型建設機械指定要領(国土交通省総合政策局)の別表1(1次基準値)) * 貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱(愛知県: https://www.pref.aichi.jp/kankyo/ondanka/car/yoko/index.html)に基づき、対象地域外からの流入車も含め、車種規制非適合車の使用抑制に努めるものとする。 * 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油(ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう)を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守せざるものとする。 * 薬液注入工法		2.4.2	冷温水、ブライン及び冷却水配管	* 建築物導入部配管で不動沈下のおそれのある場合(排水、通気配管除く)の施工方法 ・図示による * 標準図(建築物導入部の変位吸収配管要領(-))による * 給水、給湯、冷温水、冷却水配管の絶縁継手の設置箇所及び仕様 ※ 図示による * ファンコイルユニットと冷温水管の接続部 ・流量調整弁を設置 ・定流量弁を設置	【改修2.2.1】 【改修2.2.1】 【改修2.2.2】 【改修2.2.2】 【改修2.2.8】
		* 石綿含有仕上塗材の除去・補修、既存壁等への作業 * 建設業退職金共済制度 * 施工中の安全確保 * 施工計画書		2.4.4	排水及び通気配管	* 空調機用トラップの形式 ・既設配管の再生工法 * 施工前の劣化状態の調査 【改修】2.2.11 既設配管の再生を行う場合の留意事項	【改修2.2.1】 【改修2.2.1】 【改修2.2.2】 【改修2.2.2】 【改修2.2.8】
		* 既設配管の再生成を行なう場合の留意事項		2.4.8	既設配管の再生工法	* 既設配管の再生工法 ※ 図示による	
		* 既設配管の再生工法		2.4.9	既設配管の再生工法	* 施工前の劣化状態の調査 調査箇所 サンプリング個数 ※ 図示による	
		* 既設配管の再生工法		2.4.10	既設配管の再生工法	* 通水後の水質検査 ※ 行う ・行わない	
		* 既設配管の再生工法		2.5.1	既設配管の再生工法	* 継手の種類 ・() ・図示による	
		* 既設配管の再生工法		2.5.2	既設配管の再生工法	* 給水管の接合方法 ・接着接合 ・ゴム輪接合 ・図示による	
		* 既設配管の再生工法		2.5.3	既設配管の再生工法	* 排水管の接合方法 ・接着接合 ・ゴム輪接合 ・図示による	
		* 既設配管の再生工法		2.5.4	既設配管の再生工法	* 管の接合方法 ・電気融着接合 ・メカニカル接合 ・図示による	
		* 既設配管の再生工法		2.5.5	既設配管の再生工法	* 異種管との接合部に設ける点検用孔の種類 ・() ・図示による	
		* 既設配管の再生工法		2.5.6	既設配管の再生工法	* 管の接合方法 ・電気融着接合 ・メカニカル接合 ・図示による	
		* 既設配管の再生工法		2.5.7	既設配管の再生工法	* 管の接合方法 ・熱融着接合 ・電気融着接合 ・メカニカル接合 ・図示による	
		* 既設配管の再生工法		2.5.8	既設配管の再生工法	* 伸縮手の設置箇所 ・() ・図示による	
		* 既設配管の再生工法		2.5.9	既設配管の再生工法	* 溶接部の検査 ・非破壊検査 ・行わない ・行う(検査種類:) ・図示による	
		* 既設配管の再生工法		2.5.10	既設配管の再生工法	* 抽取率 ※ 表2.2.16による(改修は表2.2.2) ・() ・図示による	
		* 既設配管の再生工法		2.5.11	既設配管の再生工法	* 放射線透過検査の判定基準 ・() ・図示による	
		* 既設配管の再生工法		2.5.12	既設配管の再生工法	* 鋼管とPVC管、銅管と銅管の接合要領 ※ 標準図(異種管の接合要領)による ・図示による	
		* 既設配管の再生工法		2.5.13	既設配管の再生工法		
		* 既設配管の再生工法		2.5.14	既設配管の再生工法		
		* 既設配管の再生工法		2.5.15	既設配管の再生工法		
		* 既設配管の再生工法		2.6.3	既設配管の再生工法	* 表2.2.20(改修は表2.2.6)の形鋼振れ止め支持不要箇所のうち特記により必要とする場合 必要箇所、分類、支持間隔 ※ 図示による ・() ・図示による	【改修2.4.3】
		* 既設配管の再生工法		7節	埋設配管		
		* 既設配管の再生工法		7.1	一般事項	* 埋設給水本管の分岐、曲り部等の衝撃防護措置 ※ 図示による ・() ・図示による	
		* 既設配管の再生工法		【改修】5節	埋設配管	* 地中埋設管(屋外埋設管の分岐及び曲り部)の設置箇所 ※ 図示による ・() ・図示による	【改修2.5.1】 【改修2.5.1】
		* 既設配管の再生工法		【2.5.1】	一般事項	* 管埋設部分の舗装等のはづり及び復旧工事 施工範囲 施工仕様 ※ 図示による ・() ・図示による	
		* 既設配管の再生工法		【改修】7節	試験	* 地盤対策 ※ 図示による ・() ・図示による	
		* 既設配管の再生工法		【2.7.1】	一般事項	* 植栽・芝生・舗装・石貼・タイル等の移植及び撤去、復旧及び再利用品等 ※ 図示による ・() ・図示による	
		* 既設配管の再生工法				* 既設配管との接続部等、既設配管を含む部分の試験方法及び試験圧力 ※ 図示による ・() ・図示による	
		* 既設配管の再生工法				* システム全体の試験 ・行う ・行わない	

章	項目	特記事項	備考	章	項目	特記事項	備考
	【改修】8節 撤去 【2.8.2】既設配管の撤去	* 既設配管の撤去範囲 ※図示による · ()			【改修】5章 インサート及びアンカー 【1節】一般事項 【5.1.1】共通事項 【5.1.2】機器の固定	* 既存インサート及びアンカーボルトを再使用する場合の引張強度確認試験 ◎行う · 行わない	
3章 保温、塗装及び防錆工事	1節 保温工事	* 空気調和設備工事の保温の種別 共同溝の保温種別 · () · 図示による 暗渠内の空調用のドレン管の保温 · 行う · 行わない · 図示による 保温化粧ケース（冷媒管の保温外装） · 使用する · 使用しない · 図示による 外装材の種別（冷媒管に断熱材被覆鋼管を使用した場合） ◎（溶融アルミニウム亜鉛板） · 図示による		第2編 共通工事	【2節】施工 【5.2.1】穿孔 【5.2.3】確認試験	* 埋込み配管等の探査の範囲及び方法 ※図示による · () * あと施工アンカーの性能確認試験 ◎行う ◎行わない * あと施工アンカーの施工後確認試験 ◎行う · 行わない	
3.1.4 空気調和設備工事の保温		* 暗渠内のダクトの保温 · 行う · 行わない · 図示による 厨房用排気用ダクトの保温 · 行う · 行わない · 図示による 表2.3.2 注11(7)～(9)のうち保温を行うもの · () · 図示による 表2.3.2 注12(7)～(9)のうち保温を行うもの · () · 図示による 表2.3.2 注13(7)～(9)のうち保温を行うもの · () · 図示による		【改修】6章 基礎工事 【1節】一般事項 【6.1.1】共通事項	* 機器用基礎 · 新設 ◎既設再使用 * 基礎 · 標準基礎 ◎標準基礎 * 標準基礎の場合 基礎の大きさ · () ※図示による * 基礎の増設及び補修 ※図示による · () * 防水層の補修 ※図示による · ()		
3.1.5 給排水衛生設備工事の保温		* 管及び機器の保温施工種別 表2.3.3 注8 冷媒管の保温化粧ケースの材質 · () · 図示による 表2.3.3 注10 施工種別AにおけるA2の適用 ※ A1(シートタイプ) · A2(ジャケットタイプ) · 図示による		1章 機材 <各節共通>	* インバータ制御を行う空気調和設備[制御盤に1.2.2.2を適用] () 上記設備のインバータ回路の高調波対策 ◎要 · 不要 · 図示による		
3.1.6 保溫材の厚さ		* 共同溝の保溫種別 · () · 図示による * 鋼板製煙道の保溫 · () · 図示による * 表2.3.5注(7)～(9)のうち保溫を行うもの · () · 図示による		1.1.1 ボイラー	* [・鋼製ボイラー] · 鋼製小型ボイラー · 小型貫流ボイラー及び簡易貫流ボイラー · 鋼鉄製ボイラー] · 鋼製ボイラー 燃料装置の燃焼制御方式 () · 図示による 制御盤 適用する構成項目 · 進相コンデンサー · 運転時間計 · 図示による 表2.1.8 ○印以外で設ける接点及び端子 · 運転時間表示用端子 · 図示による · ()		[表2.1.6]
【改修】3.1.3】空調工事及び衛生工事の保溫		* 寒冷地等表2.3.7によらない場合の保溫材の厚さ[空調、給排水衛生設備工事] () · 図示による		1.1.2 鋼板製煙道	* 複数台の小型貫流ボイラーから構成される場合の適用 · () · 図示による 小型貫流ボイラー又は簡易貫流ボイラーの場合の薬液注入装置の適用 ※図示による · () * 鋼製簡易ボイラーの燃焼装置 · 燃焼制御方式 () · 図示による * 鋼鉄製簡易ボイラーの燃焼装置 · 燃焼制御方式 () · 図示による		
2節 塗装及び防錆工事	3.2.1 塗装	* 塗料種別 合成樹脂調合ペイント塗りの塗料 ※JIS K 5516 1種 · () · 図示による アルミニウムペイント塗りの塗料 ※JIS K 5492 · () · 図示による		1.1.3 ばい煙濃度計	* ばい煙濃度計の取付座 · ばいじん量測定口 · 伸縮綫手 · 掃除口 · 図示による * 煙道の鋼材厚さ · () · 図示による * 塗料種別 合成樹脂調合ペイント塗りの塗料 ※JIS K 5516 1種 · () · 図示による アルミニウムペイント塗りの塗料 ※JIS K 5492 · () · 図示による		[改修]3.2.1]
4章 關連工事	1節 仮設工事	* 足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について（平成21年4月24日厚生労働省労働基準局長 基発第0424002号）に規定する「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の（2）手すり据置方式又は2の（3）手すり先行専用足場方式により行う。 * 屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、JIS A8971（屋根工事用足場及び施工方法）に基づき、建方作業台、渡り廊下、墜落防護さく等の足場及び装備機材を設置する。 * 内部足場 · () · 枠組足場またはくさび緊結式足場 · 単管足場 · 脚立足場、移動式足場、移動式昇降足場、高所作業車のうちのいずれか * 外部足場 · 別契約の関係受注者の設置する足場 · 枠組足場またはくさび緊結式足場 · 单管本足場 · 仮設ゴンドラ · 移動式足場 · 高所作業車 · () * 設置するシート等 · 防護シート（JISA8952） · 防護ネット（JISA8960） · 防音シート · () * 高さが5m以上の箇所での作業を行う場合、労働安全衛生規則の各規定により使用する要求性能墜落制止用器具はフルハーネス式とし、「墜落制止用器具の規格」（平成31年1月25日厚生労働省告示第11号）によるものとする。 * 設ける（程度） · 既存建物内の一部 ◎設けない 監督職員の指示を受け、必要に応じて次の備品を置く。 * 標準備品 机、いす、書棚、行事予定表、ゴム長靴、雨合羽、保護帽、懐中電灯、寒暖計、墜落制止用器具、衣類ロッカーカー、受注者加入の電話子機、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具 * 選択備品 パソコン · プリンター · FAX · 複写機		1.1.5 給水軟化装置	* イオン交換樹脂筒 ※1筒式 · () · 図示による * 運転方式 ※自動式 · 手動式 · 図示による		
第2編 共通工事	* 監督職員事務所			【改修】1節 機器 【1.1.2】試験	* 分割搬入を行う機器の試験 · 行う (機器名:) · 行わない		
	* 監督職員事務所の備品			2節 溫水発生機	* 燃焼装置の燃焼制御方式 [真空式温水発生機、無圧式温水発生機の場合] · 図示による · ()		
	* 受注者事務所、材料置場その他仮設物の設置場所	* 受注者事務所（設ける場合） ※構内（従業員宿舎除く） · 構外 * 材料置場 ※構内 · 構外 * その他仮設物 ※構内（従業員宿舎除く） · 構外		3節 空気調和設備工事	* 容量調節装置の燃焼制御方式 · 図示による · () * 制御盤 [定格出力186kwを超える場合] · 進相コンデンサー · 運転時間計 · 運転時間表示用端子 · 図示による · ()		[表2.1.6]
	* 建設工事名称板及び建設現場標識の設置	* 建設工事名称板 · 設ける · 構外 · 構内 · 構外 * 建設現場標識 ※設ける（他工事と共同設置を可とする） · 設けない 工事期間中は監督職員の指示する場所に工事表示板（W=900、H=600程度）を設け、工事名、発注者（春日井市と表示）、工事監理者、受注者等を記入する。建設業の許可票等の関係法令に定められた表示板及び建設業退職金共済組合加入適用標識を監督職員の指示する場所に掲示する。		1.3.1 チリングユニット	* 圧縮機のインバーター制御 · 行う · 行わない		
	【改修】1編2.2.3 仮設間仕切り	* 仮設間仕切り種別 A種 · B種 ※C種 【改修表1.2.3】 A種、B種の場合の塗装等仕上げ · 有 A種、B種の場合の塗装等仕上げ · 有 ※無	※無	1.3.2 空気源ヒートポンプユニット	* モジュール形の適用 · 有 · 無 · 図示による * 冷水ポンプの組込み · 有 · 無 · 図示による * 氷蓄熱用への適用 · 有 · 無 · 図示による * 電動機の始動方式 ※表2.1.5による · 直入始動 · 始動装置による始動 · 図示による * 冷媒 · () · 図示による * 成績係数 数値 · () · 図示による		
2節 土工事	4.2.1 一般事項	* 埋戻し及び盛土 · 山砂の類 ※根切土の中の良質土 * 他現場の発生土の中の良質土 · 再生コンクリート砂 * 処分にあたっては関係法令に基づき、適正に処理する。 * 建設発生土の有無 · 有 · 無 * 建設発生土の処理 · 構外搬出（関係法令に従い適切に処理） （搬出先名称（所在地）： （片道運搬距離（km）： （搬出先条件（土質試験、その他建設発生土の発生抑制や適正処分に必要な情報） · 場内敷き均し 建設発生土を構外へ搬出する場合は、搬出先等の承諾を得たうえで、搬出先及び処分状況（高さ、勾配等）がわかる写真並びに運搬を証明する書類等を監督職員に提出する。		【改修】7.1.1】	* 電動機の始動方式 ※表2.1.5による · 直入始動 · 始動装置による始動 · 図示による * 冷媒 · () · 図示による * 成績係数 数値 · () · 図示による		
4節 コンクリート工事	4.4.1 一般事項	* 設計基準強度 · () · 図示による * スランプ · 15cm · 18cm · () · 図示による		【改修】7.1.1】	* 氷蓄熱用への適用 · 有 · 無 · 図示による * 熱回収型の適用 [クリューリング機の場合] · 有 · 無 · 図示による * 電動機の始動方式 ※表2.1.5による · 直入始動 · 始動装置による始動 · 図示による * 冷媒 · () · 図示による * 成績係数 数値 · () · 図示による		
	【改修】4章 はつり及び穴開け	* 施工日・施工時間 制限 ◎有（協議による） · 無 * 放射線透過検査 · 行う ◎行わない · () * 貴重場所、口径等 ◎図示による · () * 解体基礎の仕様（有筋・無筋、防水・非防水、寸法等） ※図示による · () * 基礎の解体・撤去後の床面仕上げ及び補修 ※図示による · ()		【改修】7.3.1】	* 進相コンデンサー（高圧電動機盤） · 設置する () · 設置しない * 電動機盤 進相コンデンサー · 設置する · 設置しない · 図示による 表2.1.8 ○印以外で設ける接点及び端子 ※図示による · () * 運転時間表示用端子 · 氷水出入口温度用端子 · 消費電力表示用端子		[表2.1.8]
					* 運転停止表示 · 運転時間表示用端子 · 氷水出入口温度用端子 (空気熱源ヒートポンプユニット) · 温水出入口温度用端子 · 消費電力表示用端子 * インバーター制御方式とする · 要 · 不要 · 図示による * 容量制御 インバーター制御盤 · 要 · 不要 · 図示による * 氷蓄熱用への適用 · 有 · 無 · 図示による * 熱回収型の適用 [クリューリング機の場合] · 有 · 無 · 図示による * 電動機の始動方式 ※表2.1.5による · 直入始動 · 始動装置による始動 · 図示による * 冷媒 · () · 図示による * 成績係数 数値 · () · 図示による		No.3b

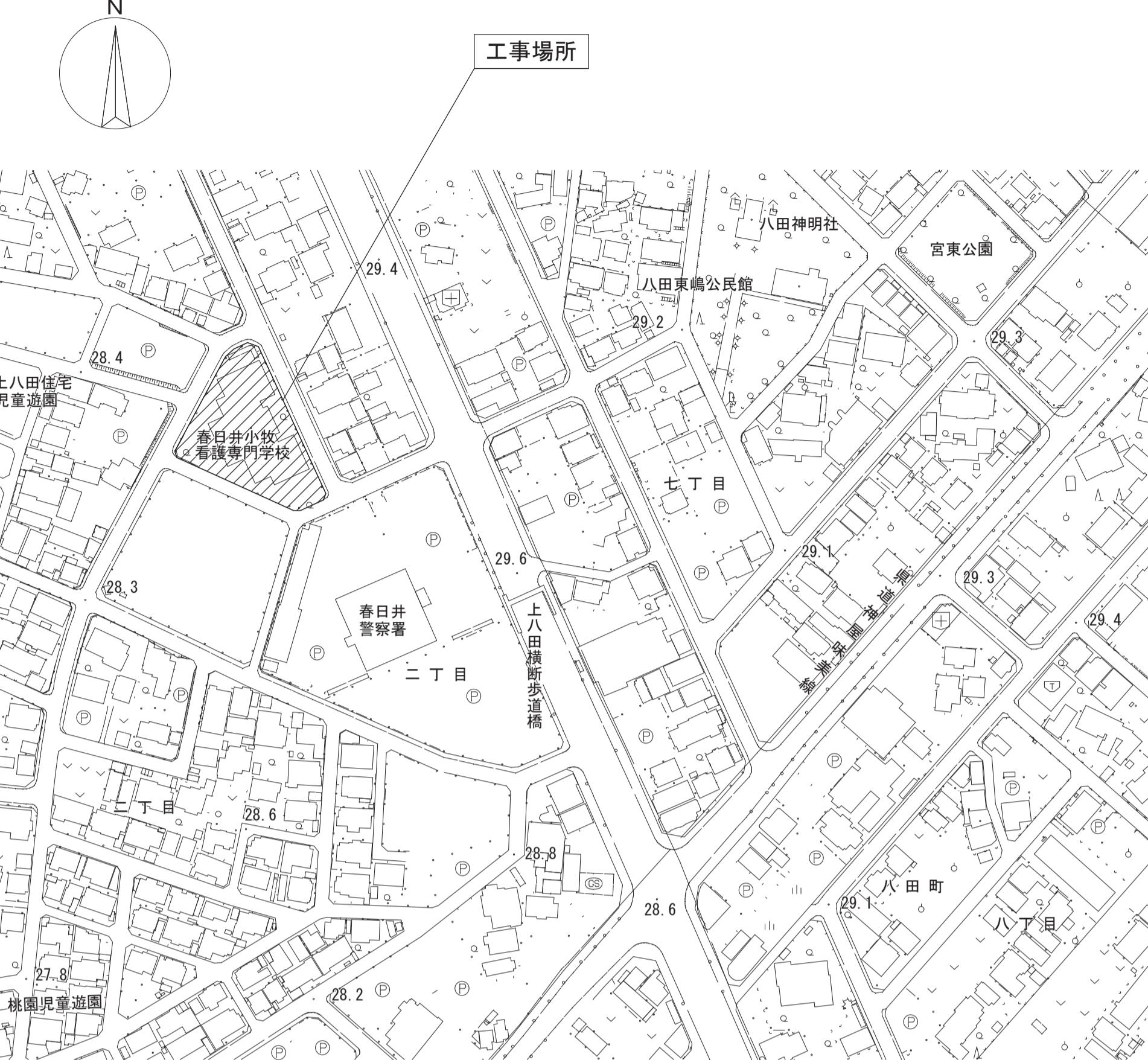
章	項目	特記事項	備考	章	項目	特記事項	備考
第3編 空気調和設備工事	1.12.3 真空給水ポンプユニット(真空ポンプ方式)	*電動機 200V・400V三相誘導発電機の始動方式 ※第2編 表2.1.5による	【改修1.2.1】	第4編 自動制御設備工事	1.4.3 周辺装置	*ガラスパネルとする場合 形式・合成樹脂パネル・鋼板パネル・合成樹脂マザイパネル・図示による	【表4.1.5】
	1.12.4 真空給水ポンプユニット(エゼクター方式)	*フート弁 口径()mm	表示部 表示項目及び表示点数()		1.4.3 周辺装置	*操作卓 寸法 ※図示による	【表4.1.6】
	1.12.5 オイルポンプ	*形式 横形・立形・渦流形	・図示による		1.4.3 周辺装置	*電源装置 ※交流無停電電源装置	停電補償時間()
	13節 タンク及びヘッダー	*形式 機器の接続口	・要()不要		1.4.3 周辺装置	*印字装置 印字方式	・インクジェット方式・レーザー方式・図示による
	1.13.2 還水タンク	*還水タンク 蒸気管の接続口	・要()不要		1.4.3 周辺装置	*インターホン	・適用する 通話方式及び設置場所()
	1.13.3 多管形熱交換器	*本体の材質 SUS304	・要()SUS316		1.4.3 周辺装置	・適用しない	※図示による
	1.13.5 開放形膨張タンク	*付属品 鋼製はしご	・要()不要		1.4.4 端末装置	*ダイレクト・外コントローラ(DDC) 適用する制御機能	【表4.1.7】
	1.13.6 空調用密閉形隔膜式膨張タンク	*本体の材質 SUS44	・要()SUS304		1.4.4 端末装置	熱源用DDC機能	・図示による
	1.13.7 オイルタンク	*付属品 鋼製はしご	・要()不要		1.4.4 端末装置	空調用DDC機能	・図示による
	1.13.9 ヘッダー	*付属品 溶解栓	・要()不要		1.4.4 端末装置	V A V用DDC機能	・図示による
第3編 空気調和設備工事	14節 ダクト及びダクト付属品	*形式 湍流形	・図示による		1.4.4 端末装置	ファンコントローラ用DDC機能	・図示による
	1.14.1 一般事項	*ダクトの区分	蒸気管の接続口		1.4.4 端末装置	ユーザーターミナル機能	・図示による
	1.14.3 長方形ダクト	○アンダーラジング工法ダクト	・要()SUS316	第5編 給排水衛生設備工事	5節 計装用機材	*合成樹脂製可とう電線管(P F管)	・図示による
	1.14.6 チャンバー	○コナボルト工法ダクト	・要()SUS44		1.5.1 電気計装用機材	*硬質ビニール管及び付属品	・図示による
	1.14.7 吹出口、吸出口ボックス	○共板フランジ工法	・要()SUS304		2章 施工	*耐震支持 水平震度及び鉛直震度	【表4.2.1】
	1.14.8 排気フード	○ドライ・オフランジ工法	・要()		3節 配線	*横引き配管等の耐震支持	【表4.2.2】
	1.14.11 グリス除去装置	○厨房用排気ダクトの板厚()mm	・要()		2.3.1 配線	*垂直配管等の耐震支持	【表4.2.2】
	15節 制気口及びダンパー	○施す	・施さない		【改修】5節 撤去	*電線管、配線等の撤去範囲	【表4.2.2】
	1.15.3 吹出口	*ボックス	・グラスウール製		【改修】2.3.配線	*既存設備の撤去	【表4.2.2】
	1.15.14 変風量ユニット	*ドード尾い ダンパー類の点検口	・設ける()		【改修】5節 撤去	*電線管、配線等の撤去範囲	【表4.2.2】
第2章 施工	1節 機器の据付け及び取付	*ダクトの区分	・設けない		1章 機材	*衛生陶器の付属品及び水栓、洗浄弁、洗浄管等の見え掛り部の材質	【改修1章】節
	2.1.1 一般事項	*ダクトの区分	・設けない		1.1.1 一般事項	*付属水栓[自動水栓の場合] 電源種別・AC電源	【改修1章】節
	2.1.8 コンバージョン装置	*排ガス管、排ガスダクトの保温材の厚さ()mm	・要()		1.1.2 衛生陶器及び付属品	*手動ハンドル・有()無()	【改修1章】節
	2.1.18 送風機	*遠心送風機(床置形) 基礎の形式	・標準基礎		1.1.3 衛生器具ユニット	*小便器用節水装置の形式	・小便器一体型
	2.1.19 ポンプ	*防振基礎の場合 防振材	・要()		1.1.3 衛生器具ユニット	*大便器用便座	・普通便座
	2節 ダクトの製作及び取付け	振动絶縁効率(%)	・要()		1.1.3 衛生器具ユニット	*付属品	・紙巻器のハンドル・カート機能
	2.2.1 一般事項	*防振基礎の場合 防振材	・要()		1.1.3 衛生器具ユニット	*行引式製シート・ペーパーハンドル	・要()
	2.2.5 ダクト付属品	振动絶縁効率(%)	・要()		1.1.3 衛生器具ユニット	*背もたれ	・設けない
	【改修】2.2.6 既設ダクトの再利用	*既存状態を調査・記録する場所及び箇所数	・要()		1.1.3 衛生器具ユニット	*大便器ユニット	・大便器の種類及び洗浄弁の組合せ
	【改修】2.2.7 ダクト清掃	*ダクト内清掃	・行う		1.1.3 衛生器具ユニット	*小便器ユニット	・配管材、ケーシング[化粧前板、甲板の仕様]
第4編 自動制御設備工事	2.2.1 一般事項	*ダクト清掃の工法	・行わない		1.1.3 衛生器具ユニット	*洗面器ユニット	・小便器の種類及び節水装置の組合せ
	2.2.5 ダクト付属品	*既存状態を調査・記録する場所及び箇所数	・要()		1.1.3 衛生器具ユニット	*壁掛け汚物流しユニット	・配管材、ケーシング[化粧前板、甲板の仕様]
	【改修】2.2.6 既設ダクトの再利用	*吹出口、吸込口、ダンパー等の再取付け前の清掃	・行う		1.1.3 衛生器具ユニット	*その他のユニット	・汚物流しの種類、ペースト・洗浄用水栓及び給湯方式
	【改修】2.2.7 ダクト清掃	*ダクト内粉じん捕集方法	・要()		1.1.4 浴室ユニット	*壁掛け汚物流しユニット	・配管材、ケーシング[化粧前板、甲板の仕様]
	【改修】4節 撤去	*既設ダクトの撤去	・要()		1.1.4 浴室ユニット	*壁、天井、床の仕様	・汚物流しの種類、ペースト・洗浄用水栓及び給湯方式
	【改修】4節 撤去	*ダクト内粉じん捕集方法	・要()		1.1.4 浴室ユニット	*水栓・給湯管の要否	・壁、天井、床の仕様
	【改修】4節 撤去	*ダクト内粉じん捕集方法	・要()		1.1.4 浴室ユニット	*浴槽・大きさ	・水栓・給湯管の要否
	【改修】4節 撤去	*ダクト内粉じん捕集方法	・要()		1.1.4 浴室ユニット	*浴槽・大きさ	・浴槽・大きさ
	【改修】4節 撤去	*ダクト内粉じん捕集方法	・要()		1.1.5 複合浴室ユニット	*照明の種類	・浴槽・大きさ
	【改修】4節 撤去	*ダクト内粉じん捕集方法	・要()		1.1.5 複合浴室ユニット	*付属品の仕様[建具、鏡、排水トラップ、外掛け]	・照明の種類
第5編 給排水衛生設備工事	1章 機材	*ダクト内粉じん捕集方法	・要()		1.1.7 自動水栓	*電源種別・AC電源	・乾電池
	1節 総則	*ダクト内粉じん捕集方法	・要()		1.1.7 自動水栓	*手動スイッチ・有()無()	・自己発電
	1.1.1 一般事項	*ダクト内粉じん捕集方法	・要()		1.1.8 大便器用洗浄弁	*操作方式	・図示による
	【改修】1.1.1 一般事項	*ダクト内粉じん捕集方法	・要()		1.1.9 鏡	*大きさ	・タッチスイッチ式
	2節 自動制御機器	*ダクト内粉じん捕集方法	・要()		1.1.10 化粧棚	*大きさ	・手動式
	1.2.2 調節部	*ダクト内粉じん捕集方法	・要()		1.1.11 水石けん入れ	*型式	・図示による
	【改修】1.2.2 盆類の改造	*ダクト内粉じん捕集方法	・要()		1.1.13 温水洗浄便座	*自動供給式・適用する	・適用しない
	1.2.3 操作部	*ダクト内粉じん捕集方法	・要()		【改修】1節 機器・器具	*温水洗浄機能	・温水洗浄用水加温方式
	3節 自動制御盤	*ダクト内粉じん捕集方法	・要()		【改修】1節 機器・器具	*付加機能	・貯湯方式
	1.3.3 キャビネット	*ダクト内粉じん捕集方法	・要()		【改修】1節 機器・器具	*分割搬入の必要のある機器の試験	・瞬間方式
第4編 自動制御設備工事	4節 中央監視制御装置	*ダクト内粉じん捕集方法	・要()		1.2.1 揚水用ポンプ(横形)	*電動機 200V・400V三相誘導発電機の始動方式	・図示による
	1.4.1 一般事項	*ダクト内粉じん捕集方法	・要()		1.2.2 揚水用ポンプ(立形)	*付属品 フート弁呼び径	・図示による
	1.4.2 中央監視盤	*ダクト内粉じん捕集方法	・要()		1.2.3 小形給水ポンプユニット	*付属品 フート弁呼び径	・図示による
	【改修】4節 撤去	*ダクト内粉じん捕集方法	・要()		1.2.4 水道用直結加压形ポンプU	*制御方式	・末端圧力推定制御
	【改修】4節 撤去	*ダクト内粉じん捕集方法	・要()		【改修】4節 撤去	*運転方式	・図示による
	【改修】4節 撤去	*ダクト内粉じん捕集方法	・要()		【改修】4節 撤去	*24時間強制ローテーション機能	・図示による
	【改修】4節 撤去	*ダクト内粉じん捕集方法	・要()		【改修】4節 撃去	*付属品 フート弁呼び径	・図示による
	【改修】4節 撃去	*ダクト内粉じん捕集方法	・要()		【改修】4節 撃去	*逆流防止装置 設置位置	・図示による
	【改修】4節 撃去	*ダクト内粉じん捕集方法	・要()		【改修】4節 撃去	*吸込側	・図示による
	【改修】4節 撃去	*ダクト内粉じん捕集方法	・要()		【改修】4節 撃去	*吸込側	・図示による
第5編 給排水衛生設備工事	1章 機材	*ダクト内粉じん捕集方法	・要()		【改修】4節 撃去	*吸込側	・図示による
	1節 総則	*ダクト内粉じん捕集方法	・要()		【改修】4節 撃去	*吸込側	・図示による
	1.1.1 一般事項	*ダクト内粉じん捕集方法	・要()		【改修】4節 撃去	*吸込側	・図示による
	【改修】1.1.1 一般事項	*ダクト内粉じん捕集方法	・要()		【改修】4節 撃去	*吸込側	・図示による
	2節 自動制御機器	*ダクト内粉じん捕集方法	・要()		【改修】4節 撃去	*吸込側	・図示による
	1.2.2 調節部	*ダクト内粉じん捕集方法	・要()		【改修】4節 撃去	*吸込側	・図示による
	【改修】1.2.2 盆類の改造	*ダクト内粉じん捕集方法	・要()		【改修】4節 撃去	*吸込側	・図示による
	1.2.3 操作部	*ダクト内粉じん捕集方法	・要()		【改修】4節 撃去	*吸込側	・図示による
	3節 自動制御盤	*ダクト内粉じん捕集方法	・要()		【改修】4節 撃去	*吸込側	・図示による
	1.3.3 キャビネット	*ダクト内粉じん捕集方法	・要()		【改修】4節 撃去	*吸込側	・図示による
第4編 自動制御設備工事	4節 中央監視制御装置	*ダクト内粉じん捕集方法	・要()		【改修】4節 撃去	*吸込側	・図示による

章	項目	特記事項						備考
第1編 給排水衛生設備工事	1.2.5 深井戸用水中モーターポンプ	* ケーシングの材質 揚水管の材質 制御ケーブルの長さ 水中ケーブルの長さ	・図示による ※ JIS G 5501(ねずみ鉄品)FC200以上 ・() ・()	・JIS G 4305(冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)のSUS304 ・JIS G 5121(ステンレス鋼鉄品)のSCS13 ・図示による ・図示による ・図示による				
	1.2.7 汚水、雑排水及び汚物用水中モーターポンプ	* ケーシングの材質 羽根車の材質 水中形三相誘導電動機 汚物用水中モーターポンプ	・() ・() ・油封式 電動機の極数	・1.2.7(3)の金属製 ・1.2.7(4)の金属製 ・乾式 ・4極	・合成樹脂製 ・合成樹脂製 ・図示による ・6極	・図示による		
	1.2.8 消火ポンプユニット	* 着脱装置 付属品 ケーシングの材質 電動機 付属品	・() ・要 水中ケーブル長さ ・図示による 200V・400V三相誘導発電機の始動方式 フート弁呼び径	・図示による ・不要 ・() ・JIS G 4305(冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)のSUS304 ※ JIS G 5501(ねずみ鉄品)FC200以上 ※第2編表2.1.5による ※ 図示による				
	3節 温水発生機等	* 燃焼装置の燃焼制御方式[真空式温水発生機、無圧式温水発生機の場合] * 容量調節装置の燃焼制御方式 * 制御盤 [定格出力186kwを超える場合] 適用する構成項目 表2.1.8 ○印以外で設ける接点及び端子 インバータ制御を行う場合の制御盤における1.2.2.2の適用 インバータ制御を行う場合のインバータ回路の高調波対策	・図示による ・図示による ・() ・() ・() ・()				[表2.1.6]	
	1.3.5 コージェネレーション装置	* 貯湯タンク容量 * 助熱源機(潜熱回収型給湯器) * 温水熱交換器	・() 熱効率 鋼製はしご	・※ 300L以上 ※ 90%以上(基準総発熱量) ・要 ・不要	・図示による ・() ・図示による			
	1.3.7 潜熱回収型給湯器	* 給湯の熱効率	※ 90%以上(基準総発熱量)	・()	・図示による			
	1.3.8 貯湯式電気温水器	* 制御盤の節電機能	・組込む	・組込まない	・図示による			
	1.3.9 ヒートポンプ給湯機	* 貯湯タンク容量	・()	・()	・図示による			
	1.3.10 排気筒	* 頂部の形状[外気に開放の場合]	・()	・()	・図示による			
	1.3.11 太陽熱集熱器	* 形式	・平板形 ・溶融亜鉛めっき鋼板	・真空ガラス管形 ・組込まない	・図示による ・図示による			
第5編 給排水衛生設備工事	1.3.12 太陽熱蓄熱槽	* ケーシングの材質 * 助熱源 * ケーシングの材質	・溶融亜鉛めっき鋼板 ・組込む ・溶融亜鉛めっき鋼板	・アルミニウム板 ・組込まない ・アルミニウム板	・ステンレス鋼板 ・図示による ・ステンレス鋼板 ・図示による			
	4節 タンク	* 設計用水平震度	※ 図示による	・()				
	1.4.1 一般事項	* 鋼板製タンクの塗装	塗料種別 合成樹脂調合ペイント塗りの塗料 アルミニウムペイント塗りの塗料	※ JIS K 5516 ※ JIS K 5492	1種 ・()	・図示による ・図示による		
	1.4.2 タンク	* FRP製一体型パネルタンク * FRP製パネルタンク	給水栓用配管の接続口 ※複合板形パネルタンク	・設ける ・単板形パネルタンク	・設けない	・図示による ・図示による		
		電極棒の切替等によりタンクの容量制御を行う場合の気相部の水位レベル	・()	・()	・()	・図示による		
		* 鋼板製一体形タンク	乾燥方法 給水栓用配管の接続口	※加熱硬化 ・設ける	・設けない	・図示による		
		* ステンレス鋼板製パネルタンク[溶接組立形]	タンク外部の保溫 電極棒の切替等によりタンクの容量制御を行う場合の気相部の水位レベル	・施す ・設ける	・施さない ・設けない	・図示による ・図示による		
		* ステンレス鋼板製パネルタンク[ボルト組立形]	タンク外部の保溫 電極棒の切替等によりタンクの容量制御を行う場合の気相部の水位レベル	・施す ・設ける	・施さない ・設けない	・図示による ・図示による		
		* 給湯用膨張補給水タンク	給水栓用配管の接続口	・設ける	・設けない	・図示による		
	1.4.4 給湯用密閉形隔膜式膨張タンク	* 本体の材質 * 付属品 * 乾燥方法	・鋼板(エポキシ樹脂ライニング) 鋼製はしご ・要 ※加熱硬化	・SUS304 ・図示による ・図示による	・図示による			
第5編 給排水衛生設備工事	1.4.5 消火用充水タンク	* 付属品	溶解栓	・要 ・不要	・図示による			
	1.4.6 第3編1.13.5による場合	本体の材質	・鋼板(エポキシ樹脂ライニング)					
	1.4.6 第5編1.4.2.5による場合	付属品	鋼製はしご	・要 ・不要	・図示による			
		タンク外部の保溫	・施す	・施さない	・図示による			
		電極棒の切替等によりタンクの容量制御を行う場合の気相部の水位レベル	・()	・()	・図示による			
		* 材質	給水栓用配管の接続口 ・ステンレス鋼板製パネルタンク	・設ける ・設けない	・設けない ・図示による	・図示による		
	5節 消火機器						【改修1章2節】	
	1.5.3 連結送水管	* 送水口 浴槽ふた 照明の種類 付属品の仕様[建具、鏡、排水トラップ、タオル掛け]	・呼称65の青銅製 ・要 ・不要 ※図示による	・呼称65のステンレス製 ・()	・図示による			
	1.5.4 屋外消火栓	* 放水口 屋外消火栓開閉弁 屋外消火栓箱	呼称 ・50 ・60 材質[地上式] 材質 ・()	・図示による ・() ・()	材質 ・青銅製 ・ステンレス鋳物製	・()		
	1.5.5 スプリンクラー	* 閉鎖型スプリンクラーヘッド * スプリンクラー用送水口	種別 ・呼称65の青銅製 型式 ・壁埋込型 ・スタンド型	・() ・()	・図示による ・図示による			
	1.5.8 泡消火	* 泡消火薬剤 感知用ヘッド 散水ヘッド	※ 水成膜泡消火薬剤 形式 ・開放型散水ヘッド	・呼称65のステンレス製 ・()	・合成界面活性剤泡消火薬剤 ・()	・図示による		
	1.5.10 連結散水	* 送水口	・呼称65の青銅製 型式 ・壁埋込型 ・スタンド型	・呼称65のステンレス製 ・()	・閉鎖型スプリンクラーヘッド ・()	・図示による		
			1の送水区域の散水ヘッド数が4以下のもの	・図示による ・()	・()	・図示による		
				※単口形	・()	・図示による		

章	項目	特記事項					備考
第5編 給排水衛生設備工事	6節 廚房機器	* 熱調理器で固定金具等で床等に固定するもの	・図示による	・()	・()	・()	
	1. 6. 1 一般事項	* 安全装置の各機材への適用で表5.1.7の△印を適用する機材	・()	・()	・()	・()	・図示による
	1. 6. 4 板金製品	* 流しの下部 ※すのこ	・戸棚	・図示による	・()	・()	
	1. 6. 5 热調理器	* 流しトラップ ※合成樹脂製	・()	・()	・()	・()	・図示による
		* 作業台(調理台、脇台、盛付台等)の下部	※すのこ	・引出し	・戸棚	・図示による	
		* 棚段数	・()	・()	・()	・()	・図示による
		* ガステーブルレンジ 丸五徳型の甲板	※鉄製厚さ10mm以上	※ステンレス鋼板製厚さ2.0mm以上	・ステンレス鋼板製厚さ1.2mm以上	・()	・図示による
		* すのこ ・設ける (・ステンレス鋼板製 ・ステンレス鋼管製)	・()	・()	・()	・()	・図示による
		* 電気テーブルレンジ すのこ ・設ける (・ステンレス鋼板製 ・ステンレス鋼管製)	・()	・()	・()	・()	・図示による
	1. 6. 6 食器洗浄機	* 揚物器(フライヤ) 加熱方式	・ガス式	・電気式	・()	・()	・図示による
		* 炊飯器 加熱方式	・ガス式	・電気式	・()	・()	・図示による
		* 焼物器 形式	・オープン形	・開放形	・()	・()	・図示による
		* 煮炊釜 加熱方式	・ガス式	・電気式	・()	・()	・図示による
		* 食器洗浄機 加熱方式	・ガス式	・電気式	・()	・()	・図示による
	7節 排水金具	* 排水共栓	・ステンレス製	・黄銅製	・()	・()	・図示による
	1. 7. 6 排水金物	* 通気金具	防錆処理[見掛け部がねずみ鉄製の場合]	※亞鉛溶融めつき	・()	・()	・図示による
	1. 7. 7 通気金具	* 本体材質	※ステンレス鋼板製	・強化プラスチック製(FRP)	・()	・()	・図示による
	9節 雨水利用機器	* 遮断弁の種類	・ナイフ仕切弁	・偏心式プラグ弁	・バタフライ弁	・()	・図示による
	1. 9. 1 雨水電動遮断弁	* 遮断弁の開閉状態の遠方表示用接点、端子等	・()	・設ける	・設けない	・()	・図示による
	1. 9. 2 網かご形スクリーン(床置形)	* 本体の目幅 有効間隔	※5mm	・() mm	・() mm	・() mm	・図示による
	1. 9. 3 移送ポンプ	* ケーシングの材質	・()	・1.2.7(3)の金属製	・合成樹脂製	・()	・図示による
		* 羽根車の材質	・()	・1.2.7(4)の金属製	・合成樹脂製	・()	・図示による
		* 水中形三相誘導電動機	・油封式	・乾式	・()	・()	・図示による
		* 着脱装置	・()	・()	・()	・()	・図示による
		* 付属品	ストレーナー	・要	・()	・()	・図示による
			水中ケーブル長さ	・不要	・()	・()	・図示による
	1. 9. 4 薬液注入装置	* 仕様	※図示による	・()	・()	・()	・図示による
2章 施工							
2節 給排水衛生機器							
2. 2. 1 一般事項		* 基礎	・標準基礎(大きさ	※図示による	・()	・防振基礎	・()
		* 機器の固定	設計用震度	※2.2.1(5)(7)(1)[改修は2.2.1(4)(7)(1)]による	・()	・()	・()
2. 2. 2 ポンプ		* 揚水用ポンプ(横形)及び小形給水ポンプユニット	防振材	・図示による	・()	振動絶縁効率	※80%以上
		* 消火ポンプユニット	防振材	・図示による	・()	振動絶縁効率	※80%以上
2. 2. 3 温水発生機等		* コージェネレーション装置	排ガス管、排ガスダクトの保温材の厚さ	・()	・()	・() mm	・()
		* ガス湯沸器、潜熱回収型給湯器、貯湯式電気温水器、ヒートポンプ給湯機	基礎の形式	・標準基礎(大きさ	※図示による	・()	・防振基礎
			機器の固定	設計用震度	・()	・()	・図示による
2. 2. 4 タンク		* F R P製、鋼板製及びステンレス鋼板製タンク	基礎の形式	・標準基礎(大きさ	※図示による	・()	・防振基礎
			機器の固定	設計用震度	・()	・()	・図示による
2. 2. 6 廚房機器		* 床又は壁に固定する機器	・()	・()	・()	・()	
【改修】2. 2. 7 機器・器具の再使用		* 再使用する機材の取外し前に確認する状態及び性能・機能	・()	・()	・()	・()	
		* 取外し後、特別な清掃を行う機材及びその方法	※図示による	・()	・()	・()	
			※図示による	・()	・()	・()	
1章 一般事項							
1節 総則							
1. 1. 1 一般事項	①都市ガス設備	都市ガス供給会社による責任施工とする。但し検査結果報告書等の提出を行うものとする。					【改修1.1.1】
	* 液化石油ガス設備	施工は、液化石油ガス設備士が行うものとする。					
2章 都市ガス設備							
1節 機材							
2. 1. 1 管及び継手	* 管材	※図示による	○(東邦ガス規格品)				[表6. 2. 1]
2. 1. 3 ガス漏れ警報器	* 外部出力端子	・有	・無	・図示による			
2. 1. 4 ガス漏れ警報設備	* 検知器	外部出力端子	・有	・無	・図示による		
2. 1. 7 ガスマーティー	* 計量方式	・実測式	・パルス式	○図示による			
2. 1. 8 配管用雑材料	* スリーブの仕様	※ 第2編 2. 2. 27(2)による	・()	・()	・()	・図示による	
2節 施工							
2. 2. 3 配管	* 地中埋設標の設置箇所	※図示による	・()				【改修2. 2. 3】
	* 吊り及び支持	第2編 表2. 2. 20(改修は表2. 2. 6)の形鋼振れ止め支持不要箇所のうち特記により必要とする場合					【改修2. 2. 3】
		必要箇所、分類、支持間隔		・図示による	・()		
2. 2. 4 塗装	* 塗料種別	合成樹脂調合ペイント塗りの塗料 アルミニウムペイント塗りの塗料	※JIS K 5516 1種 ※JIS K 5492	・()	・()	・()	・図示による ・図示による
3章 液化石油ガス設備							
3. 1. 1 管及び継手	* 管材	※図示による	・()				[表6. 3. 1]
3. 1. 3 充填容器その他	* ガス漏れ警報器	外部出力端子	・有	・無	・図示による		
3. 1. 4 配管用雑材料	* スリーブの仕様	※ 第2編 2. 2. 27(2)による	・()	・()	・()	・図示による	
2節 施工							
3. 2. 2 管の接合	* 鋼管の接合溶接部の非破壊検査	・行う	・行わない			・図示による	【改修2. 3. 2】
	* 検査の種類及び抜取率	・図示による	・()	・()	・()	・()	

章	項目	特記事項	備考
第1編 医療ガス設備工事	2-2-2 配管の施工	* 空気及び吸引配管の保護方法 * 銅管配管の接合 2.2.2.2(i)以外を使用する場合	・図示による ・図示による
3節 既存配管設備の変更	2.3.1 一般事項	* 既存の撤去を行う場合の切り離し部の措置 ※プラグ止め * 2.4.2 (7) ~ (9)までの試験のうち、簡略化するもの * 仮設供給の方法	・() ・図示による
4節 検査・試験	2.4.2 検査・試験の順序	* 検査・試験の項目と順序 ※2.4.2による * アウトレット判別不可能な場合のガス別同定の検査方法	・() ・図示による ・() ・図示による
2.4.3 検査・試験の時期と内容		* 圧縮空気供給装置の清浄度試験 判定基準 寒冷地等の治療用空気の露点温度	()
* 本仕様書、図面、標準仕様書及び標準図に記載されたもののは「官庁施設の総合耐震計画基準解説」による。		* 局部震度法による建築設備機器（水槽類を除く）の設計用標準水平震度（KS）	本表は建築物の構造体が鉄筋コンクリート造、鉄骨造のものに適用する。 上層階は、2~6階建の場合 は最上階、7~9階建の場合 は上層3階、10~12階建の 場合は上層3階、13階建以 上の場合は上層4階。 中間階は、地下階、1階を除 く各階で上層階に該当しない もの。（平屋建は1階と屋上で 構成され中間階はない） 設置場所の区分は機器を支 持している床部分にしたがっ て適用する。
		設置場所 耐震安全性の分類	※ 特定の施設 一般的施設 重要機器 一般機器 重要機器 一般機器 上層階、屋上及び塔屋 2.0 (2.0) 1.5 (2.0) 1.5 (2.0) 1.0 (1.5) 中間階 1.5 (1.5) 1.0 (1.5) 1.0 (1.5) 0.6 (1.0) 1階及び地下階 1.0 (1.0) 0.6 (1.0) 0.6 (1.0) 0.4 (0.6)
		(注) () 内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。	
		* 局部震度法による水槽類の設計用標準水平震度（KS）	耐震安全性の分類
		設置場所	※ 特定の施設 一般的施設 重要機器 一般機器 重要機器 一般機器 上層階、屋上及び塔屋 2.0 1.5 1.5 1.0 中間階 1.5 1.0 1.0 0.6 1階及び地下階 1.5 1.0 1.0 0.6
		* 重要機器	水槽類にはオイルタンク等を含む。 受電設備機器、自家発電設備機器、危険物関係機器、火気使用機器、(除、ガス瞬間湯沸器等) 直列電源機器、通信機器、電話交換機器、危険物用防災機器 第1種圧力容器、高圧ガス機器、油槽類 給水装置、排水装置、重要な空調 避難用機器、105 kW以上の冷凍機、冷却塔、貯湯槽 熱源機器、中央監視制御機器 防災機器 大型水槽類、特殊ガス容器等
		上記の他、上記を機能させるために必要な補器類、施設特性により重要とされるもの及び特に指定するもの。	
		* 一般機器	重要機器以外のもの
		* 東洋ゴム化工品株及びニッタ加工品株で製造された製品・材料を用いる場合	受注者は、東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)で製造された製品や材料(以下、ゴム製品等とする。)を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して請負者が指定した第三者(東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)と資本面・人事面で関係がない者)によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督職員の確認を得るものとする。 なお必要な品質証明書は、以下の試験及び検査において、製品に応じて必要な規格について取得するものとする。 試験名 計測項目 通常状態での試験(常態試験) 硬さ、比重、引張強度、伸び 熱老化試験 热老化前後での変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び) 圧縮永久ひずみ試験 圧縮による残留歪み 製品検査 外観、寸法、性能
		ただし、第三者による品質証明書類を提出し監督職員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の契約不適合責任が免責されるものではない。	
その他	* 特定建設資材の再資源化等	* 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、別表1又は2、及び3の積算条件を設定しているが、工事請負契約書の「解体工事に要する費用」等に定める事項は契約締結時に受注者と受注者の間で確認されたものであるため、発注者が積算上条件明示した別表の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、現場条件の変更等、受注者の責によるものではない限りない。また、受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。	
	* 別表1 建築物に係る解体工事	工程 作業内容 分別・解体等の方法 建築設備、内装材等 ○有・無 ※手作業・手作業と機械作業の併用 屋根ふき材 ○有・無 ※手作業・手作業と機械作業の併用 外装材、上部構造部材 ○有・無 ※手作業・手作業と機械作業の併用 基礎、基礎ぐい ○有・無 ■手作業 ※手作業と機械作業の併用 その他() ○有・無 ■手作業・手作業と機械作業の併用	
* 別表3 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(外構・工作物等)	工程 作業内容 分別・解体等の方法 仮設 ○有・無 ※手作業・手作業と機械作業の併用 土工 ○有・無 ※手作業・手作業と機械作業の併用 基礎 ○有・無 ■手作業 ※手作業と機械作業の併用 本体工事 ○有・無 ■手作業・手作業と機械作業の併用 本体付属品 ○有・無 ■手作業・手作業と機械作業の併用 その他() ○有・無 ■手作業・手作業と機械作業の併用	* 別表4 再資源化等をする施設の名称及び所在地 廃棄物の種類 施設の名称 所在地 コンクリート 鉄及びコンクリートから成る建設資材 アスファルト・コンクリート 木材	
	(注)別表4については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。		

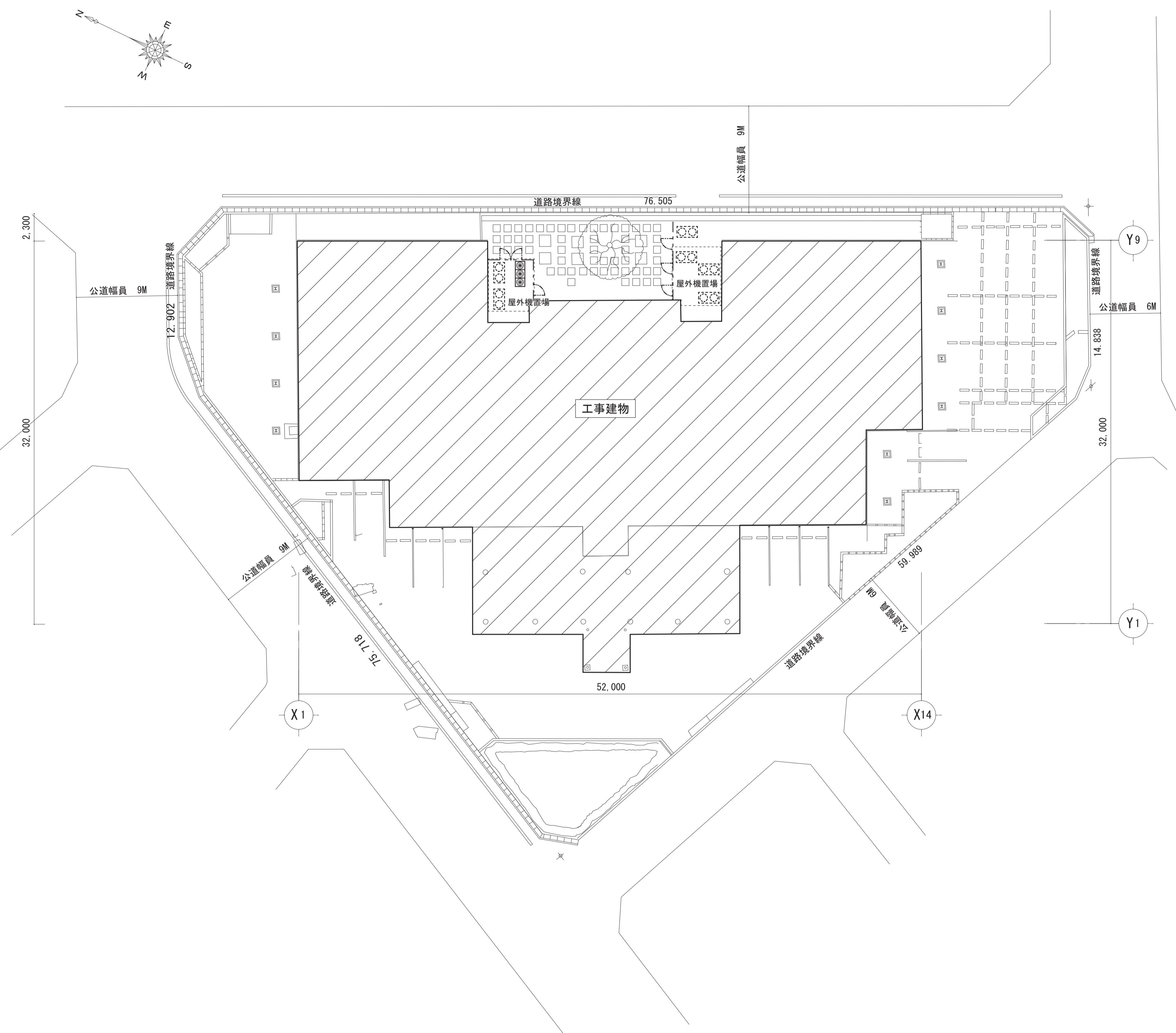
章	項目	特記事項	備考	
機械設備工事指定資材				
	分類	指定資材	適用範囲	
	ボイラー	銅製簡易ボイラー及び簡易貫流ボイラー 銅製ボイラー及び銅製簡易ボイラー 銅製小型ボイラー及び小型貫流ボイラー 銅製ボイラー	評価名簿登載品 評価名簿登載品 評価名簿登載品 評価名簿登載品	
	温水発生機	真空式温水発生機 無圧式温水発生機	評価名簿登載品 評価名簿登載品	
	冷凍機	リサイクルユニット及び空気熱源ヒートポンプユニット 吸収冷温水機	評価名簿登載品 評価名簿登載品	
	冷却塔	吸収冷温水機ユニット 遠心冷却機 冷却塔	評価名簿登載品 評価名簿登載品 評価名簿登載品	
	空気調和機	ユニット形空気調和機 アソシエイト及びセット形ファンコイルユニット コンパクト形空気調和機 パッケージ形空気調和機 マルチパッケージ形空気調和機 ガスコンバートボンブ式空気調和機	評価名簿登載品 評価名簿登載品 評価名簿登載品 評価名簿登載品 評価名簿登載品 評価名簿登載品	
	空気清浄装置	エアフィルター(バネル形・折込み形) 自動巻取形エアフィルター	評価名簿登載品 評価名簿登載品	
	全熱交換器	電気集じん器 全熱交換器(回転形・静止形) 全熱交換ユニット 遠心送風機(多翼形送風機)	評価名簿登載品 評価名簿登載品 評価名簿登載品 評価名簿登載品	
	送風機類	遠心送風機 斜流送風機 輪流送風機	評価名簿登載品 評価名簿登載品 評価名簿登載品	
	ポンプ類	消音ボックス付送風機 横形遠心ポンプ 水中モーターポンプ	評価名簿登載品 評価名簿登載品 (汚水用・雑排水用・汚物用)	
	ダクト付属品	立形遠心ポンプ 吹出口・吸込口	評価名簿登載品 評価名簿登載品	
	自動制御	風量ユニット(定風量・変風量) 自動制御システム	評価名簿登載品 評価名簿登載システム	
	衛生器具ユニット	衛生器具ユニット	JISマーク表示品または評価名簿登載品	
	タンク	FRP製バカルタンク 密閉形隔膜式膨張タンク(空調用・給湯用) ステンレス鋼板式バ・ルタク(溶接組立形) ステンレス鋼板式バ・ルタク(溶接組立形)	評価名簿登載品 評価名簿登載品 評価名簿登載品 評価名簿登載品	
	消火装置	スプリンクラー消火システム 不活性ガス消火システム 泡消火システム ハロゲン化物消火システム	評価名簿登載システム 評価名簿登載システム 評価名簿登載システム 評価名簿登載システム	
	厨房機器	廚房システム 銅製製ふた	評価名簿登載システム 評価名簿登載品	
	注)本工事に使用する資材・機材は、上表によるほか、令和4年版国土交通省大臣官房官房営繕部監修の各標準仕様書、工事特記仕様書、図面で指定された品質・性能を有するもの及び以下のものとする。 1) (一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」により評価を受けた建築材料・設備機材等(「評価名簿登載品、評価名簿登載システム」という)。ただし、評価書の「納入地区及びアフターサービス地区」に当該工事場所が含まれる場合に限る。 2) (一財)ベターリビングが認定した優良住宅部品(B・Lマーク表示が確認できるものに限る)。 3) その他、各標準仕様書の仕様規定及び試験方法に適合することが証明書等で確認でき、監督職員の承諾を得られたもの。 (定期的なリバースが必要になる機材については、メテナス(アフターサービス)の体制についても監督職員に承諾が得られること。) なお「評価名簿登載品」は、(一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」の評価書の写しを提出することにより、その評価を受けたこと及びメンテナンスの体制があることについて証明することができる。			
	特記事項 工事による空調使用不可期間は、夏休み期間中(7月末~8月末)のみとし、夏休み明けからは、各室の空調使用が可能なよう工事工程を計画すること。			



案内図 1/2000

凡例

記号	名称	備考	記号	名称	備考
—R—	冷媒管	断熱材被覆銅管	—SA—	空調送気ダクト	亜鉛鉄板
—D—	ドレン管	硬質ポリ塩化ビニル管(VP)	—RA—	空調還気ダクト	亜鉛鉄板
—CH—	冷温水管(往)	配管用炭素鋼管(白)	—OA—	空調及び換気ダクト	亜鉛鉄板
—CHR—	冷温水管(還)	配管用炭素鋼管(白)	—EA—	空調及び換気ダクト	亜鉛鉄板
—G—	給水管	塩ビライニング銅管(SGP-VA)	—VD—	風量調整ダンバー	
—G—	ガス管	ガス供給事業者認定品	—MD—	電動ダンバー	
—△—	弁類	仕切弁、逆止弁	—CD—	逆流防止ダンバー	
—□—	伸縮継手		—FD—	防火ダンバー	
—●—	可とう継手	SUS製	—F—	吹出口類	指定色仕上げ ※図中(F)はワイヤー付
—●—	可とう継手	ゴム製	—H—	吸込口類	指定色仕上げ ※図中(F)はワイヤー付
			○ ⊗	換気扇類	



配置図 1/200

株式会社 ミューパートナーズ

一級建築士事務所 愛知県知事登録番号(い-2) 第 10983号

一級建築士登録番号 第242551号 植田亮

公立春日井小牧看護専門学校講堂等空調更新工事

案内図・配置図・凡例

春日井市建設部施設管理課

M-09

改修前

記号	機器名称	設置場所	機器仕様	動力(kW)	相-電圧	台数	備考
RH-1	冷温水発生機	屋上	吸收式ガス焚 屋外設置形 暖房特大 60USR 冷却塔+冷却水ポンプ+冷温水ポンプ+膨張タンク+制御盤内蔵型 冷房能力 211kW 暖房能力 218kW	冷温水P:7.5 冷却水P:3.7 冷却塔F:2.2	3φ-200	1	撤去
HW-1	冷温水ヘッダ-(往)	塔屋機械室	200φ × 2000L 圧力計、温度計、架台付			1	撤去
HWR-1	冷温水ヘッダ-(還)	同上	同上			1	撤去
DU-1	水質管理装置	屋上	冷却水用 プロ-監理+水質管理(ケル防止+殺藻+防蝕) キューピング屋外設置タイプ 操作盤+薬注ポンプ+薬注タンク100L	0.1	1φ-200	1	撤去
MAO-1	マルチ屋外ユニット	屋上	インバーターシステム5HP(1.25HP×4台) 冷房能力 12500kcal/h 暖房能力 14000kcal/h	圧縮機:3.0 送風機:0.15	3φ-200	1	※ 既設使用
MAI-1	マルチ屋内ユニット	研究室兼面談室	カセット型 冷房能力 3125kcal/h 暖房能力 3500kcal/h	送風機:0.05	1φ-200	4	※ 既設使用
AH-1	エアハンドリングユニット	1F機械室	立型 風量 17900m3/h 冷房能力 93000kcal/h 暖房能力 68000kcal/h 水スプレー加湿量 18kg/h	送風機:11.0	3φ-200	1	撤去
FC-6	同上	多目的室1・2 和室・準備室	天井埋込高静压型 冷房能力 顯熱5760kcal/h 全熱8300kcal/h 暖房能力 11300kcal/h 冷温水量 27.7L/min 風量 1400m3/h 機外静压 10mmAg	送風機:0.218	1φ-100	6	撤去
AC-1	ハニケージエアコン	屋外事務室 教務室	空冷ヒートポンプエアコン セパレート型 冷房能力 5.6kW 暖房能力 6.3kW 屋内機 天井カセット型(4方向吹出)	1.34	1φ-200	2	※ 既設使用
AC-2	ハニケージエアコン	屋外 教務室	空冷ヒートポンプエアコン セパレート型 冷房能力 7.1kW 暖房能力 8.0kW 屋内機 天井カセット型(4方向吹出)	1.61	1φ-200	1	※ 既設使用
AC-3	ハニケージエアコン	屋外 屋外機 講師室	空冷ヒートポンプエアコン セパレート型 冷房能力 5.6kW 暖房能力 6.3kW 屋内機 天井カセット型(4方向吹出)	1.38	1φ-200	1	※ 既設使用
AC-4	ハニケージエアコン	2階ハニケージ 屋外機 演習室1	空冷ヒートポンプエアコン セパレート型 冷房能力 5.6kW 暖房能力 6.3kW 屋内機 天井カセット型(4方向吹出)	1.34	1φ-200	1	※ 既設使用
AC-5	ルームエアコン 屋外機 屋内機	屋外 詰所	空冷ヒートポンプエアコン セパレート型 壁掛型		1φ-200	1	※ 既設使用

記号	機器名称	設置場所	機器仕様	動力(kW)	相-電圧	台数	備考
GHP-1	ガスヒートポンプエアコン 屋外機	屋外	標準機ビル用マルチエアコン 冷房能力 35.5kW 暖房能力 40.0kW ガスエンジン定格出力 7.9kW ファン 0.37x2kW 冷媒410A	0.72	1φ-200	1	※ H24年度改修完了
GHP1-1	ガスヒートポンプエアコン 屋内機	会議室	天井カセット型(4方向吹出) 冷房能力 8.0kW 暖房能力 9.0kW		1φ-200	2	※ H24年度改修完了
GHP1-2	ガスヒートポンプエアコン 屋内機	校長室	天井カセット型(4方向吹出) 冷房能力 4.5kW 暖房能力 5.0kW		1φ-200	2	※ H24年度改修完了
GHP1-3	ガスヒートポンプエアコン 屋内機	副校長室	天井カセット型(4方向吹出) 冷房能力 5.6kW 暖房能力 6.3kW		1φ-200	1	※ H24年度改修完了
GHP1-4	ガスヒートポンプエアコン 屋内機	保健室	天井カセット型(4方向吹出) 冷房能力 5.6kW 暖房能力 6.3kW		1φ-200	1	※ H24年度改修完了
GHP-2	ガスヒートポンプエアコン 屋外機	屋外	標準機ビル用マルチエアコン 冷房能力 71.0kW 暖房能力 80.0kW ガスエンジン定格出力 15.7kW ファン 0.37x2kW 冷媒410A	1.16	1φ-200	1	※ H24年度改修完了
GHP2-1	ガスヒートポンプエアコン 屋内機	視聴覚教室 兼 情報処理室	天井埋込型(高静压型) 冷房能力 16.0kW 暖房能力 18.0kW ファン 35m3/min (強) x120 Pa (機外) x290 W		1φ-200	2	※ H24年度改修完了
GHP2-2	ガスヒートポンプエアコン 屋内機	図書室	天井カセット型(4方向吹出) 冷房能力 7.1kW 暖房能力 8.0kW		1φ-200	4	※ H24年度改修完了
HEA-1	外気処理ユニット	図書室前廊下	天井埋込型 風量 1000m3/h 冷温水コイル・超音波加湿器組込型 冷房能力 顯熱2500kcal/h 全熱4800kcal/h 暖房能力 8300kcal/h	0.89	1φ-200	1	※ R5年度改修完了
FHE-4	全熱交換器形 換気扇	成人看護学実習室	天井埋込型 1000m3/h × 17mmAg 熱交換率 74%以上 スイッチ(強・弱・普通換気・ランプ付)	0.89	1φ-100	2	※ H24年度改修完了
V-2	天井扇	3F	150φ × 200m3/h × 4mmAg セルフード(アルミ製)150φ付	0.03	1φ-100	1	※ 既設使用
V-3	同上	3F	150φ × 350m3/h × 5mmAg セルフード(アルミ製)200φ付	0.048	1φ-100	6	※ 既設使用
FE-3	排気ファン	調理実習室	天吊型 消音ボックス付ラインファン #3 × 2900m3/h × 21mmAg	0.45	1φ-100	1	※ 既設使用
FS-1	給気ファン	調理実習室	天吊型 消音ボックス付ラインファン #3 × 2900m3/h × 17mmAg	0.45	1φ-100	1	※ 既設使用

撤去 本工事にて撤去対象機器範囲を示す。

株式会社 ミューバートナーズ

一級建築士事務所 愛知県知事登録番号(いー2) 第 10983号

一級建築士登録番号 第242551号 植田亮

公立 春日井小牧看護専門学校講堂等空調更新工事

空調設備 機器表 [改修前]

M-10

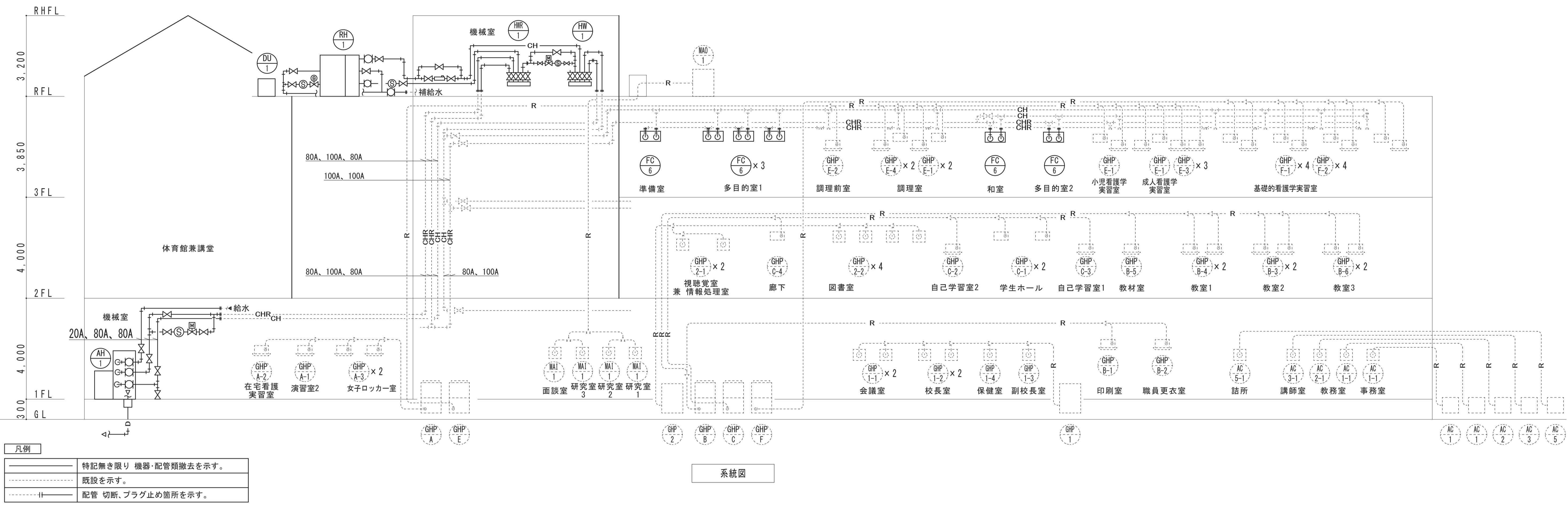
春日井市建設部施設管理課

改修後

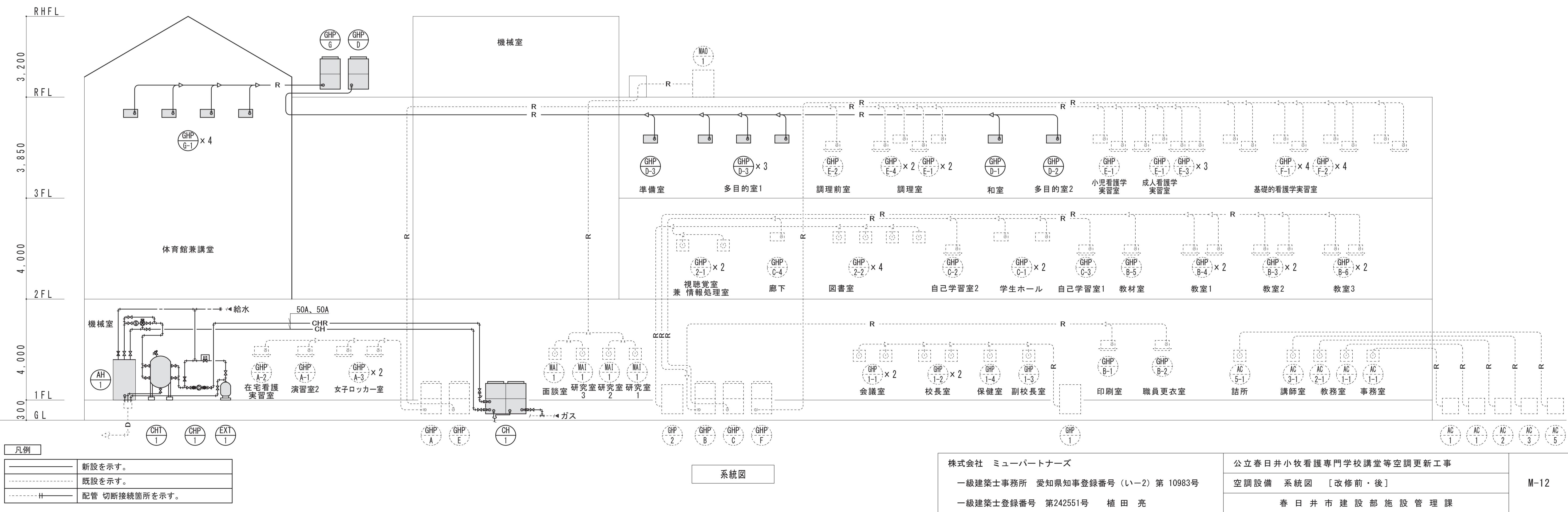
機器記号	機器名称	機器仕様	定格能力		送風機		電気容量		ガスエンジン(都市ガス13A)		台数	設置場所		
			冷房 kW	暖房 kW	送風量 m³/h	機外静圧 Pa	相 φ	電圧 V	送風機 電動機出力 kW	定格出力 kW	ガス消費量 冷房 kW	暖房 kW		
※ 【令和5年度工事完了】	GHP-A	ガスヒートポンプ式マルチエアコン 屋外機(冷暖切替)臭気低減機能付 13HP 設計水平震度 1.0G 分岐管 付属	35.5	40.0	-	-	3	200	0.75 ×2	7.9	28.7	27.9	1	屋外
	GHP-A-1	ガスヒートポンプ式マルチエアコン 屋内機 天井カセット形(2方向)	9.0	10.0	1350	-	1	200	0.046×2	-	-	-	1	1階 演習室2
	GHP-A-2	ガスヒートポンプ式マルチエアコン 屋内機 天井カセット形(2方向)	11.2	12.5	1440	-	1	200	0.106×2	-	-	-	1	1階 在宅看護実習室
	GHP-A-3	ガスヒートポンプ式マルチエアコン 屋内機 天井カセット形(2方向)	5.6	6.3	780	-	1	200	0.046	-	-	-	2	1階 女子ロッカーハウス
	GHP-B	ガスヒートポンプ式マルチエアコン 屋外機(冷暖切替)臭気低減機能付 30HP 設計水平震度 1.0G 分岐管 付属	85.0	95.0	-	-	3	200	0.75 ×2	18.8	74.1	65.6	1	屋外
	GHP-B-1	ガスヒートポンプ式マルチエアコン 屋内機 天井カセット形(2方向)	3.6	4.0	570	-	1	200	0.046	-	-	-	1	1階 印刷室
※ 【令和5年度工事完了】	GHP-B-2	ガスヒートポンプ式マルチエアコン 屋内機 天井カセット形(2方向)	3.6	4.0	570	-	1	200	0.046	-	-	-	1	1階 職員更衣室
	GHP-B-3	ガスヒートポンプ式マルチエアコン 屋内機 天井カセット形(4方向)	11.2	12.5	1410	-	1	200	0.106	-	-	-	2	2階 教室2
	GHP-B-4	ガスヒートポンプ式マルチエアコン 屋内機 天井カセット形(4方向)	14.0	16.0	1650	-	1	200	0.106	-	-	-	2	2階 教室1
	GHP-B-5	ガスヒートポンプ式マルチエアコン 屋内機 天井カセット形(2方向)	4.5	5.0	630	-	1	200	0.046	-	-	-	1	2階 教材室
	GHP-B-6	ガスヒートポンプ式マルチエアコン 屋内機 天井カセット形(4方向)	11.2	12.5	1410	-	1	200	0.106	-	-	-	2	2階 教室3
	GHP-C	ガスヒートポンプ式マルチエアコン 屋外機(冷暖切替)臭気低減機能付 25HP 設計水平震度 1.0G 分岐管 付属	71.0	80.0	-	-	3	200	0.75 ×2	15.7	53.6	52.0	1	屋外
※ 【令和5年度工事完了】	GHP-C-1	ガスヒートポンプ式マルチエアコン 屋内機 天井埋込ダクト形	22.4	25.0	4140	200	1	200	0.44×2	-	-	-	2	1階 学生ホール
	GHP-C-2	ガスヒートポンプ式マルチエアコン 屋内機 天井カセット形(2方向)	2.2	2.5	540	-	1	200	0.046	-	-	-	1	2階 自習室2
	GHP-C-3	ガスヒートポンプ式マルチエアコン 屋内機 天井カセット形(2方向)	2.2	2.5	540	-	1	200	0.046	-	-	-	1	2階 自習室1
	GHP-C-4	ガスヒートポンプ式マルチエアコン 屋内機 天井埋込ダクト形(外気処理)加湿器付	14.0	12.0	1080	260	1	200	0.27	-	-	-	1	2階 廊下(図書室用)
	GHP-E	ガスヒートポンプ式マルチエアコン 屋外機(冷暖切替)臭気低減機能付 30HP 設計水平震度 1.0G 分岐管 付属	85.0	95.0	-	-	3	200	0.75 ×2	18.8	74.1	65.6	1	屋外
	GHP-E-1	ガスヒートポンプ式マルチエアコン 屋内機 天井埋込ダクト形	14.0	16.0	2340	200	1	200	0.35	-	-	-	2	3階 調理実習室
※ 【令和5年度工事完了】	GHP-E-2	ガスヒートポンプ式マルチエアコン 屋内機 天井カセット形(2方向)	2.8	3.2	690	-	1	200	0.046	-	-	-	1	3階 前室
	GHP-E-3	ガスヒートポンプ式マルチエアコン 屋内機 天井カセット形(2方向)	5.6	6.3	900	-	1	200	0.046	-	-	-	3	3階 成人看護実習室
	GHP-E-4	ガスヒートポンプ式マルチエアコン 屋内機 天井カセット形(1方向)	5.6	6.3	870	-	1	200	0.078	-	-	-	2	3階 調理実習室
	GHP-F	ガスヒートポンプ式マルチエアコン 屋外機(冷暖切替)臭気低減機能付 30HP 設計水平震度 1.0G 分岐管 付属	85.0	95.0	-	-	3	200	0.75 ×2	18.8	74.1	65.6	1	屋外
	GHP-F-1	ガスヒートポンプ式マルチエアコン 屋内機 天井埋込ダクト形	14.0	16.0	2340	200	1	200	0.35	-	-	-	4	3階 基礎看護学実習室
	GHP-F-2	ガスヒートポンプ式マルチエアコン 屋内機 天井カセット形(2方向)	7.1	8.0	960	-	1	200	0.063	-	-	-	4	3階 基礎看護学実習室
※ 【今回対象工事】	GHP-D	ガスヒートポンプ式マルチエアコン 屋外機(冷暖切替)臭気低減機能付 25HP スプリング防振架台付属 設計水平震度 1.5G 分岐管 付属	71.0	80.0	-	-	3	200	0.75 ×2	15.7	53.6	52.0	1	R階屋上
	GHP-D-1	ガスヒートポンプ式マルチエアコン 屋内機 天井ビルトイン形	14.0	16.0	2220	120	1	200	0.30	-	-	-	1	3階 和室
	GHP-D-2	ガスヒートポンプ式マルチエアコン 屋内機 天井埋込ダクト形	14.0	16.0	2340	200	1	200	0.35	-	-	-	1	3階 多目的室2
	GHP-D-3	ガスヒートポンプ式マルチエアコン 屋内機 天井埋込ダクト形	11.2	12.5	1920	200	1	200	0.35	-	-	-	3	3階 多目的室1
	GHP-G	ガスヒートポンプ式マルチエアコン 屋外機(冷暖切替)臭気低減機能付 20HP スプリング防振架台付属 設計水平震度 1.5G 分岐管 付属	56.0	63.0	-	-	3	200	0.75 ×2	12.4	41.9	39.7	1	R階屋上
	GHP-G-1	ガスヒートポンプ式マルチエアコン 屋内機 天井埋込ダクト形	14.0	16.0	2340	200	1	200	0.35	-	-	-	4	2階 体育館(天井裏)
※特記事項														
(1) グリーン購入法適合品とし、電源周波数は60Hz・電気容量は参考値とする。														
(2) パッケージエアコンの冷房能力及び暖房能力及び消費電力はJIS B 8616による。														
(3) 冷媒はオゾン層破壊係数0のものとする。														
(4) 屋内機、屋外機間の電気配線(アース共)はエコケーブルとし冷媒管共巻きとする。														
(5) 冷媒管の口径は製造者の標準仕様とする。なお、冷媒管継手等は付属とする。														
(6) 屋外機基礎は標準基礎とする。(既設利用)機器設置に必要な補助鋼材(溶融亜鉛メッキ仕上げ)は本工事とする。														
(7) リモートコントローラーは付属(ワイヤード)とし、配線はメーカー標準仕様とする。														
(8) 天井埋込ダクト形はフィルターチャンバー及びフィルターは付属とする。														
(9) 予備フィルター(全フィルターの100%)付属とする。														
(10) 本工事対象外範囲を示す。														

機器記号	機器名称	機器仕様	電気容量			台数	設置場所	備考
			Φ	V	kW			
CH-1	ガスヒートポンプチラー	ガスヒートポンプチラー 25HP 設計水平震度 1.0G 冷却能力 71 kW 冷水量 170 L/min 出入口温度差 7°C~13°C 加熱能力 80 kW 温水量 170 L/min 出入口温度差 45°C~38.3°C エンジン定格出力 15.7 kW 定格ガス消費量 冷却: 69.6 kW 加熱: 68.5 kW 送風機 610						

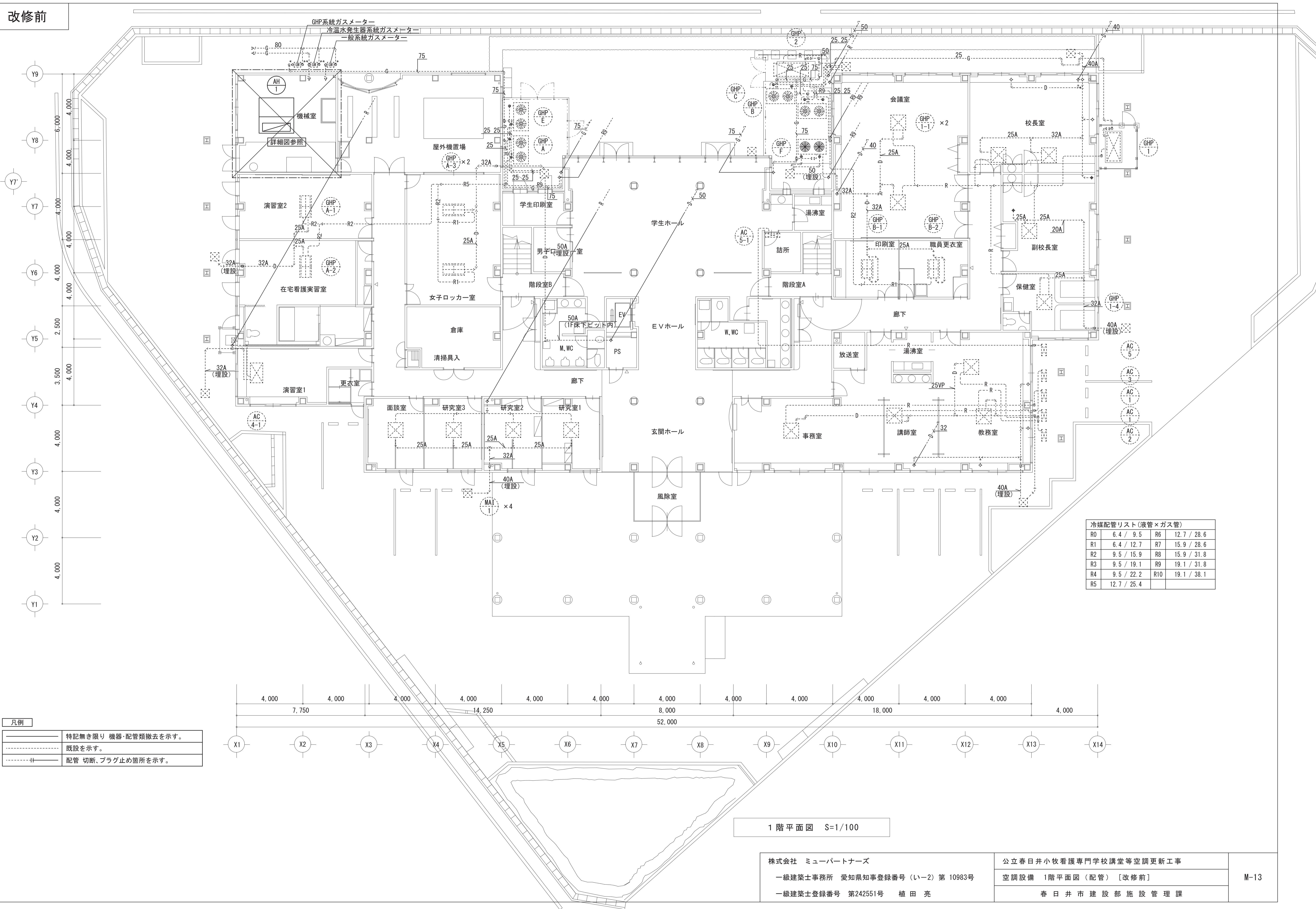
改修前



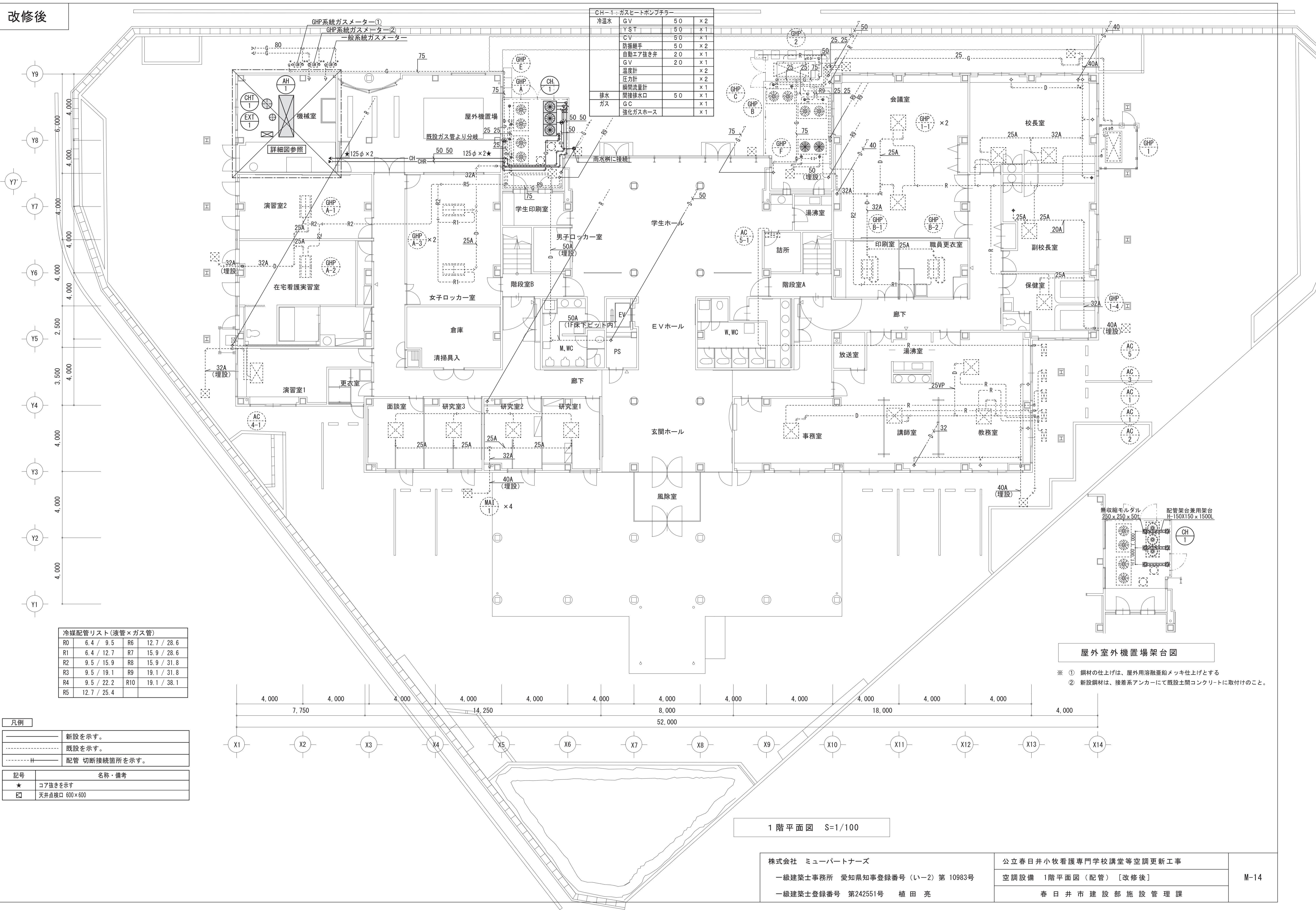
改修後

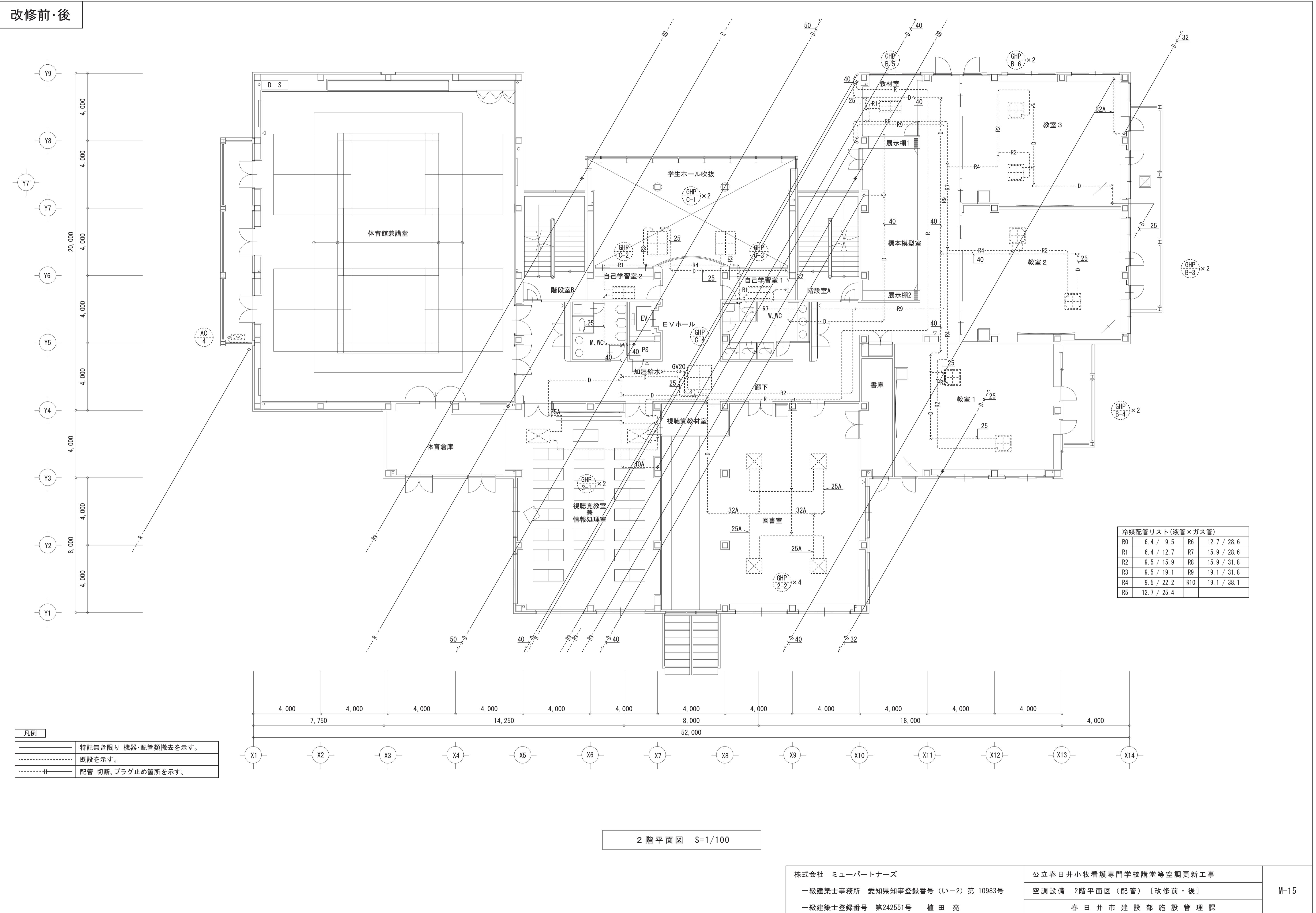


改修前

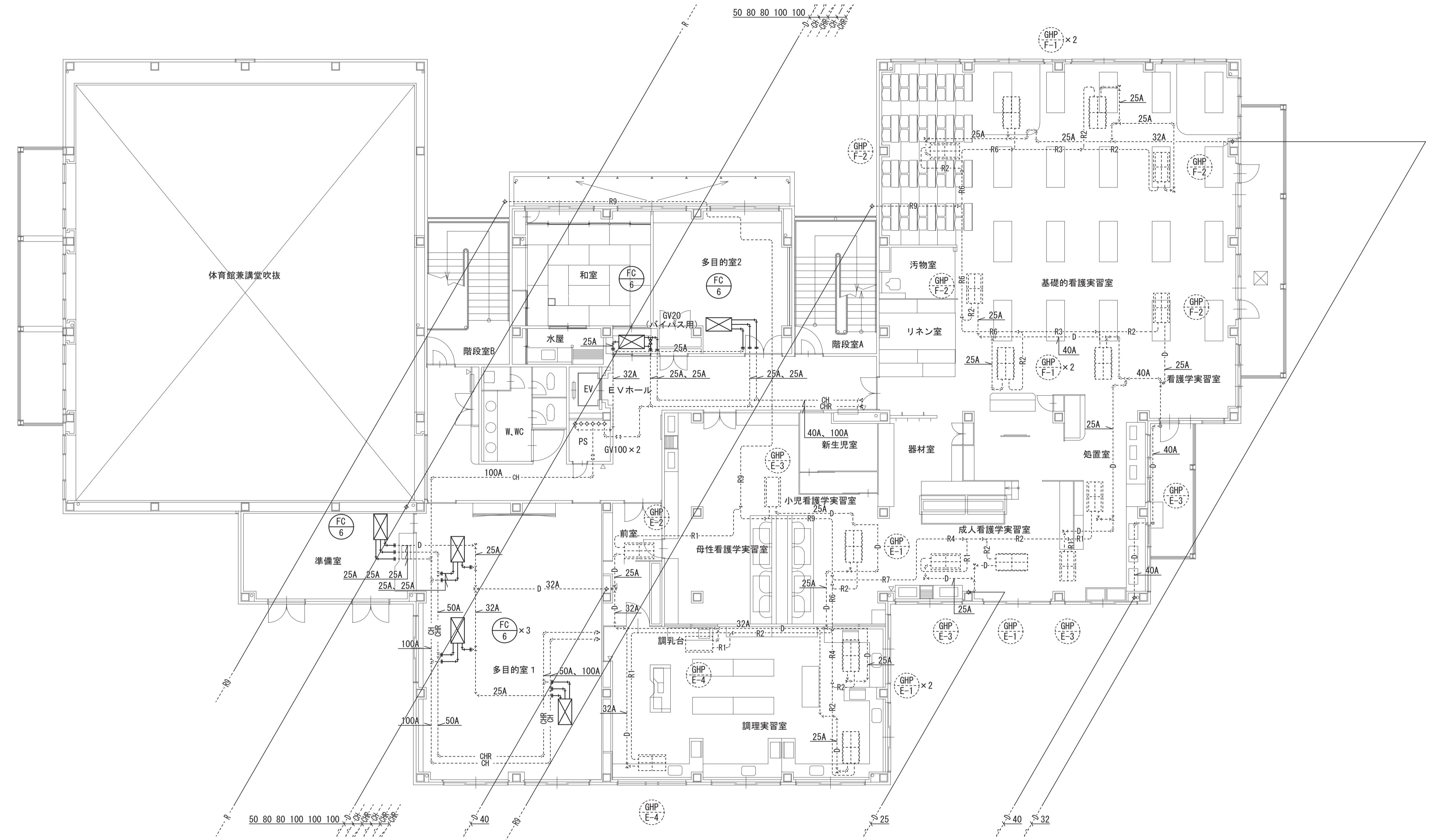
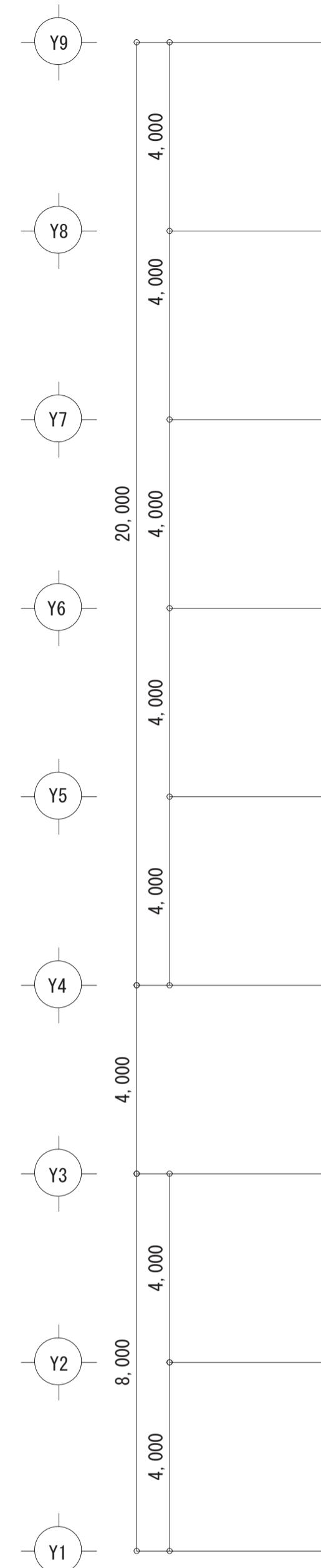


改修後

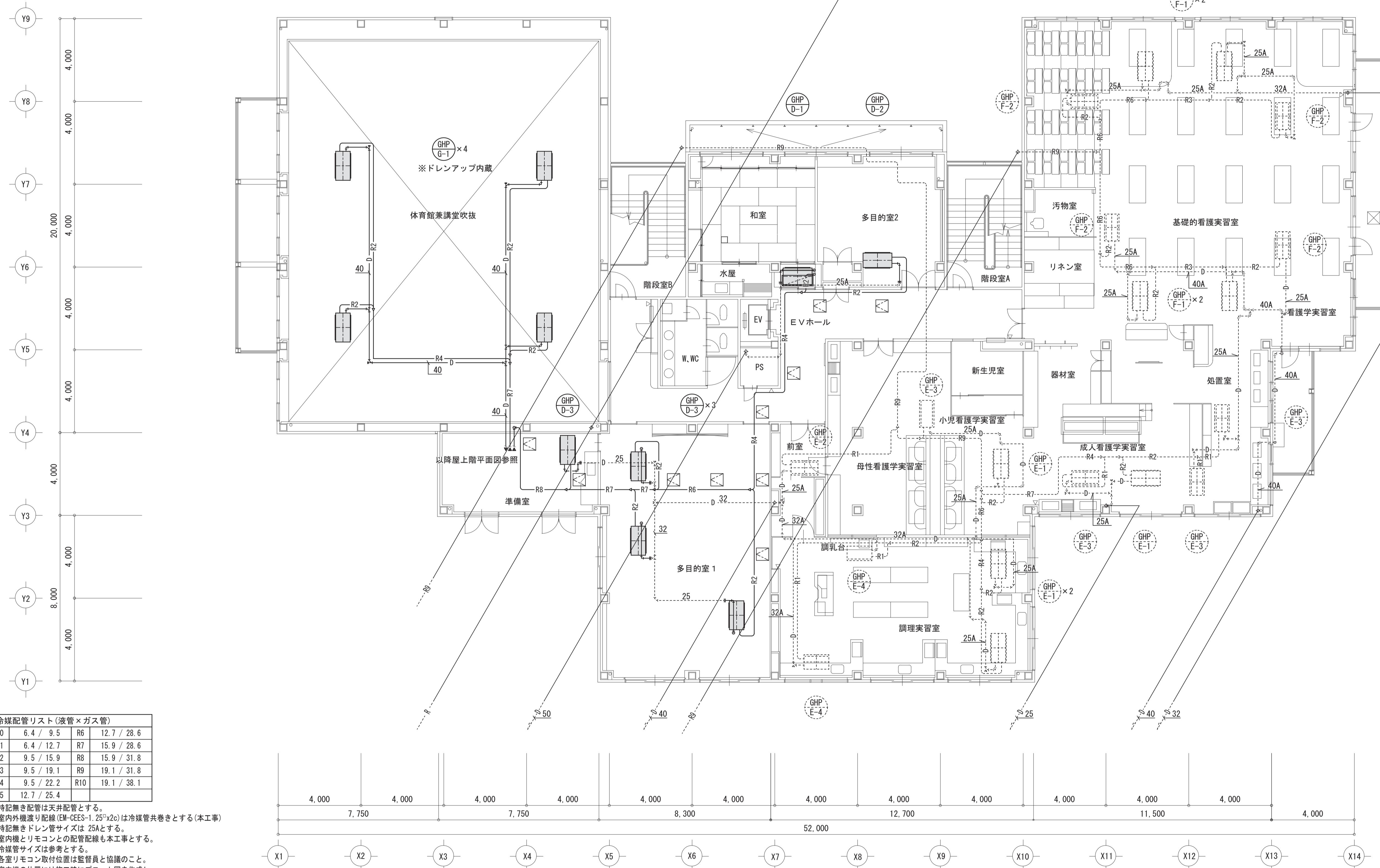




改修前



改修後



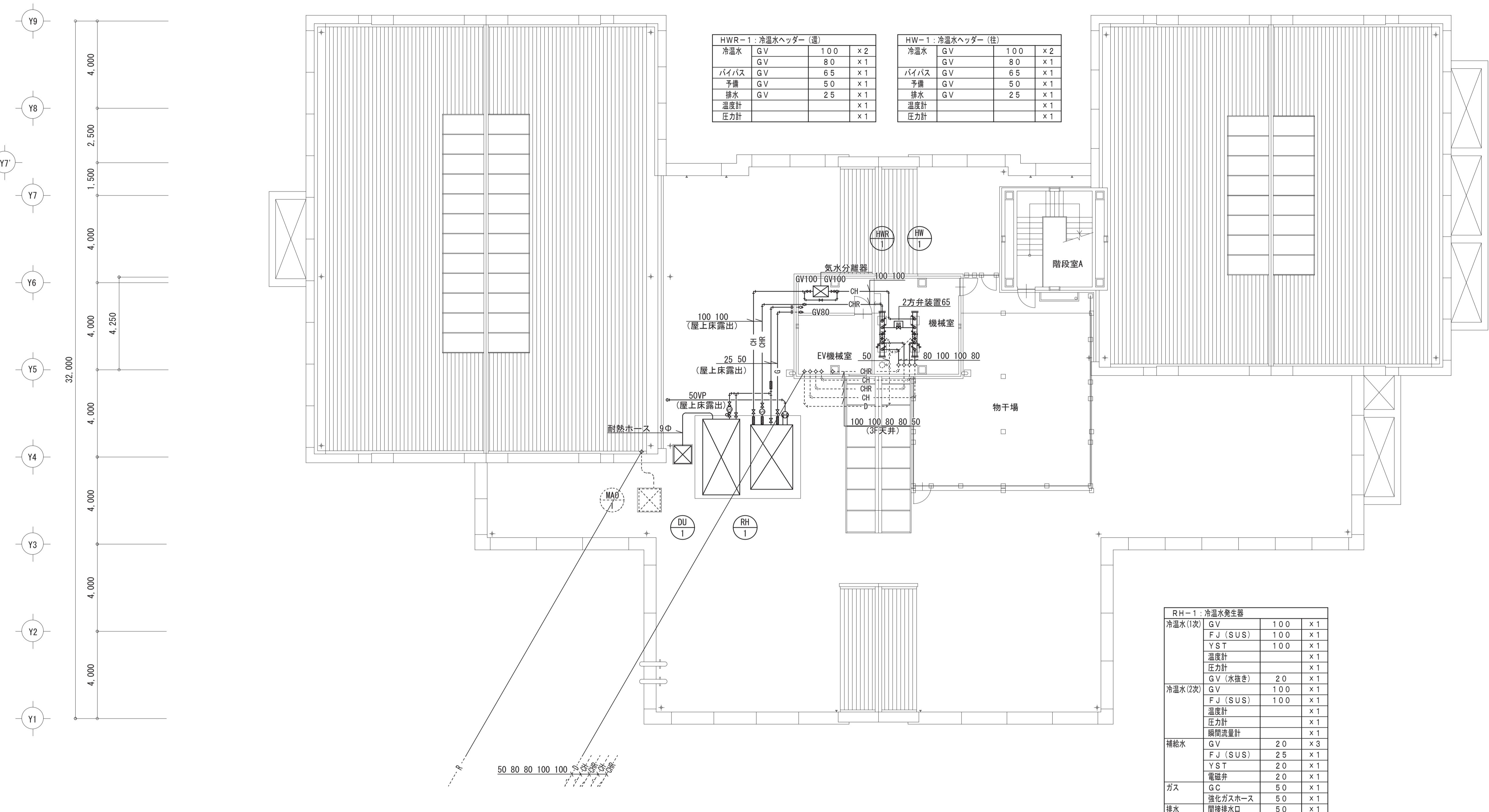
凡例

新設を示す。
既設を示す。
配管 切断接続箇所を示す。

記号	名称・備考
★	コア抜きを示す
□	天井点検口 600×600(本工事)

3階平面図 S=1/100

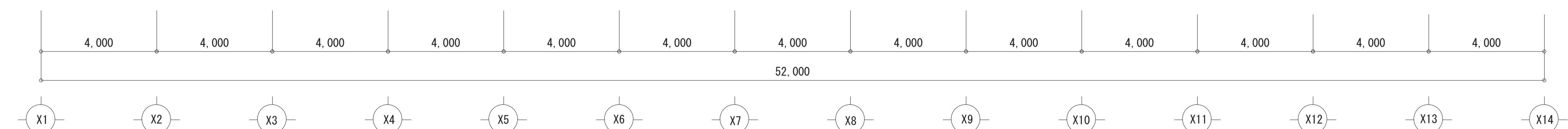
改修前



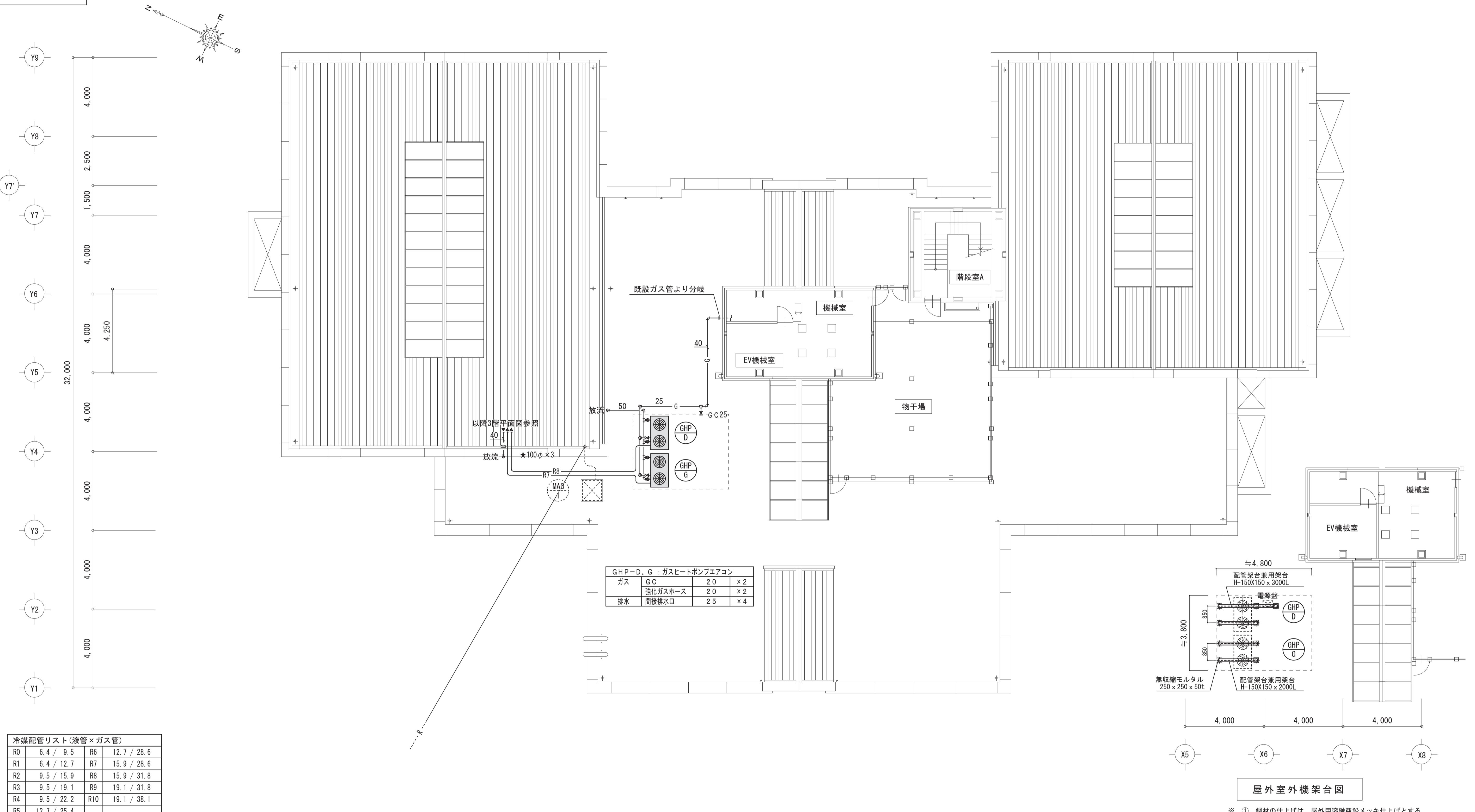
凡例

-----	特記無き限り 機器・配管類撤去を示す。
----+----	既設を示す。
-----+-----	配管 切断、プラグ止め箇所を示す。

(注記)
 1. 本図中の機器及び配管類は全て既設を示す。
 2. ファンコイルリモコン及び温度調節器は撤去し、
 ブランクプレート(SUS製)取付とする。配線は残置とする。
 3. 撤去による壁・床等の不要な貫通穴は閉口塞ぎを行うこと。
 4. 本工事に伴い撤去範囲以外で不要となる隠蔽部の機器及び
 配管類は、新設の妨げにならない場合は基本的に残置とする。



改修後

1. 室内外機渡り配線 (EM-CEES-1.25^ox2c) は冷媒管共巻きとする(本工事)

2. 室内機とリモコンとの配管配線も本工事とする。

3. 冷媒管サイズは参考とする。

凡例

———	新設を示す。
-----	既設を示す。
----H----	配管 切断接続箇所を示す。

記号	名称・備考
★	コア抜きを示す
□	天井点検口 600×600 (本工事)

屋上階平面図 S=1/100

株式会社 ミューパートナーズ

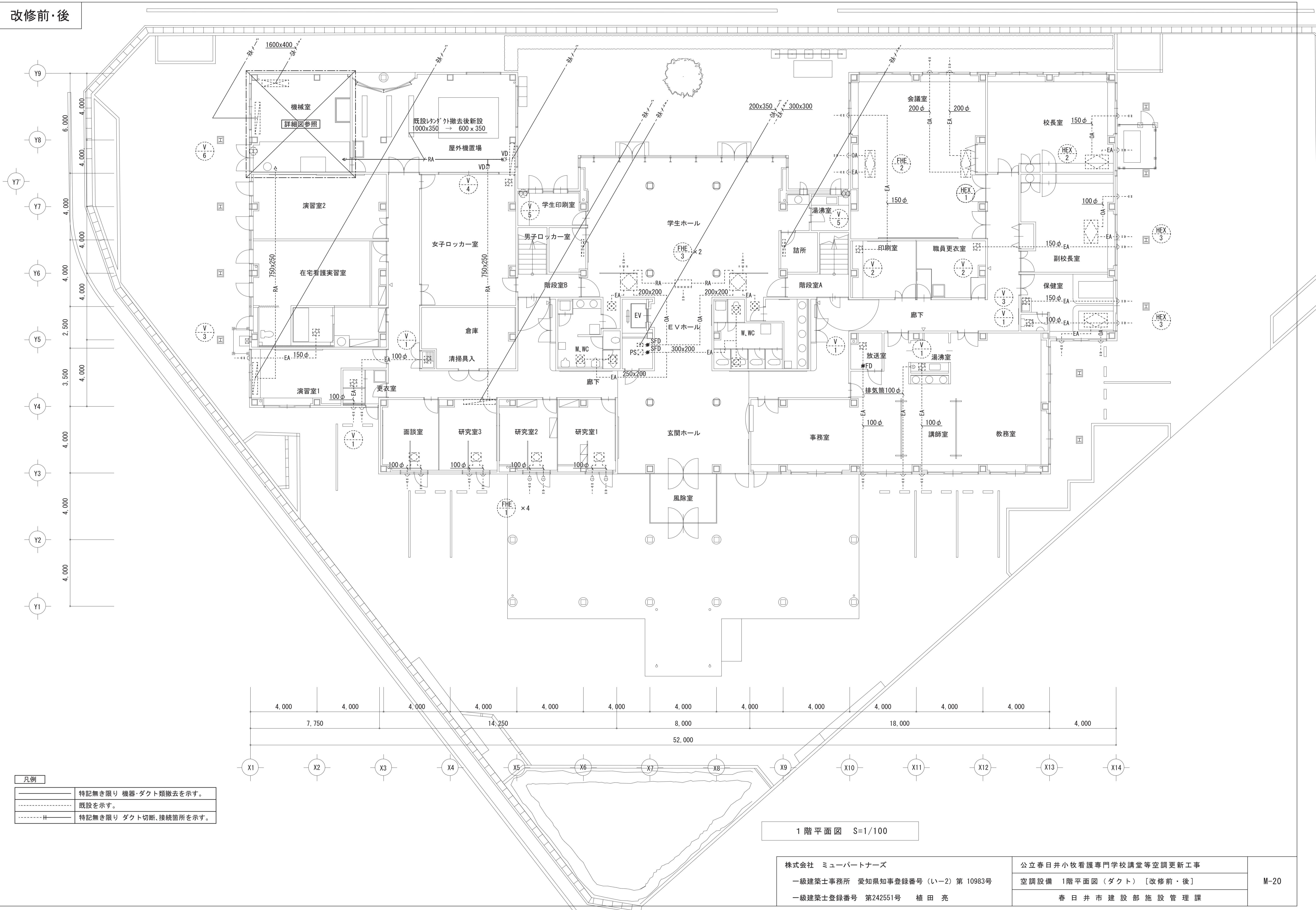
一級建築士事務所 愛知県知事登録番号(い-2) 第 10983号

一級建築士登録番号 第242551号 植田亮

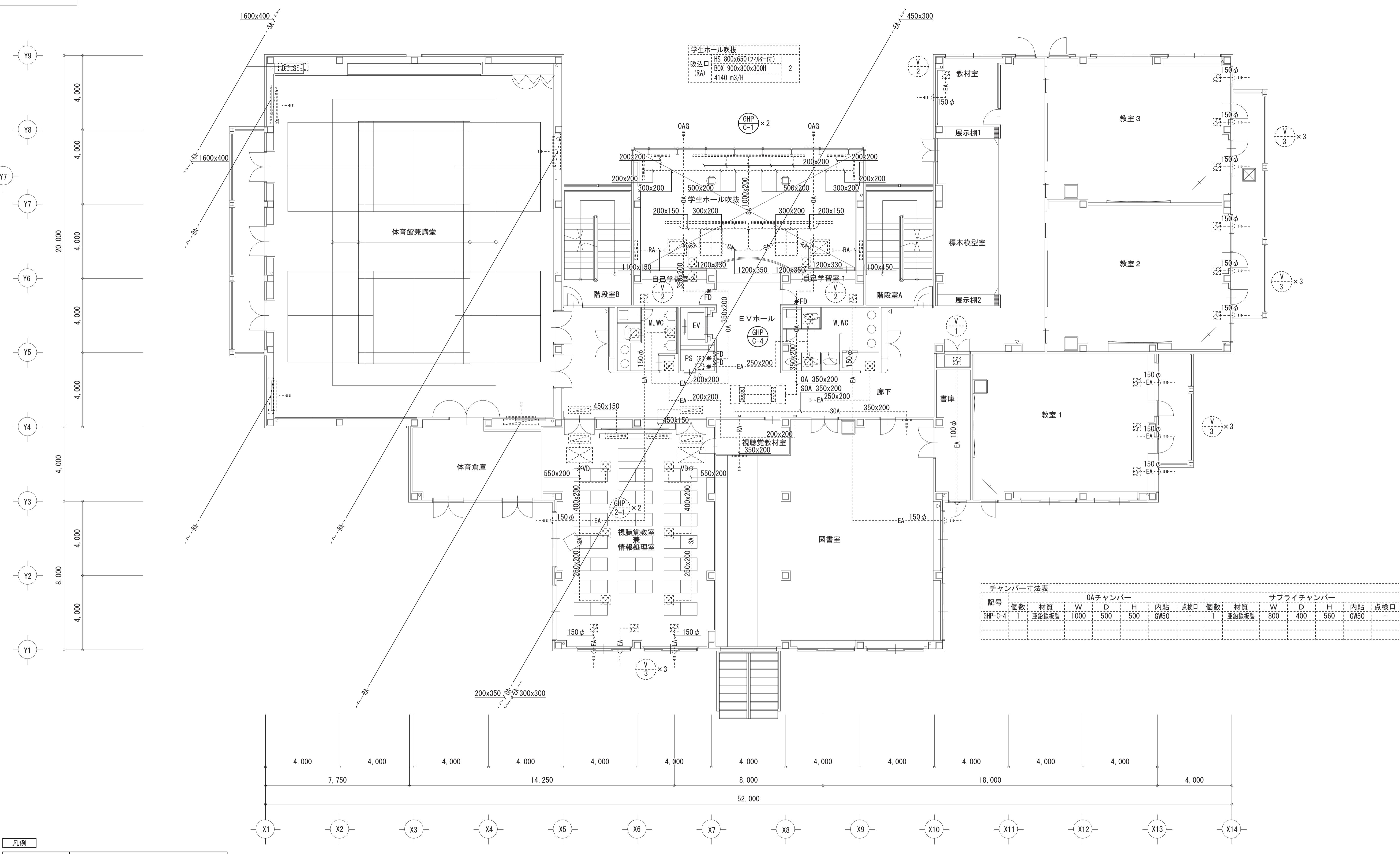
公立春日井小牧看護専門学校講堂等空調更新工事

空調設備 屋上階平面図(配管) [改修後]

春日井市建設部施設管理課



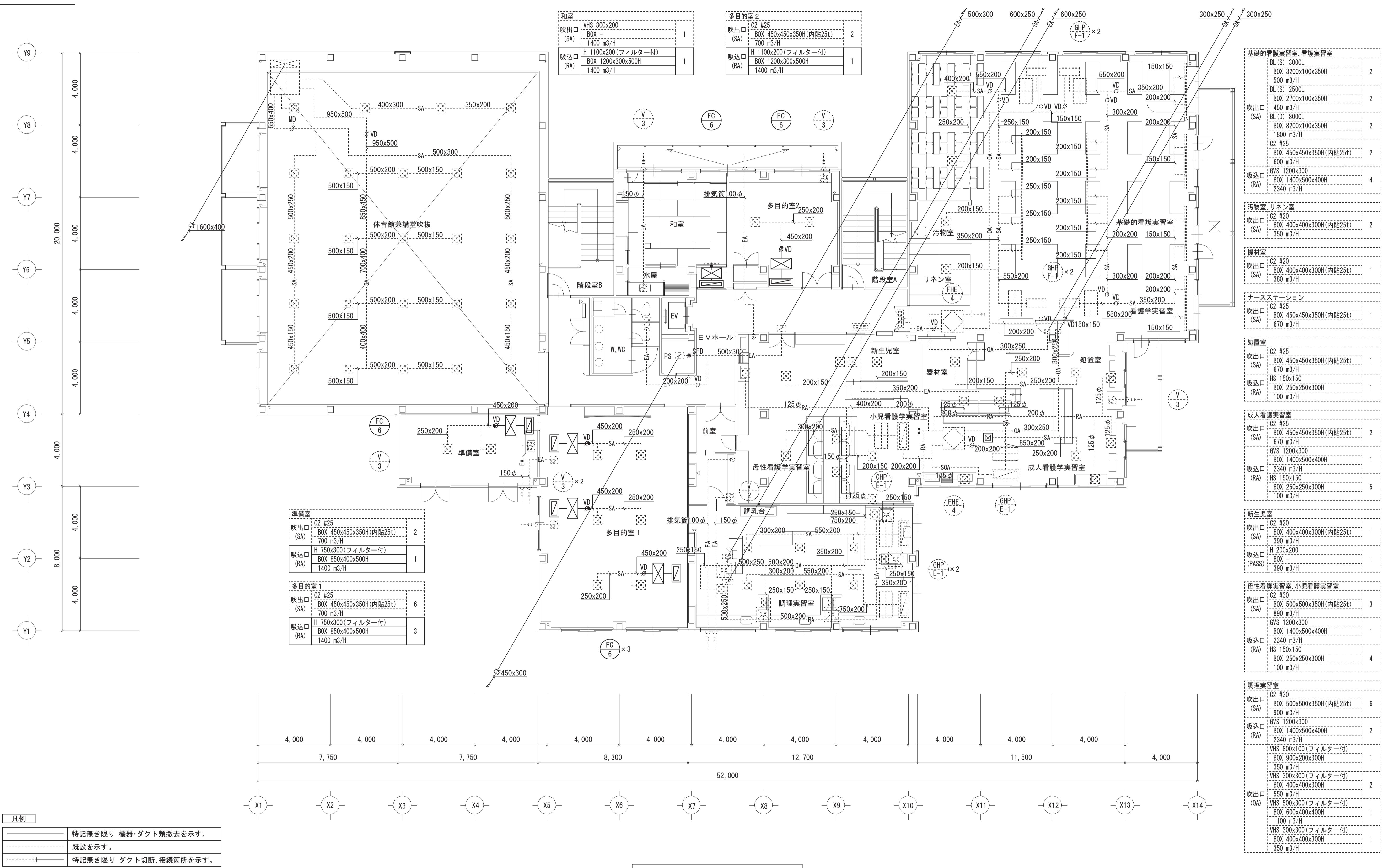
改修前・後



_____	特記無き限り 機器・ダクト類撤去を示す。
-----	既設を示す。
-----+-----	特記無き限り ダクト切断、接続箇所を示す。

2階平面図 S=1/100

改修前



3階平面図 S=1/100

株式会社 ミューパートナーズ

一級建築士事務所 愛知県知事登録番号(いー2)第10983号

一級建築士登録番号 第242551号 植田亮

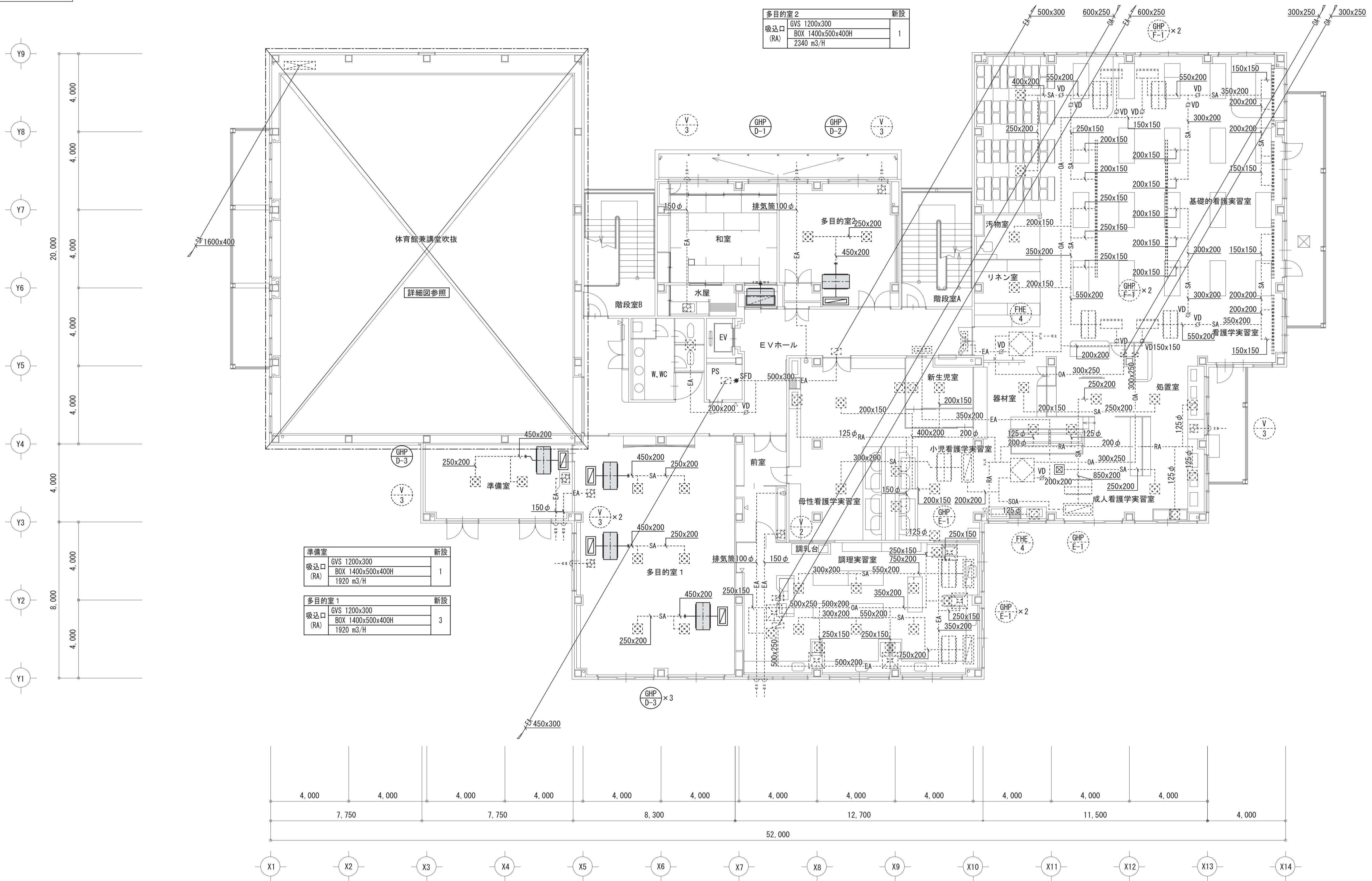
公立 春日井小牧看護専門学校講堂等空調更新工事

空調設備 3階平面図(ダクト) [改修前]

春日井市建設部施設管理課

M-22

改修後



凡例

_____	新設を示す。
-----	既設を示す。
-----+-----	特記無き限り、ダクト切断、接続箇所を示す。

(注記)
3. 天井埋込ダクト形GHPの新設は特記無き限り
キャンバス継手にて既設ダクトに接続する。

3階平面図 S=1/100

株式会社 ミュニパートナー

一級建築士事務所 愛知県知事登録番号（い－2）第 10983号
一級建築士登録番号 第242551号 植田亮

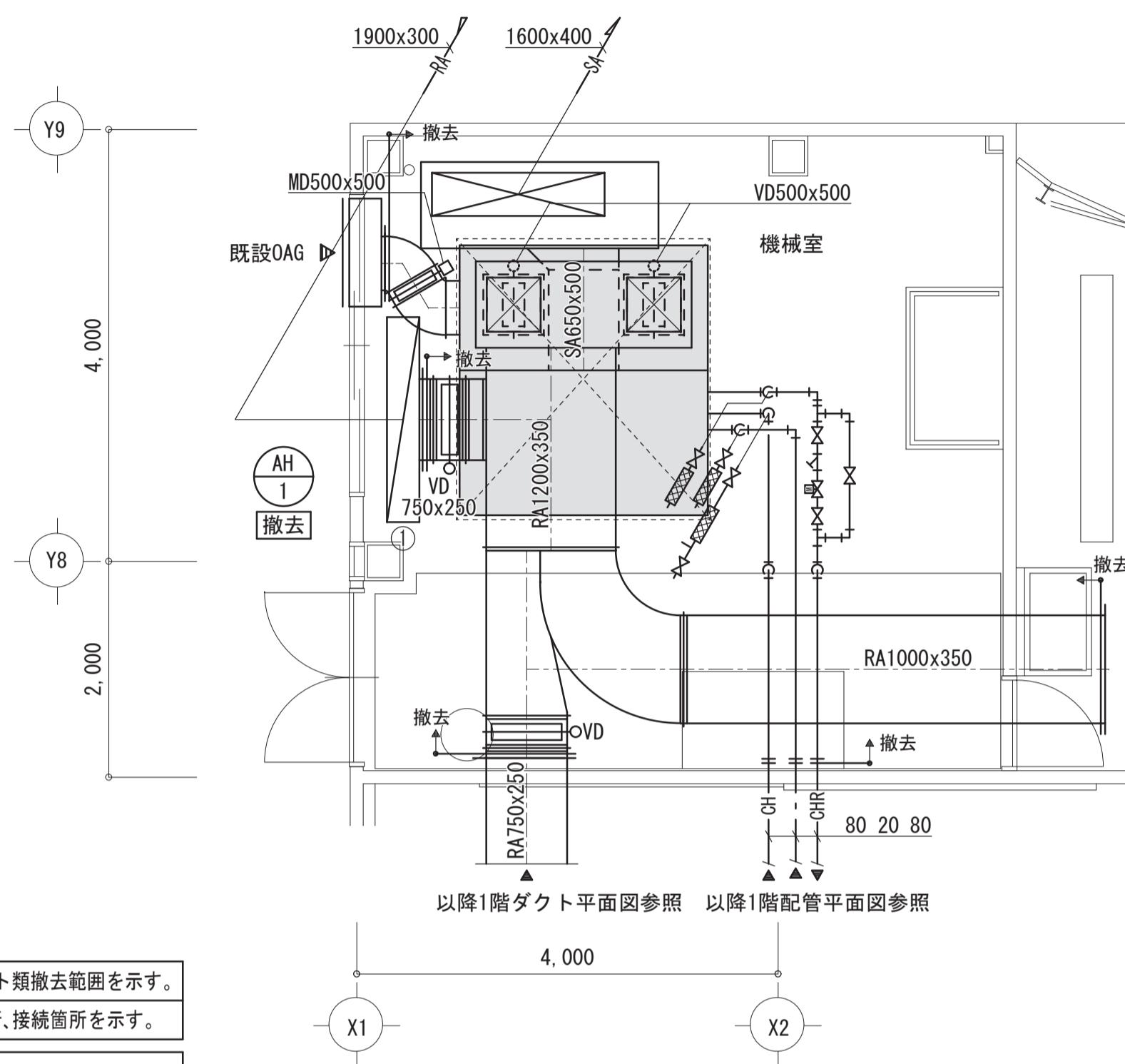
公立春日井小牧看護専門学校講堂等空調更新工事

空調設備 3階平面図（ダクト） [改修後]

春日井市建設部施設管理課

改修前

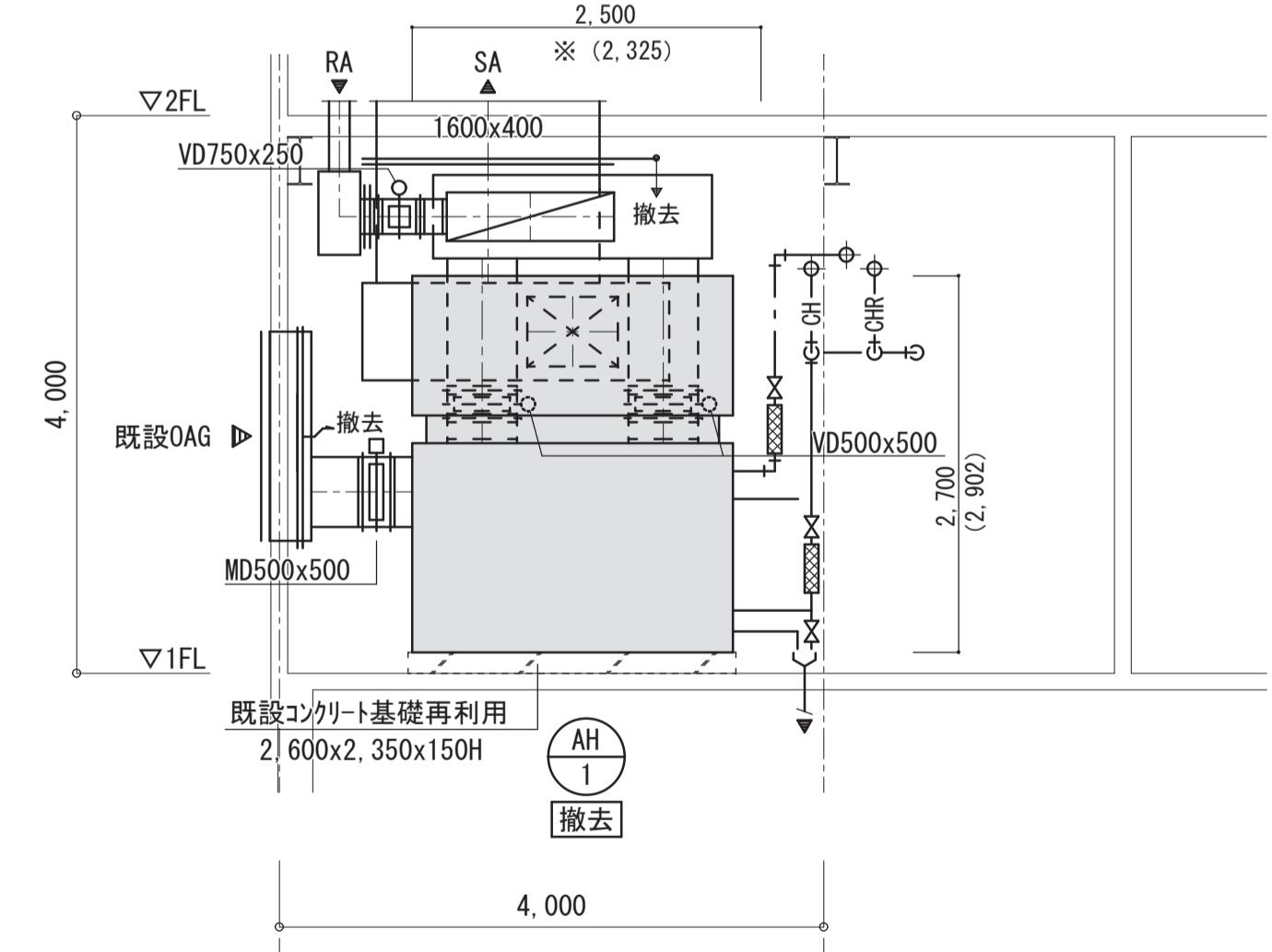
チャンバー寸法表									
記号	個数	サプライチャンバー			レターン・サクションチャンバー			内貼	点検口
		材質	W	D	H	内貼	点検口		
AH-1	1	亜鉛鉄板製	2200	800	700	GW50	300×300	1	亜鉛鉄板製
(①)	-	-	-	-	-	1	1700	300	600



凡例	
■	特記無き限り 機器・配管・ダクト類撤去範囲を示す。
—	特記無き限り 配管・ダクト切断、接続箇所を示す。

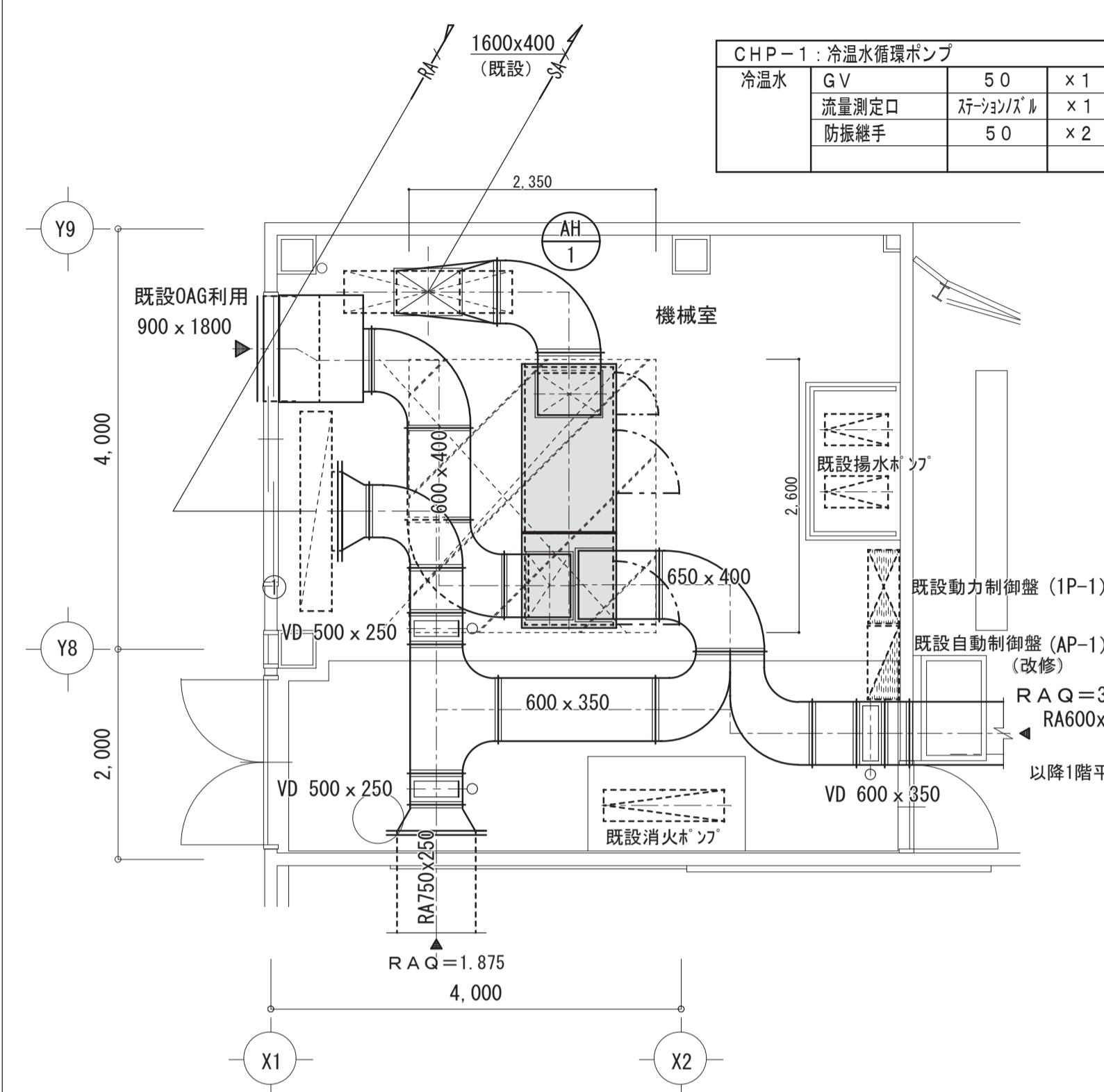
(注記)
1. 本図中の機器及び配管・ダクト類は全て既設を示す。
2. 撤去による壁・床等の不要な貫通穴は開口塞ぎを行うこと。

1階機械室詳細図 S=1/50



1階機械室断面詳細図 S=1/50

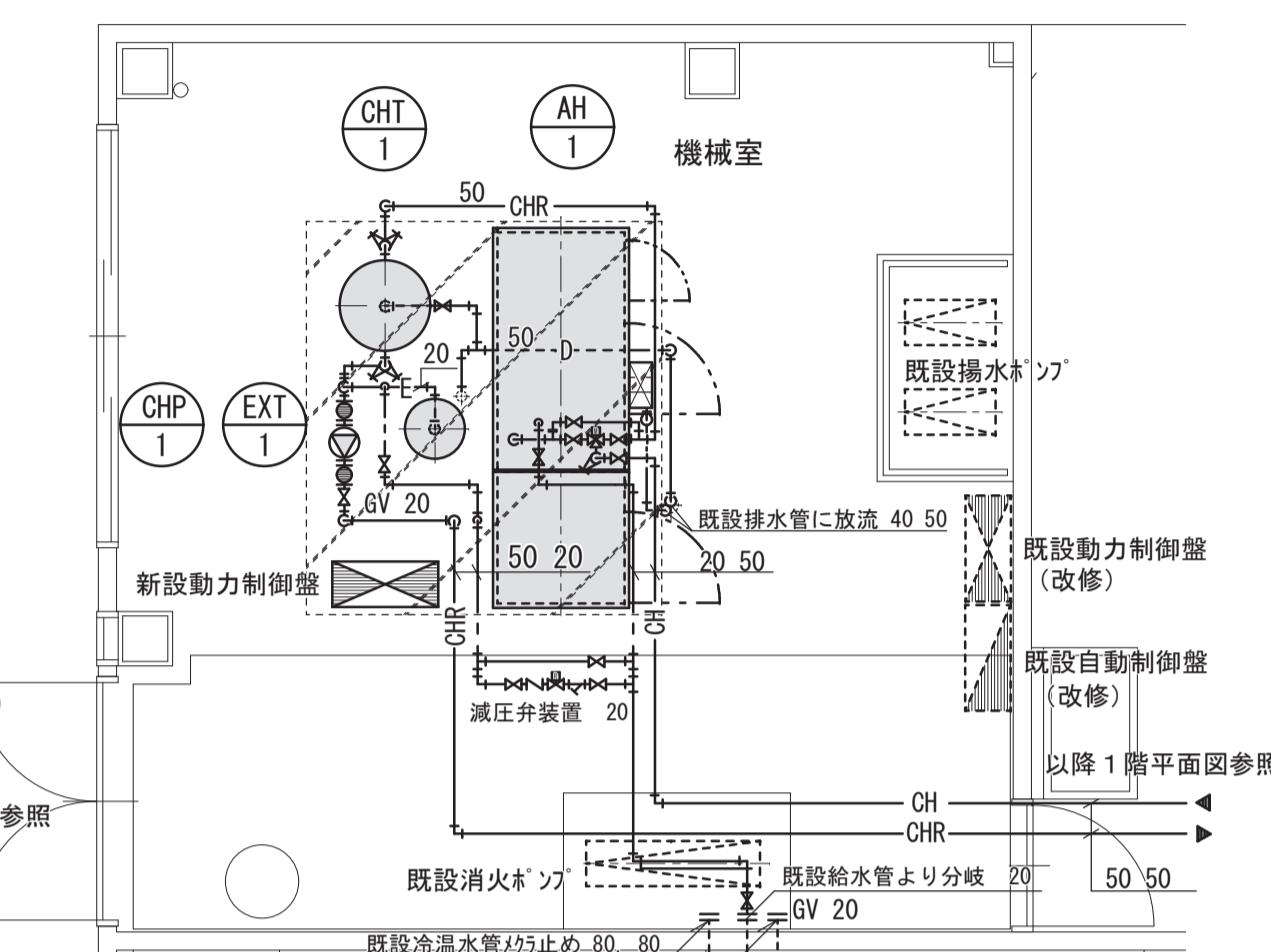
改修後



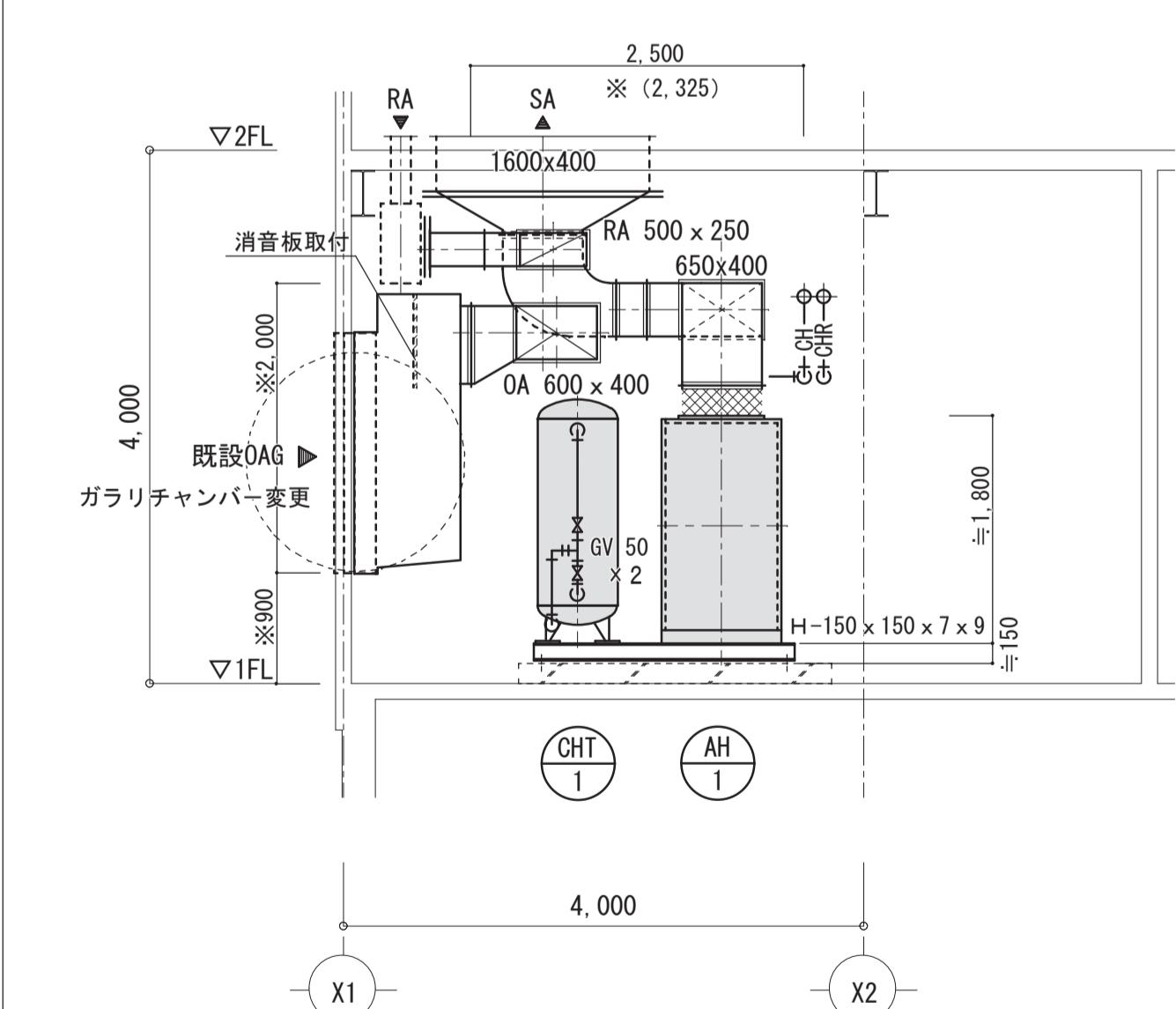
1階機械室詳細図 S=1/50

CHT-1: クッションタンク					
冷温水	G V (往)	5 0	x 2		
	G V (返)	5 0	x 2		
	温度計		x 4		
排水	G V	4 0	x 1		
	間接排水口	5 0	x 1		

EWT-1: 冷温水膨張タンク					
膨張	G V	2 0	x 1		
	安全弁	2 0	x 1		
	G V (水抜き用)	2 0	x 1		
排水	間接排水口	4 0	x 1		



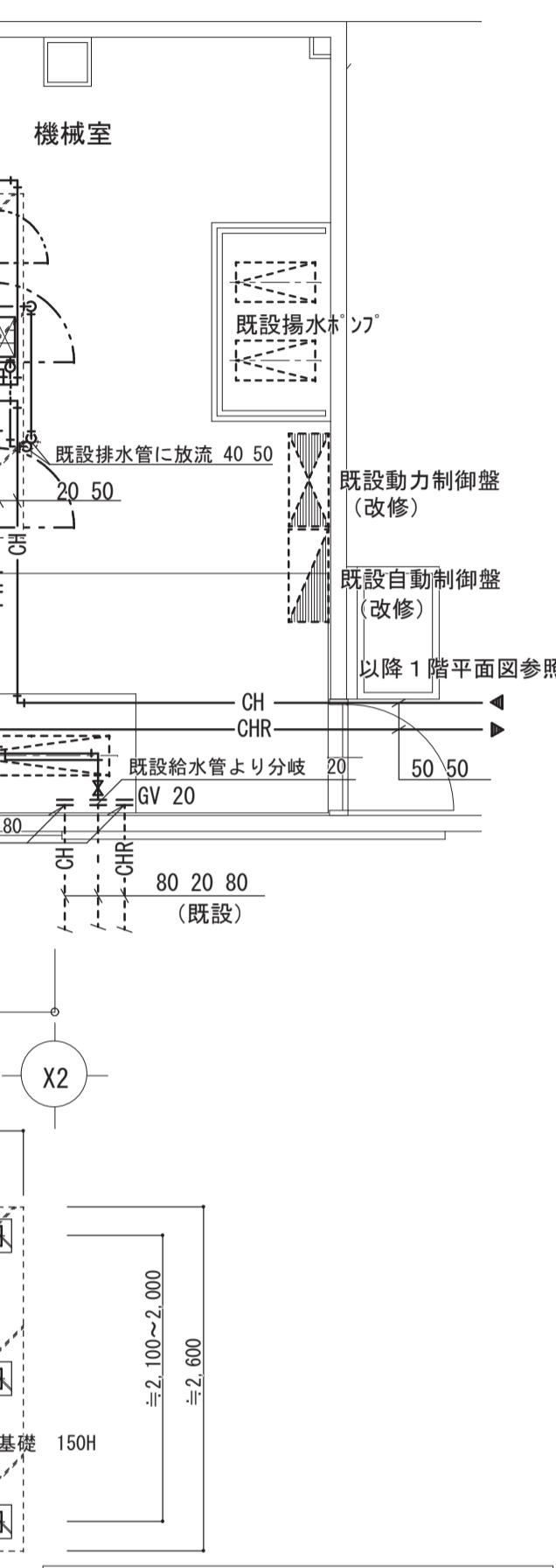
1階機械室詳細図 S=1/50



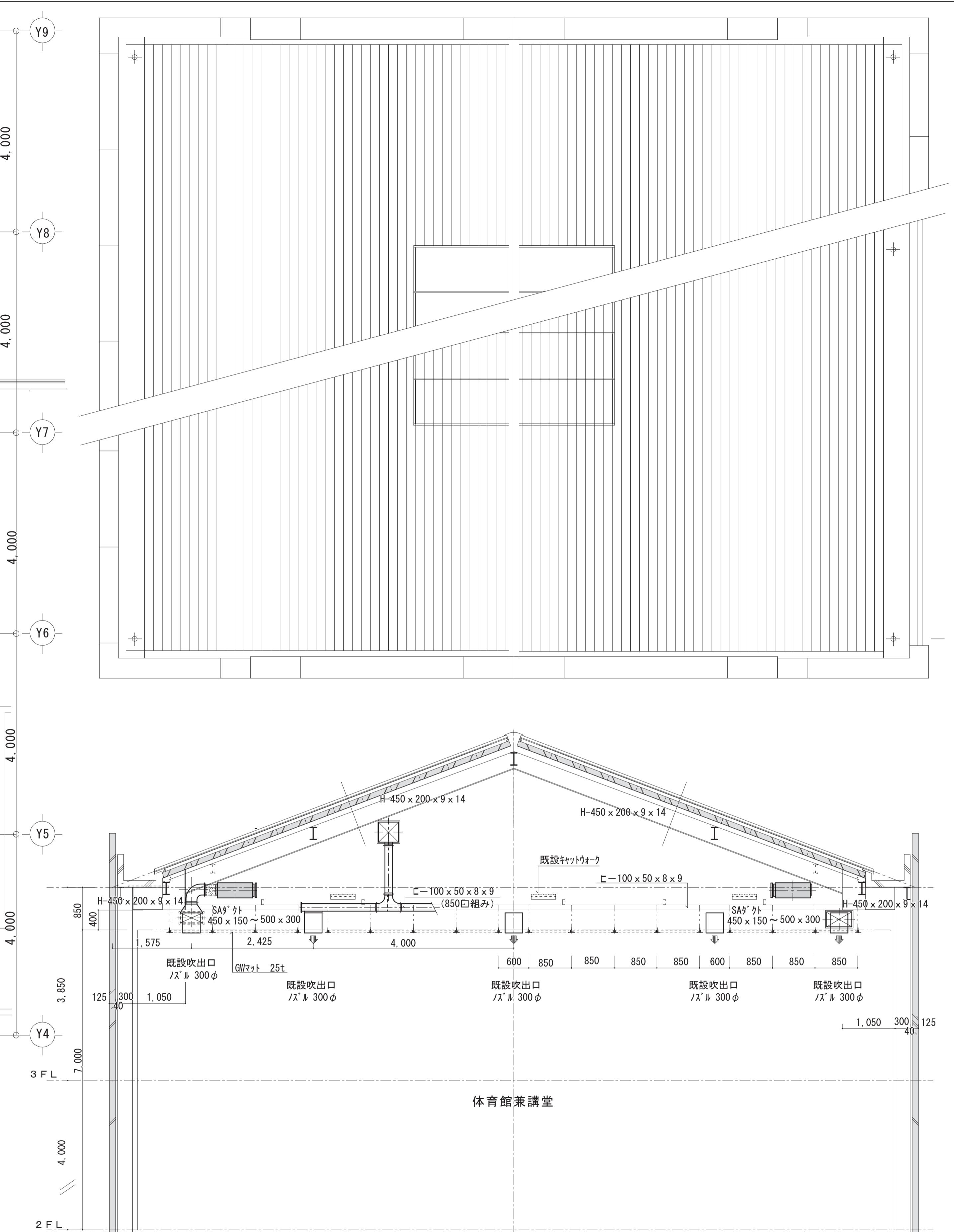
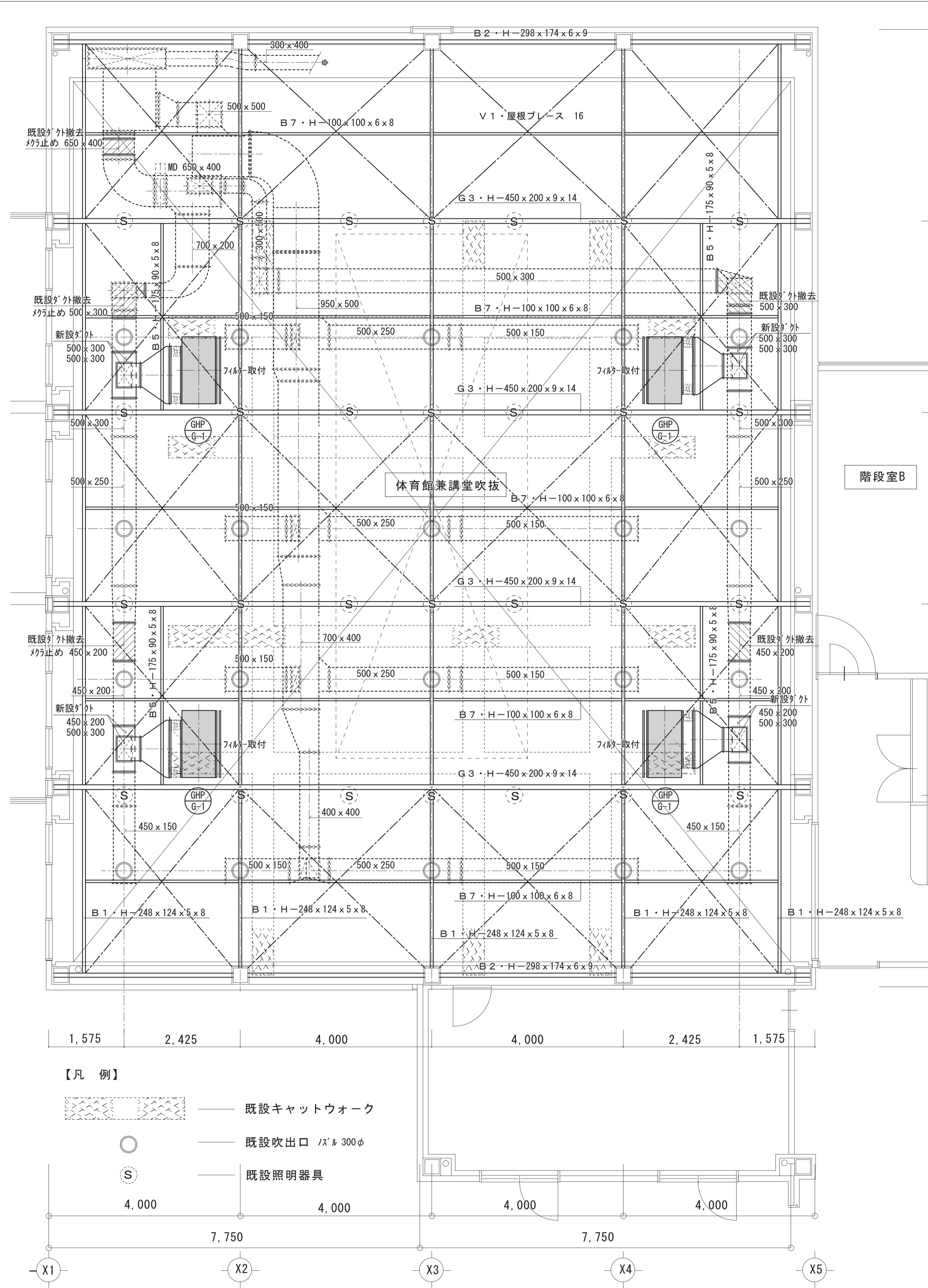
1階機械室断面詳細図 S=1/50

AH-1: エアハンドリングユニット					
冷温水	G V (往)	5 0	x 2		
	G V (返)	5 0	x 2		
	温度計		x 4		
排水	G V	2 0	x 1		
	ドレントラップ	5 0	x 1		
	間接排水口	5 0	x 1		

EX-T-1: 冷温水膨張タンク					
膨張	G V	2 0	x 1		
	安全弁	2 0	x 1		
	G V (水抜き用)	2 0	x 1		
排水	間接排水口	4 0	x 1		

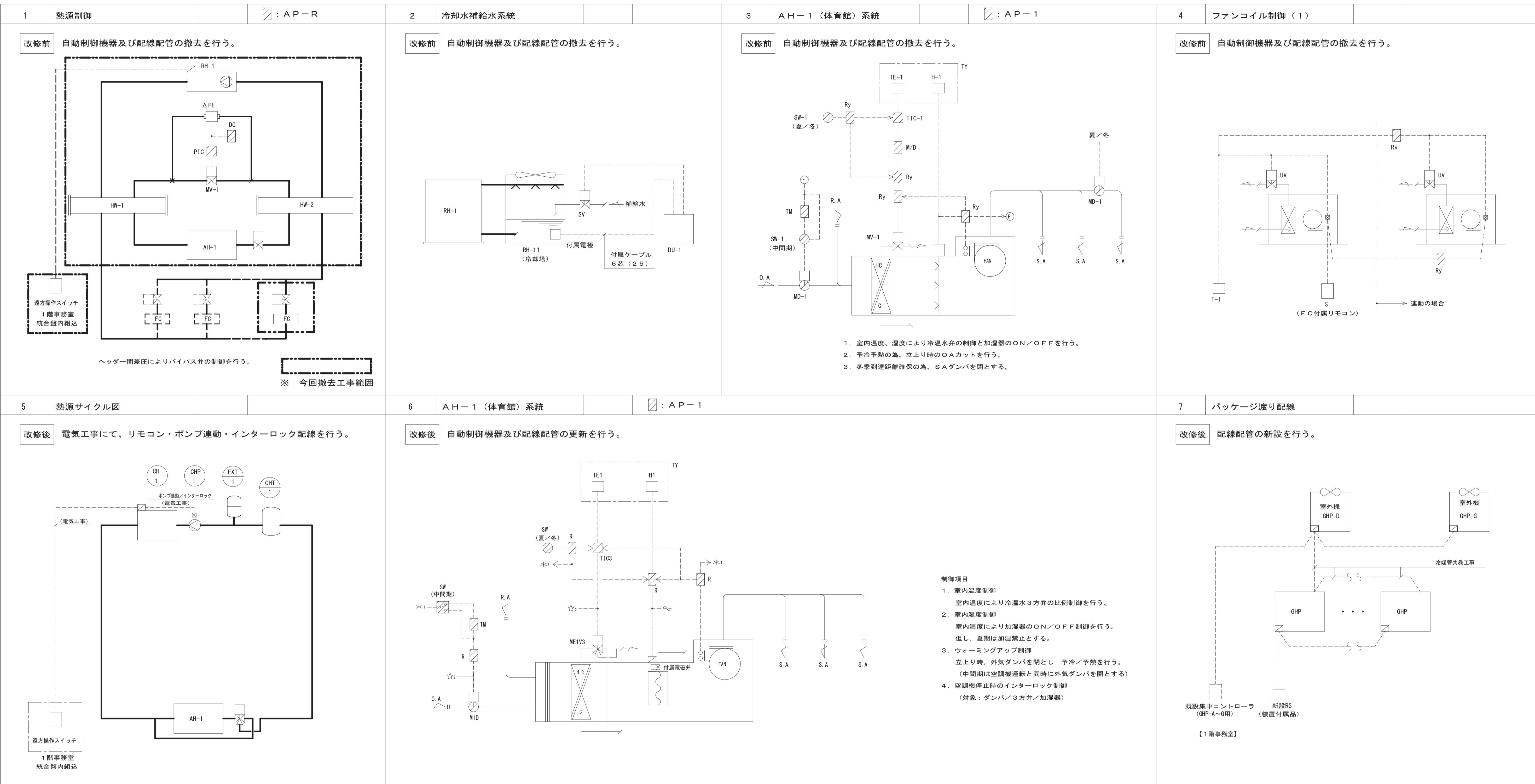


※ ①・鉄骨鋼材の△マークは参考とする。
②・溶融亜鉛メッキ仕上げとする。



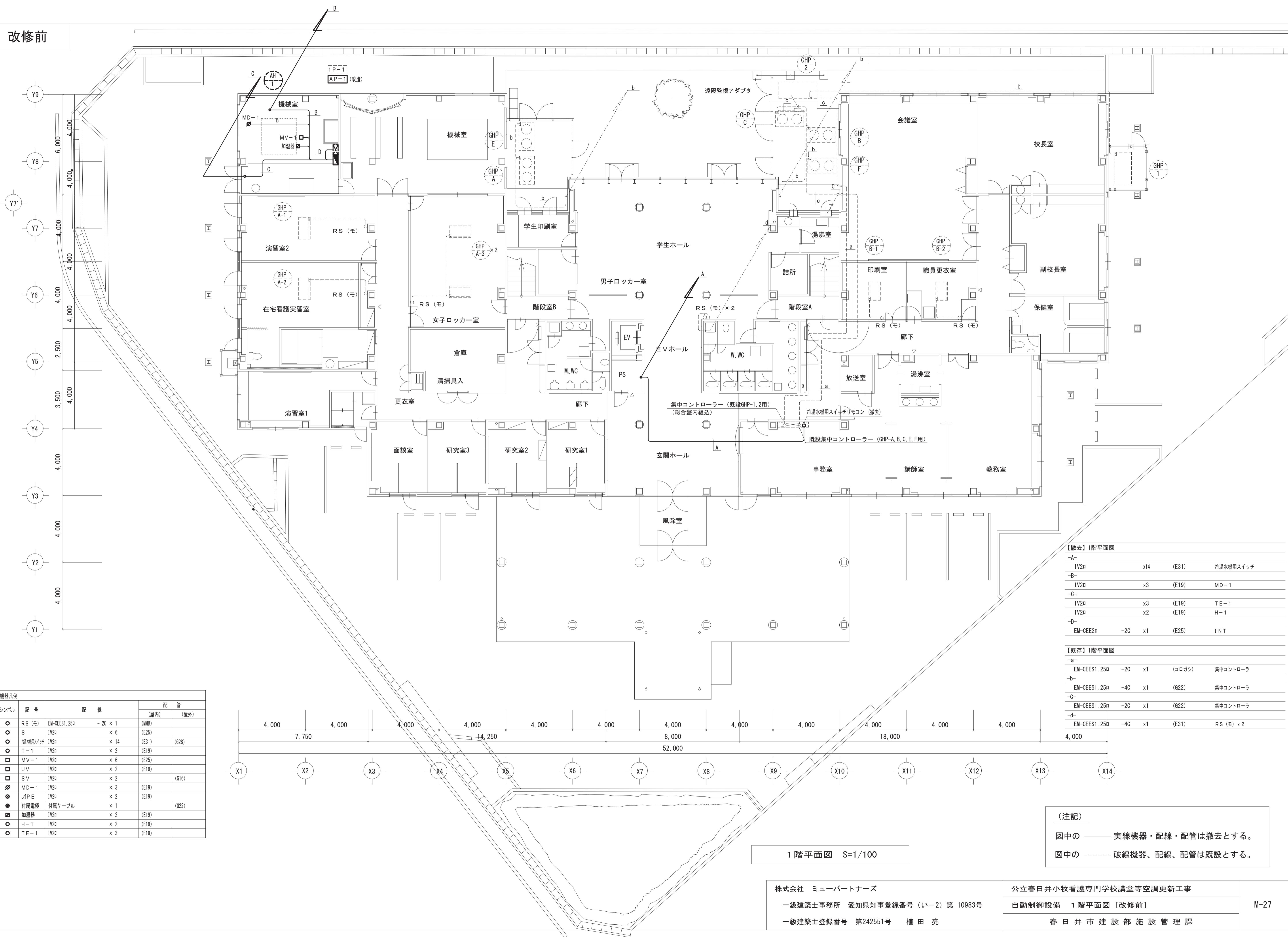
※ 天井裏工事は、既設鉄骨及びキャットウォークを利用し工事を施工すること。
また、新設機器の点検スペースも歩行用デッキ等にて考慮のこと。

(既設上記条件での対応も本工事にて処理とする。)

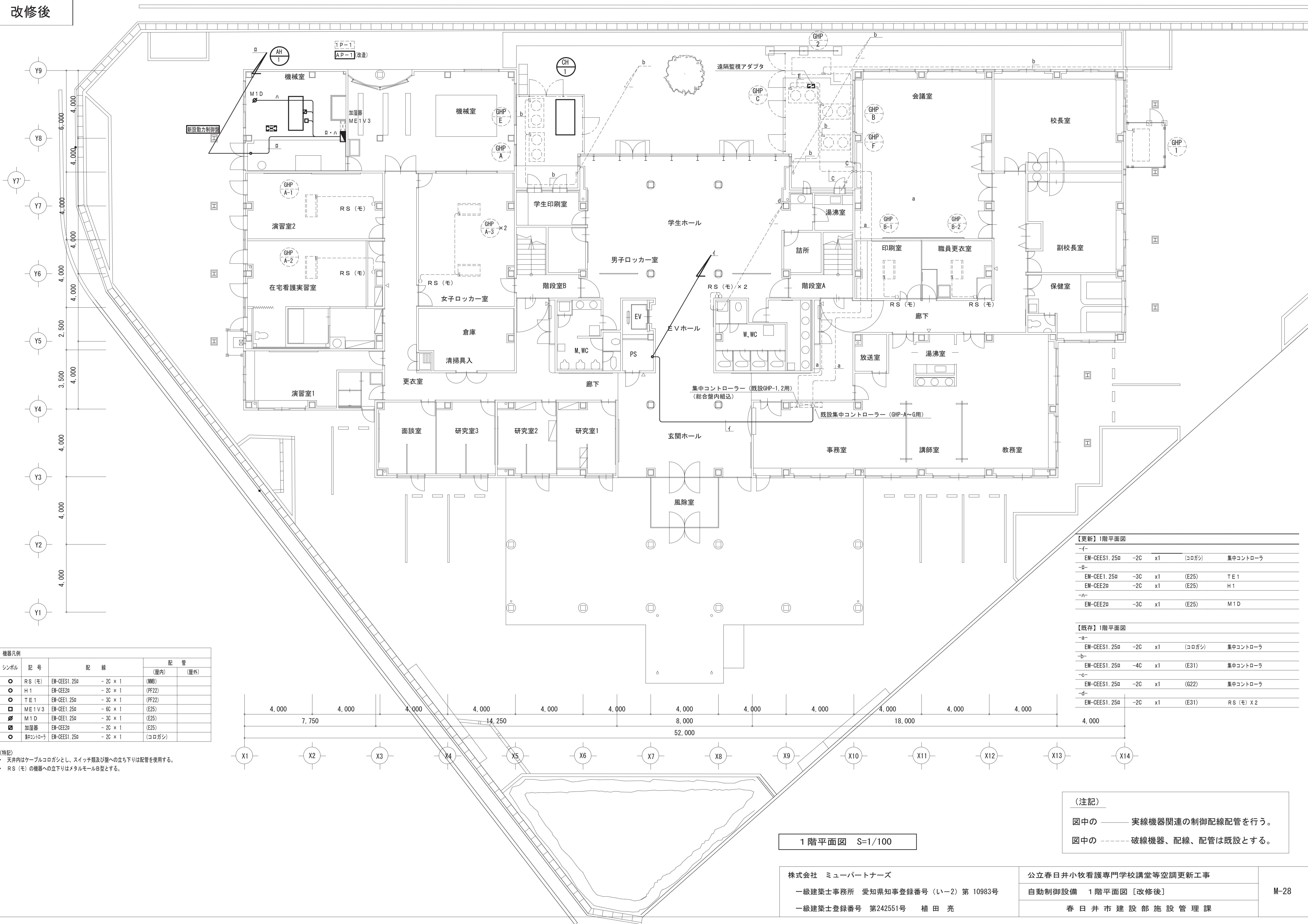


<p>改修後</p> <p>自動制御機器表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記号</th><th>名称</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>TE1</td><td>室内用温度センサ</td><td>Pt 100Ω</td></tr> <tr> <td>H1</td><td>室内用湿度調節器</td><td>ON/OFF出力</td></tr> <tr> <td>TY</td><td>マルチサーモケース</td><td></td></tr> <tr> <td>TIC3</td><td>温度指示調節計</td><td>比例出力</td></tr> <tr> <td>R</td><td>補助リレー</td><td></td></tr> <tr> <td>SW</td><td>切換スイッチ</td><td></td></tr> <tr> <td>TM</td><td>タイマー</td><td></td></tr> <tr> <td>TR</td><td>トランス</td><td>AC 24V</td></tr> <tr> <td>MID</td><td>ダンバ操作器</td><td>ON/OFF動作</td></tr> <tr> <td>MEIV3</td><td>電動3方弁</td><td>比例動作</td></tr> </tbody> </table>			記号	名称	備考	TE1	室内用温度センサ	Pt 100Ω	H1	室内用湿度調節器	ON/OFF出力	TY	マルチサーモケース		TIC3	温度指示調節計	比例出力	R	補助リレー		SW	切換スイッチ		TM	タイマー		TR	トランス	AC 24V	MID	ダンバ操作器	ON/OFF動作	MEIV3	電動3方弁	比例動作	<p>バルブ口径表</p> <p>W3 : 水 (3方弁)</p> <p>単位 流体W3 : 流量 [l/m] 、△P [kPa]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>系統名</th><th>流体</th><th>流量</th><th>△P</th><th>CV</th><th>口径 (A)</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A H - 1 冷温水3方弁</td><td>W3</td><td>170</td><td>30.0</td><td>21.5</td><td>40</td><td></td></tr> </tbody> </table>			系統名	流体	流量	△P	CV	口径 (A)	備考	A H - 1 冷温水3方弁	W3	170	30.0	21.5	40		<p>盤寸法表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>盤名</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>AP-1 (改造)</td><td>AH-1制御更新</td></tr> <tr> <td>AP-R (改造)</td><td>熱源制御回路撤去</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 改造盤の表面パネルは、メクラバネル等を取りのこと</p>			盤名	備考	AP-1 (改造)	AH-1制御更新	AP-R (改造)	熱源制御回路撤去	<p>凡例</p> <p>--~-- AC 100V or 200V</p> <p>*-- AC 24V電源 (一般用)</p> <p>○○-- インターロック</p> <p>□ 現場盤内取機器</p> <p>株式会社 ミューパートナーズ</p> <p>公立春日井小牧看護専門学校講堂等空調更新工事</p> <p>自動制御設備 計装図【改修前・後】</p> <p>春日井市建設部施設管理課</p> <p>一級建築士事務所 愛知県知事登録番号 (いー2) 第 10983号</p> <p>一級建築士登録番号 第242551号 植田亮</p>		
記号	名称	備考																																																														
TE1	室内用温度センサ	Pt 100Ω																																																														
H1	室内用湿度調節器	ON/OFF出力																																																														
TY	マルチサーモケース																																																															
TIC3	温度指示調節計	比例出力																																																														
R	補助リレー																																																															
SW	切換スイッチ																																																															
TM	タイマー																																																															
TR	トランス	AC 24V																																																														
MID	ダンバ操作器	ON/OFF動作																																																														
MEIV3	電動3方弁	比例動作																																																														
系統名	流体	流量	△P	CV	口径 (A)	備考																																																										
A H - 1 冷温水3方弁	W3	170	30.0	21.5	40																																																											
盤名	備考																																																															
AP-1 (改造)	AH-1制御更新																																																															
AP-R (改造)	熱源制御回路撤去																																																															

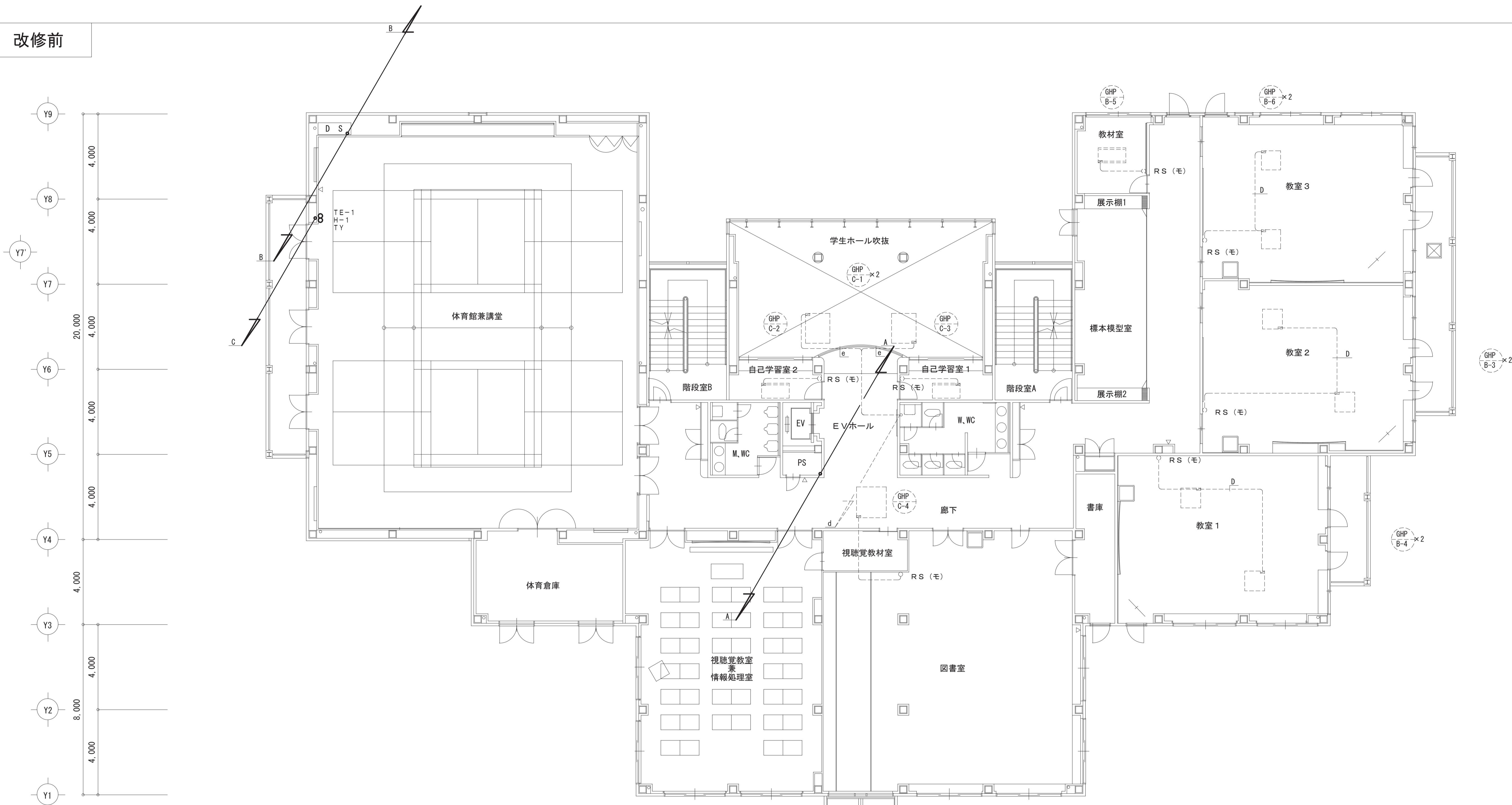
改修前



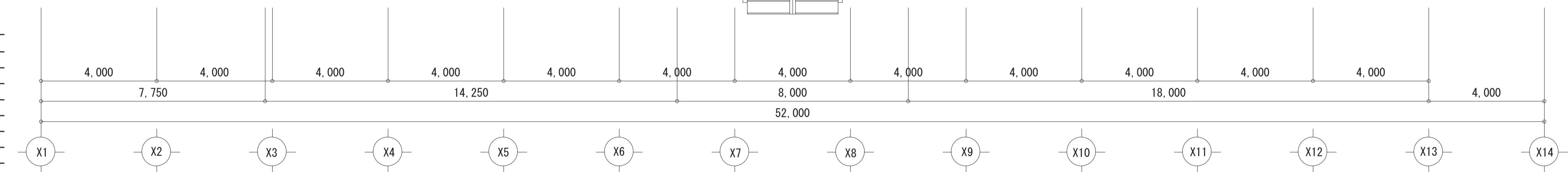
改修後



改修前



【撤去】2階平面図			
-A-	IV2a	x14 (E31)	冷温水機用スイッチ
-B-	IV2a	x3 (E19)	MD-1
-C-	IV2a	x3 (E19)	TE-1
	IV2a	x2 (E19)	H-1

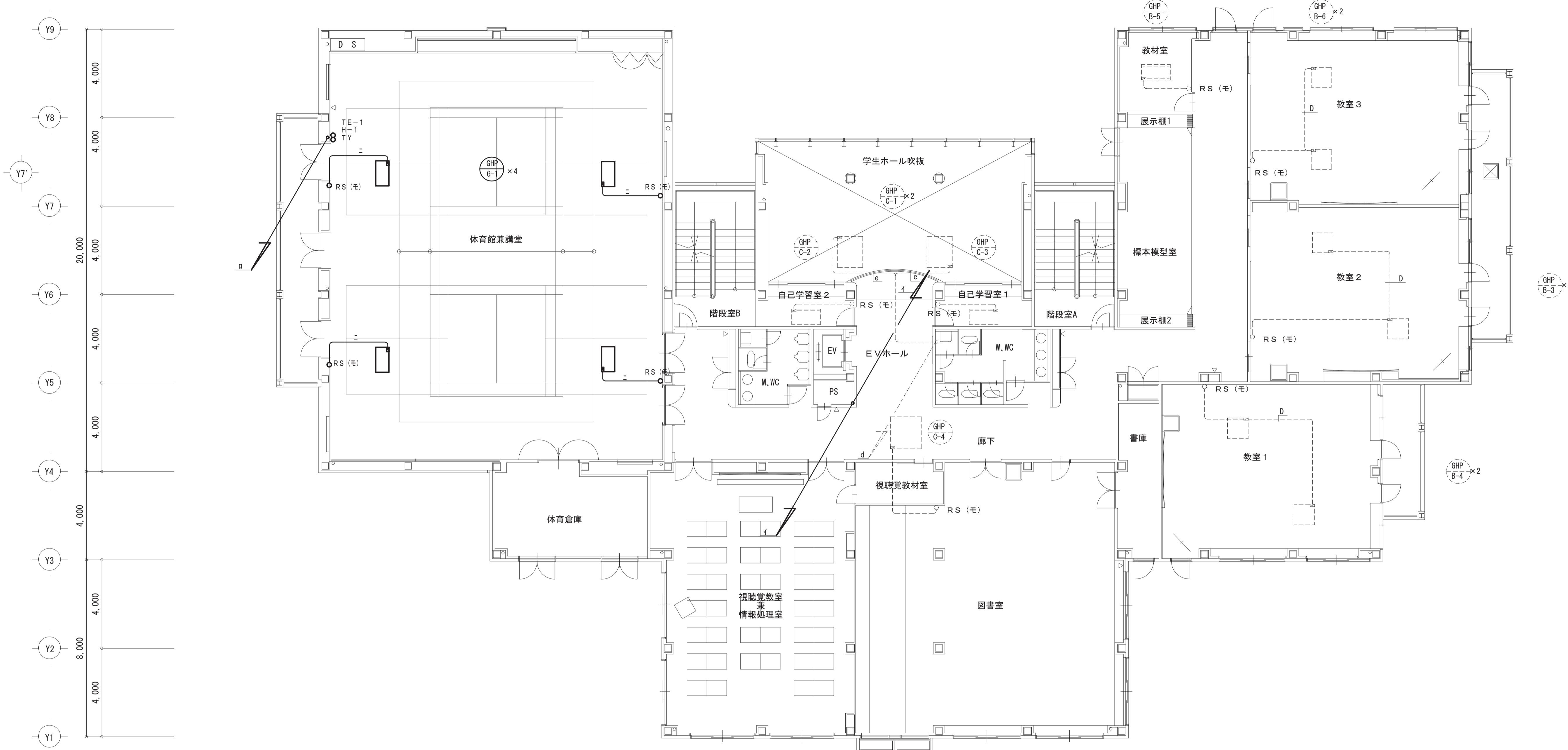


【既存】2階平面図			
-d-	EM-CEES1.25a	-2C x2 (E31)	RS (毛) x2
-e-	EM-CEES1.25a	-2C x1 (コロガシ)	RS (毛)
-f-	EM-CEES1.25a	-2C x1 (コロガシ)	渡り

2階平面図 S=1/100

(注記)
図中の ————— 実線機器・配線・配管は撤去とする。
図中の - - - 破線機器、配線、配管は既設とする。

改修後



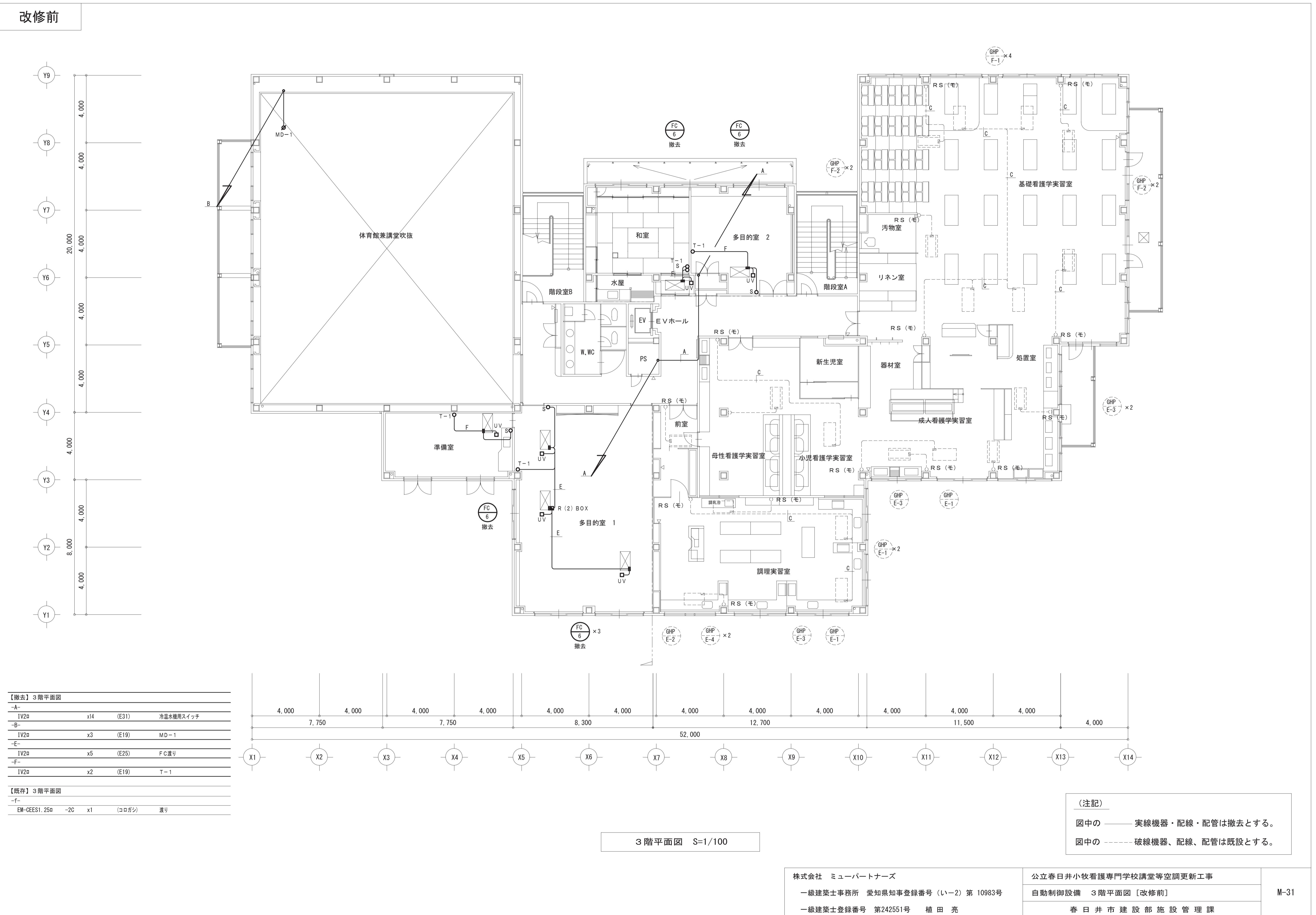
【更新】2階平面図			
-イ-	EM-CEES1.25d	-2C	x1 (E25) 集中コントローラ
-ロ-	EM-CEE1.25d	-3C	x1 (E25) TE 1
-ニ-	EM-CEE2d	-2C	x1 (E25) H 1
-リ-	EM-CEE1.25d	-2C	x1 (E25) RS (モ)

【既存】2階平面図			
-d-	EM-CEES1.25d	-2C	x2 (E31) RS (モ) x 2
-e-	EM-CEES1.25d	-2C	x1 (コロガシ) RS (モ)
-f-	EM-CEES1.25d	-2C	x1 (コロガシ) 渡り

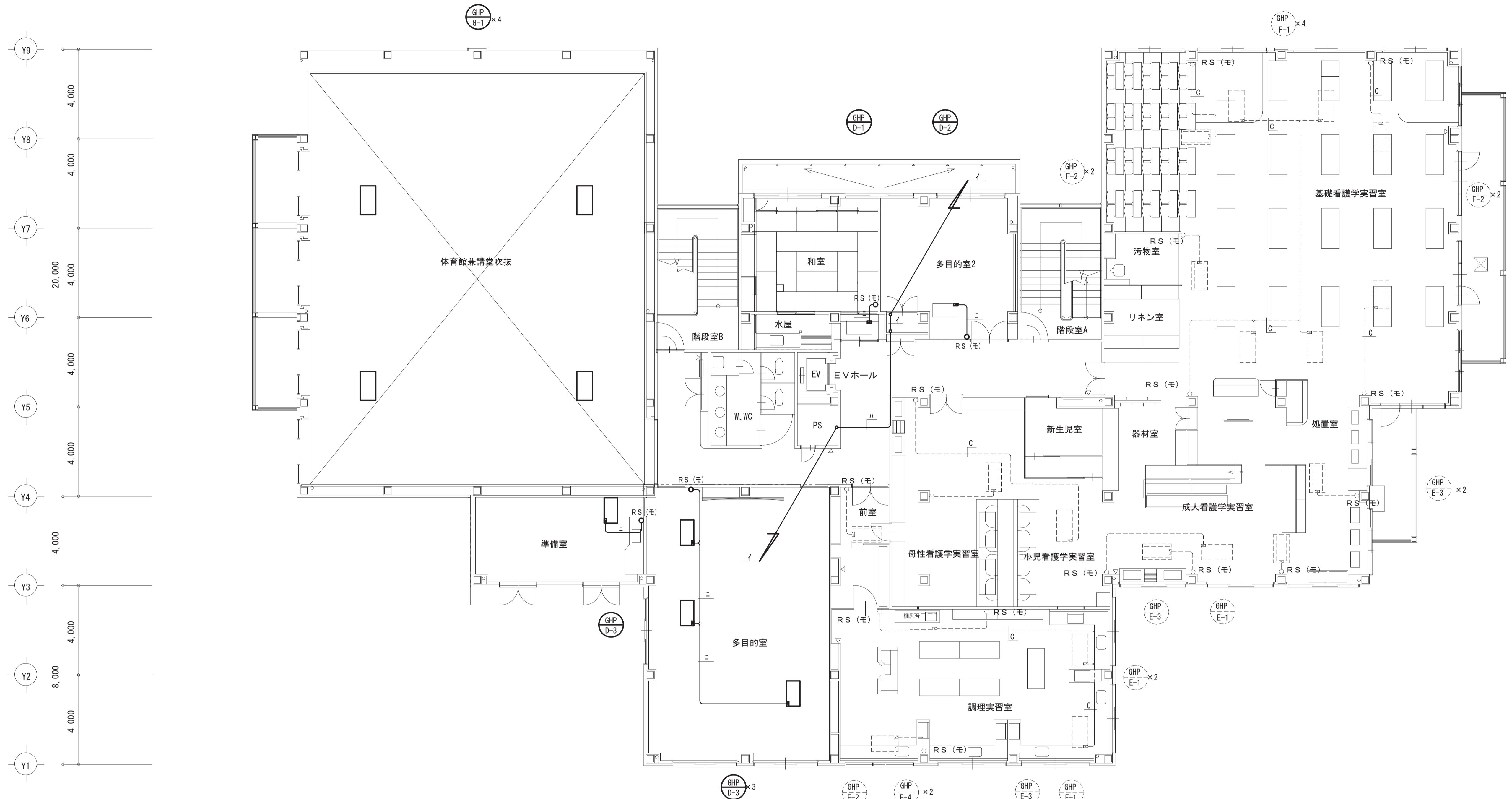
2階平面図 S=1/100

(注記)
図中の 実線機器関連の制御配線配管を行う。
図中の 破線機器、配線、配管は既設とする。

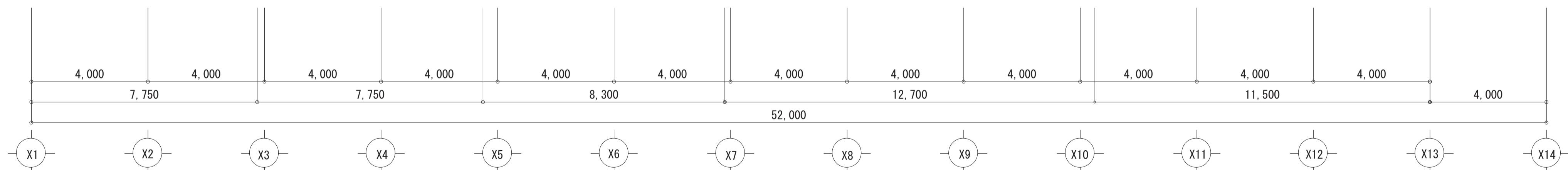
改修前



改修後



【更新】3階平面図				
-イ-	EM-CEES1.25口	-2C	x1	(E25) 集中コントローラ
-ハ-	EM-CEES1.25口	-2C	x1	(コロガシ) 集中コントローラ
-ニ-	EM-CEES1.25口	-2C	x1	(コロガシ) 渡り

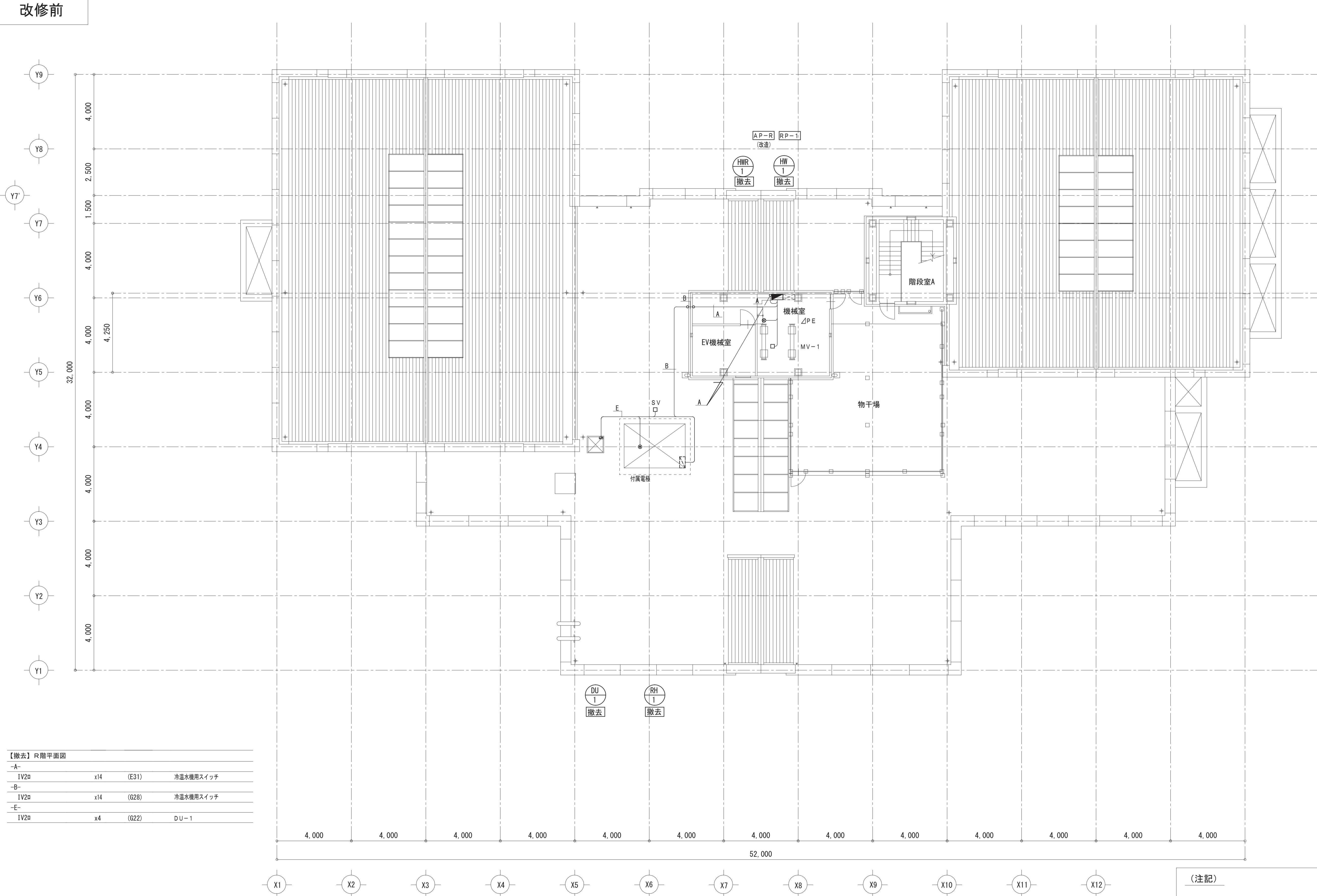


【既存】3階平面図
-f-
EM-CEES1.25□ -2C x1 (コロガシ) 渡り

3階平面図 S=1/100

(注記)
図中の ——— 実線機器関連の制御配線配管を行う。
図中の ----- 破線機器、配線、配管は既設とする。

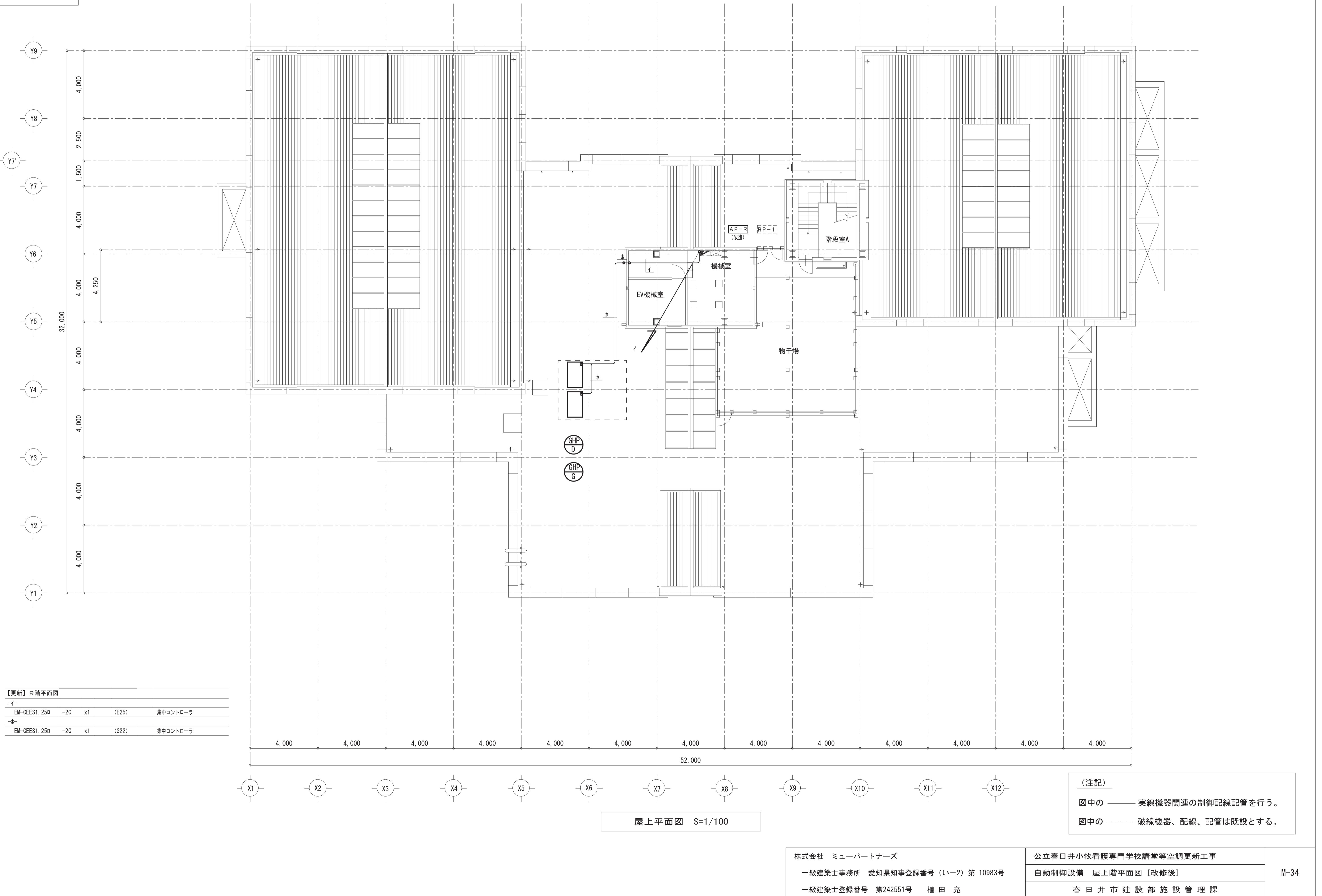
改修前



屋上平面図 S=1/100

図中の ——— 実線機器・配線・配管は撤去とする。
図中の ----- 破線機器、配線、配管は既設とする。

改修後



電気設備工事特記仕様書

2023年4月1日改定

章	項目	特記事項	備考
第1章	一般事項 1節 総則 1.1.1 適用	1. この特記事項以外は下記に準拠する。但し、本工事に関係しない事項は適用しない。 1) 愛知県財務規則 2) 工事請負契約書 3) 国土交通省大臣官房官庁常締部監修公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和4年版） 4) 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（令和4年版） 5) 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和4年版） 6) 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（令和4年版） 7) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和4年版） 8) 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和4年版） 9) 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和4年版） 10) 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和4年版） 11) 建築物解体工事共通仕様書 12) 関係法令及び諸工事基準 13) 愛知県建築工事品質管理要領 2. 特記事項の適用優先順位 1. ○ 2. ※ ただし ○ と ※ のある場合は共に適用する。 3. 本工事に使用する資材等は、上記各標準仕様書及び本工事特記仕様書（指定資材を含む）によるものとする。 4. 設計図面に関する疑義は原則として、入札執行前に質問書の提出によって確かめるものとする。 5. 本工事特記仕様書は公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）、公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）に対するもので、改修工事に関する項目は【】として記載している。 *公共建築工事標準仕様書1.1.2「書面」の用語の意義を次に読み替えるものとする。 「書面」とは、発行年月日が記載され、記名された文書をいう。なお、記名においては、氏名を併記せず、氏又は名を記すだけでもよいものとする。	【改修1.1.1】
1編	1.1.2 用語の定義	【改修1.1.3】	
1編	1.1.3 官公署その他への届出手続等	【改修1.1.4】	
1編	1.1.4 工事実績情報システムへの登録	*請負代金額が500万円以上の工事は、（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）の工事実績情報サービス（CORINS）に、工事実績情報の登録を、その内容について監督職員の確認を（JACICの様式「登録のための確認のお願い」に従って）受けた上、行う。（受注時、変更時、竣工時）また、登録後にJACICが発行する「登録内容確認書」を、監督職員へ提出する。	【改修1.1.4】
一般	1.1.7 関連工事等の調整	工事区分 項目 建築 電気 管 空調 净化槽 備考 設備スリーブ箱入 ※ ※ ※ ※ 同上用構造体補強 ※ " 防水処理 ※ 天井・壁埋込器具切込補強 ※ 設備機器基礎・防水処理 ※ 設備機器用アンカーボルト ※ ※ ※ ※ (外部)空気取入・換気ガラリ ※ (内部)空気取入・換気ガラリ ※ 換気扇取付栓 ※ 建物内外配線配管ビット蓋 ※ 建物内排水溝 ※ たて縦接続用横引管 ※ 発電機用 冷却用給水排水 ※ " 燃料用油配管 ※ " 通気管 ※ " オイルタンク ※ 動力制御盤及び配線 ※ 自動制御盤及び配線 ※ ※ 自動制御盤への電源送り ※ ファンコイルへの電源送り ※ 液面電極体リレー及び配線 ※ 床排水金物 ※ 流し台排水金物 ※ " 設備接続 ※ * 設計図面について監督職員と協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定によるほか「愛知県建設局・都市・交通局・建築局設計変更事務取扱要領」（令和3年4月1日改正）に定めるとところによる。 (https://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/gijyutsu/R03sekkei-henkouyouyou.pdf)	【改修1.1.8】
共通	1.1.8 疑義に対する協議等	*概成工期 ○ 有 (M-O 8 特記事項による) ※ 無 *報告に用いる書式等は、愛知県建設企画課HP 建設技術基準等（建築）の関連様式を参照。 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html) 1. 本工事は電子納品の対象工事とする。 2. 対象となる成果物の作成については、「愛知県電子納品運用ガイドライン」及び「愛知県デジタル写真管理情報基準（案）」に基づくものとする。（https://www.pref.aichi.jp/site/cals/densinohin.htmlを参照。）ただし、電子納品チェックリストについては、他の書類に同様の内容を記載した場合、省略できるものとする。 3. 成果品の提出部数については、電子媒体（CD-RまたはDVD-R）2部とする。 4. 受注者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行うものとする。また、検査時（中間検査、完了検査）に写真情報等の閲覧機器を準備するものとする。 5. 仕様書に基づき監督職員に報告等を行う書面で電子データによるものについては、以下を基本とするが、監督員の指示がある場合はその指示による。 (1) 電子媒体（CD-RまたはDVD-R）で完了検査時に1部提出する。 (2) 「あいち電子納品運用ガイドライン」に準拠することとし、格納フォルダは「愛知県建築局発注工事における情報共有システム運用の手引き（案）」における表6を参考とする。 6. その他、電子納品に関する詳細な取扱いについては、発注者、受注者協議の上、決定する。 *情報共有システムの試行 ・発注者指定方式 本工事は、情報共有システムを利用し、工事施行にかかる手続き、文章の情報交換、電子納品等を電子ネットワーク上で行うことができる。 ※受注者希望方式 本工事は、受注者が希望する場合、監督員と協議のうえ、受注者の費用負担により、情報共有システムを利用し、工事施行にかかる手続き、文章の情報交換、電子納品等を電子ネットワーク上で行うことができる。 1. 「情報共有システム」とは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。 2. 本工事における情報共有システムは、(公財)愛知県都市整備協会が運営する「あいち建設情報共有システム」を利用すること。(http://www.aichi-toshi.or.jp/akjs-ps/index.html) 3. 情報共有システムは「愛知県情報共有運用ガイドライン」及び「愛知県建築局発注工事における情報共有システム運用の手引き（案）」に基づき利用すること。	【改修1.1.8】
項目	*情報共有システム		

章	項目	特記事項	備考
第3章	*工事写真 3節 工事現場管理 1.3.1 施工管理	(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html) 4. 本システムを用いて作成及び提出等を行った工事関係図書については、システムにより電子納品することとし、別途紙に出力して提出しないものとする。 5. 成果品の提出について、CADデータは情報共有システムへ登録し、電子納品をする。また監督員の指示がある場合は、その指示による。 *工事写真的撮影時期、内容、枚数等は下記のとおりとする。 工事着手前及び工事中 ①黒板（白板）に所定事項を明記し、工事の進捗状況を撮影、記録すると共に、特に施工後隠れてい又は埋設される部分は、被写体に幅広テープを添え撮影する。 記載事項：件名（工事名）、名称（工種）、位置、工程、備考、撮影年月日 ②監督職員の指示により、適宜提出する。 ※デジタルカメラの撮影素子の有効画素数は100万画素程度から300万画素程度を標準とする。 ※デジタル工事写真的小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上で、「デジタル工事写真の情報電子化について」(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html)を参照)により行うことができる。 *竣工時 監督職員の指示によりカラー撮影	【改修1.3.1】
1編	1.3.2 電気保安技術者 1.3.3 施工条件	* 活用する * 1) 施工日・施工時間制限 ・ 有 () ・ 無 2) 施工に必要な実日数以外に見込んでいる事項 準備期間 ・ 30日 () 休日 (年末年始休暇及び夏期休暇) ・ 9日 ○ (3日) その他の作業不能日 () (日) ※ 図示による 3) 工事車両の駐車場所 場所制限 ※ 有 (駐車場所: ※ 敷地内 ()) ・ 無 4) 資機材置場所 置場制限 ※ 有 (置場所: ※ 敷地内 ()) ・ 無 5) その他 ()	【改修1.3.2】 【改修1.3.3】
1編	1.3.9 発生材の処理等	*週休2日制促進工事 *週休2日制促進工事試行対象工事 ・ 発注者指定 ※ 受注者希望 ・ その他 (建築工事における週休2日制工事試行要領 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html) *PCB含有物以外で引渡を要するもの () *特別管理産業廃棄物の種類及び処理方法 ・ () ・ 図示による *現場において再利用を図るもの () *工事に伴い発生する指定副産物のうち、次のものは再資源化施設へ搬出する。 ※コンクリート塊 ※アスファルトコンクリート塊 ※建設発生木材 () *引き渡しを要するものは、監督職員の指定する場所に整理し、発生物件調査を作成し、施設管理者へ引き渡す。 *本工事で発生する産業廃棄物のうち愛知県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物については、愛知県産業廃棄物税が課税されるので適正に取り扱うこと。 *PCBを使用している機器材料は適切な容器に収めた上で引渡しを要する。撤去した機器のメーカー名・型番・製造年月日を記載したリストを作成して発注者へ提出する。 *次の物品はPCBの混入が疑われるため、専門の分析機関に依頼し、その有無を確認する。 昭和47年以前の建築物：ボリサルファイド（チオコール）系コーティング 平成元年以前の製造機器：蛍光灯安定器、コンデンサ、リアクター、コンデンサ用放電コイル、変圧器（絶縁油中の濃度0.5mg/kg以下のものは対象外） 上記以外においても、PCB混入の恐れがある場合は、監督職員と協議の上、確認すること。 *石綿含有建材は、大気汚染防止法に基づき、適正に対応すること	【改修1.9.1】
1編	*建設副産物	*石綿含有建材は、大気汚染防止法に基づき、適正に対応すること *発生材の保管、集積場所が必要な場合 () ・ 図示による 1. 発生材については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）その他関係法令の規定を遵守し、「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」（以下「リサイクルガイドライン」という。）に基づき、適正に処理する。 2. 事前に建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」と言う。）に登録及び必要事項を入力し、COBRISより出力される、「リサイクルガイドライン」に定める計画書（①、②）を監督職員に提出する。 ①再生資源利用計画書（実施書）（様式1） ②再生資源利用促進計画書（実施書）（様式2） 3. 工事完了時に「リサイクルガイドライン」に定める実施書（①、②）の内容をCOBRISに登録及び工事登録証明書を作成し、監督職員に提出する。 4. 建設リサイクル法第8条第1項の対象建設工事に該当する工事は、再資源化等が完了したとき、同法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。 5. 産業廃棄物管理表（以下「マニフェスト」という。）集計表を作成し、監督職員に提出する。マニフェスト集計表は任意様式とし、交付した全てのマニフェストについて、交付年月日、交付番号、車両ナンバー、廃棄物の内訳(t又はm3)、マニフェストの照合・確認日（電子マニフェストの場合は、引渡し年月日、マニフェスト番号（連絡番号）、車両ナンバー、廃棄物の内訳、運搬・処分・最終処分の終了日）が記載され、受注者の記名があるものとする。また、紙マニフェストの場合は伝票を整理して保管し、必要に応じて検査員等に提示する。	愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱、同関係法律は次の愛知県建設企画課から入手することができます。 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/recycle-guide-line.html
一般	*撤去更新時のフロン等の取扱 4節 機器及び材料 1.4.1 環境への配慮	*撤去更新時のフロン等の取扱 *分別収集 1.4.1.1 環境への配慮 1. 使用する機器及び材料は、全て石綿を含まないものとする。 2. 本工事に使用する資材等は、品質が規格値を満足しがち価格が適正である場合には、県内産の優先使用に努めるものとする。 3. 本工事において使用する材料のホルムアルデヒド放散量等の適用に関する区分は、「F☆☆☆☆」、「接着剤等不使用」、「ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」、「非ホルムアルデヒド系接着剤使用」、「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」又は「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用」のいずれかとする。 * 使用する資材は、リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいくる材率先利用方針」を遵守し、あいくる材として認定されている資材の利用に努める。	COBRIS https://www.recycle.jacio.or.jp
通	1.4.2 機材の品質等		
事	*再生資源の利用の指定		あいくる材認定資材一覧、愛知県あ

株式会社 ミューバートナーズ	公立春日井小牧看護専門学校講堂等空調更新工事	E-01
一級建築士事務所 愛知県知事登録番号（いー2）第 10983号	電気設備工事特記仕様書（1）	
一級建築士登録番号 第242551号 植田亮	春日井市建設部施設管理課	

章	項目	特記事項	備考												
項		<p>1) 愛知県あいくる材率先利用方針第3のAAグループ及びAグループの認定資材を優先的に使用する。</p> <p>2) 指定材一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工場所</th><th>品目</th><th>規格</th><th>再生原料等の指定</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>・指定しない・</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>・指定しない・</td></tr> </tbody> </table> <p>あいくる材の指定があるものについて、上記一覧以外のものを使用する場合は、監督職員の承諾を要する。</p> <p>3) 指定材以外の使用に努める品目は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生加熱アスファルト混合物 ・再生路盤材 ・PC製品 ・舗装用ブロック ※(「あいくる材使用実績集約表」を電子データで監督職員に提出する。) <p>*工事完了時にあいくる材の使用実績をリサイクルガイドライン様式8「あいくる材使用状況報告書」及び様式9「あいくる材使用実績集約表」を電子データで監督職員に提出する。</p> <p>*取外し後再使用する機材</p> <p>※図示による・()</p> <p>取外し後特別な清掃を行う機材及びその方法</p> <p>※図示による・()</p>	施工場所	品目	規格	再生原料等の指定				・指定しない・				・指定しない・	いくる材率先利用方針、その他提出書類の様式等は次の愛知県建設企画課HPから入手することができます。 https://www.pref.aichi.jp/site/aicle/
施工場所	品目	規格	再生原料等の指定												
			・指定しない・												
			・指定しない・												
【改修】1.4.3】再使用機材	*再生資源の利用の報告														
5節 施工	1.5.3 施工の検査等	*見本施工	【改修】1.6.4】												
	1.5.7 化学物質の濃度測定	*化学物質の濃度	【改修】1.6.8】												
6節 工事検査及び技術検査	1.6.2 技術検査	*測定時期													
7節 完成図等	1.7.1 完成時の提出図書	対象物質	【改修】1.10.2】												
1.7.2 完成図		測定方法	【改修】1.11.1】												
		測定する室/測定箇所数	【改修】1.11.3】												
		*中間技術検査	【改修】1.11.2】												
		◎行わない													
		・行う (実施回数 :)													
		、実施時期 : ()													
		*工事完了前に次の図書を作成し監督職員に提出する。													
		1)完成原図(施工図を除く) 1部	2)完成図(施工図を除く) 及び契約図のA3版2つ折り製本(合本作成) 2部												
		3)契約図の2つ折り製本 1部	4)完成図(施工図を除く)の2つ折り製本 1部												
		5)施工図の2つ折り製本 1部	6)保全に関する資料 1部												
		7)その他必要書類 1部													
		8)契約図、完成図(施工図除く)のPDFファイル(公共建築課PDFファイル作成ガイドラインによる)	CD-RまたはDVD-R 2部												
		*完成図の種類及び記載内容	※表1.7.1による(改修は表1.11.1)・()												
		*原図作成方法	※CAD作成し紙出力 サイズ ※ 設計原図と同じ・()												
		原図用紙の種類	※PPC用ポリエチレンシート、和紙 同等品・トレーシングペーパー												
		提出部数	※原図:1部、複写図:2部・()												
		CADデータ	※提出する(・愛知県電子納品運用ガイドラインに基づく) ※監督職員との協議による ・提出しない												
		CAD図面の作成にあたっては国土交通省「建築CAD図面作成要領(案)」に基づいて作成する。													
		*複写図作成方法	・1.7.1完成時の提出図書2)に代える・()												
【改修】7節 養生	【1.7.1】養生範囲	*養生範囲	・()・1.7.1による箇所												
	【1.7.2】養生方法及び清掃	*養生方法	※ビニルシート、合板等により適切に行う・図示による・()												
		*既存設備等の養生方法	※ビニルシート、合板等により適切に行う・図示による・()												
		*固定された備品、机、ロッカー等の移動	・図示による・移動しない・()												
		*機材搬入及び撤去機材搬出通路の養生	※ビニルシート、合板等による・図示による・()												
【改修】8節 撤去	【1.8.1】一般事項	*撤去前に内容物の回収を要する機器、配管等の処置	※図示による・()												
	【1.8.2】撤去作業の安全対策	*石綿の撤去	※図示による・()												
	【1.8.6】撤去後の補修及び復旧	*機器等撤去跡の補修等	※図示による・()												
		*撤去後の開口部[床、壁、天井等]の補修方法、仕上げの仕様	※図示による・監督職員と協議・()												
その他	*仮設	*仮設の方法は施設及び監督職員と協議する。													
	*光熱水費	*建物引き渡しまでの電気、水道、ガス等の料金(基本料金、電気主任技術者委託料を含む)は、協議の上、各工事受注者が負担する。													
	*現場代理人等	*現場代理人においては、受注者との直接的な雇用関係、主任技術者(監理技術者)、専門技術者においては、受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係があること。													
		*契約款第11条に規定する現場代理人、主任技術者(監理技術者)の通知は、所定の様式(現場代理人等通知書)により、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。また建設業法に基づく監理技術者補佐、専門技術者を定めたときも同様とする。													
		*受注者は、主任技術者について建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき他の工事と兼務させる場合や監理技術者について同施行令第28条及び第29条の規定に基づき監理技術者補佐を専任で配置することにより他の工事と兼務させる場合にあっては、所定の様式により兼務届を作成の上、新たに契約した工事については工事請負契約締結後5日以内に、現に施工中の工事については原則兼務期間の始期より前に、監督職員を通じて発注者に提出すること。													
		*監理技術者の兼任要件等については、「建設業第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置要件について」とおりとする。 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/tokureikanrigijutusha.html を参照)													
	*火災保険等加入方法等	*電気工事の保険の種類は、火災保険又は組み立て保険とする。(建築工事事務の手引参考2「愛知県建築工事に係る火災保険等の加入方法」による)期間は、工事資材の現場搬入の日から工事目的物の引渡しの日までとする。(特に定めのない限り、契約上の工事完成期日経過後14日間とする。)保険金受取人(被保険者)は、受注者とする。													
	*法定外の労災保険	*本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。													
	*事故報告	*工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、事故発生報告書を監督職員に速やかに提出すること。													
	*工事中の安全管理	*南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、受注者は、継続的に地震関連情報の収集に努め、工事中の建築物等及び仮設物に対し、必要な安全対策措置が実施されているかの確認、及び作業員や必要に応じ第三者に対する安全の再確認を行うなど、有事に際しての備えを行うこと。													
	*工事の下請負	*受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 1)受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 2)下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 3)下請負者は、建設業法に基づく営業停止の期間中でないこと。 4)下請負者が愛知県の競争入札参加資格者である場合には、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止期間中でないこと。 5)下請負者は、「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に掲げる排除措置の措置要件に該当しない者であること。													
	*施工体制	*施工体制については「施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き(案)」によること。													
	*施工体制台帳	*建設業法第24条の8第1項の規定により作成した施工体制台帳(同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。)の写しを監督職員に提出すること。 (公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条)													
	*施工体系図	*下請契約を締結する場合においては、下請金額に関わらず施工体系図を作成し、工事現場の工事関係者及び													

章	項目	特記事項	備考
第1編	* 各種調査への協力 * 工事コスト調査の協力	公衆が見やすい場所（仮囲いなど）に掲示する。 * 本工事が、公共事業労務費調査、共通費実態調査等の対象工事になった場合は必要な協力をすること。 * 本工事が低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、工事完了時に愛知県が行う工事コスト調査に協力しなければならない。なお、コスト調査における作業内容等については別途、監督職員の指示によること。 また、本工事の一部を下請けする場合は、下請負者についても工事コスト調査等の協力を得ること。 * 本工事における木材利用状況に関する調査に協力すること。	
	* 請負代金内訳書等	* 契約約款第3条第1項の規定による「請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）」は、種目別内訳、科目別内訳まで作成し、工事請負契約締結後14日以内に監督職員に提出すること。なお、内訳書には、健康保険、厚生年金保険	
	* 騒音・振動対策	* 契約約款第3条第1項の規定による「工程表」は、発注者から請求があった時に提出すること。 * 「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達）」及び関連法規の規定を厳守し施工する。 また、騒音規制法、振動規制法の規制の対象となる作業（特定建設作業）及び下記に指定した建設機械については、「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」（建設大臣告示）により指定された建設機械を使用する。 作業名：建設機械名： * 排出ガス対策型建設機械の適用 ※ 有り ・なし (対象機種：バックホウ、車輪式トラクターショベル、ブルドーザー、発動発電機、空気圧縮機、油圧ユニット、ローラー類、ホイルクレーン（いずれもディーゼルエンジン出力7.5～260KW）) (対象規制値：排出ガス対策型建設機械指定要領（国土交通省総合政策局）の別表1（1次基準値）)	
	* 排出ガス対策型建設機械		
	* 貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱 * 特定特殊自動車の燃料	* 工事場所が「自動車NOx・PM法」の規制対象地域内においては、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」（愛知県： https://www.pref.aichi.jp/kankyo/ondanka/car/yoko/index.html ）に基づき、対象地域外からの流入車も含め、車種規制非適合車の使用抑制に努めるものとする。 * 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう）を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。 なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。	
	* 薬液注入工法	* 薬液注入工法により地盤の改良を行う場合は、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」（建設省事務次官通達）による。	
	* 石綿含有仕上塗材の除去・補修、既存壁等への作業 * 建設業退職金共済制度	* 既存の壁等に対して作業（仕上塗材の除去・補修、コア抜きやアンカーボルト打設作業など仕上塗材の破断を伴う全ての作業）をする場合は、既存壁等の石綿含有仕上塗材使用の有無を確認し、石綿が含有されている場合は、除去工法、作業方法等について関係法令所管部局及び監督職員と協議の上、適切な石綿飛散防止措置を講じること。 * 本工事に関わる自社及び下請負会社の中にこの制度を使用する者がある場合は、同制度に加入し、掛金収納書を提出しなければならない。制度を使用しない又は証紙を購入しない場合は、理由書等を提出する。 工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査員に掲示しなければならない。	
	* 契約後VE	* 本工事は、契約約款第20条第2項に基づく提案を受け付ける契約方式（以下「契約後VE」という。）の（※ 対象工事（契約金額が250万円未満の場合を除く。）・対象外工事）とする。 * 契約後VEを行う場合には、「愛知県建設局契約後VE実施要領」の規定により行うものとする。 「愛知県建設局契約後VE実施要領」は、建設企画課HP（下記URL参照）に掲載している。 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/dobokugi_jyutsu-jiltushiyouryou.html * VE提案の範囲 ※ 請負者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容に関する変更により請負代金額の低減を伴うものとする。【工事全体をVE提案の対象とする場合】 ・ 請負者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料及び施工方法等に関する変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。【工事目的物をVE提案の対象としない場合】 ・ [その他VE提案を求める範囲によって適宜記載する] * VE提案の実施にあたり、関係機関協議等第三者との調整等を要する提案については、あらかじめ、請負者が主体となり当該第三者との事前調整等を行い、実施の見込みがある提案であること。 * 建設キャリアアップシステムの活用に関して、工事成績評定において評価を希望する場合は、工事着手までに工事打合せ簿により申し出るとともに、工事完了時に活用状況を確認できる資料を監督員に提出すること。	
2章	共通工事 1節 仮設工事 2.1.1 一般事項 【改修2.2.2】 足場その他		
般共通事項	* 監督職員事務所 * 監督職員事務所の備品 * 受注者事務所、材料置場その他 仮設物の設置場所 * 建設工事名称板及び建設現場標識の設置 【改修2.2.3】 仮設間仕切り	* 足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について（平成21年4月24日厚生労働省労働基準局長 基発第0424002号）に規定する「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は2の(3)手すり先行専用足場方式により行う。 * 屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、JIS A8971（屋根工事用足場及び施工方法）に基づき、建方作業台、渡り廊下、墜落防護さく等の足場及び装備機材を設置する。 * 内部足場 表2.2.1 A種からD種のいずれか・単管足場・枠組足場またはくさび緊結式足場・() * 外部足場 別契約の関係受注者の設置する足場・枠組足場またはくさび緊結式足場 ・単管本足場・仮設ゴンドラ・移動式足場・高所作業車・() 設置するシート等・防護シート(JISA8952)・防護ネット(JISA8960)・防音シート・() * 高さが5m以上の箇所での作業を行う場合、労働安全衛生規則の各規定により使用する要求性能墜落制止用器具はフルハーネス型とし、「墜落制止用器具の規格」（平成31年1月25日厚生労働省告示第11号）によるものとする。 * 設ける(m程度)・既存建物内の一部※設けない・構外に設置 監督職員の指示を受け、必要に応じて次の備品を置く。 * 標準備品 机、いす、書棚、行事予定表、ゴム長靴、雨合羽、保護帽、懐中電灯、寒暖計、墜落制止用器具、衣類ロッカー、受注者加入の電話子機、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具 1,200以上 * 選択備品 パソコン・プリンター・FAX・複写機 * 受注者事務所(設ける場合)※構内(従業員宿舎除く)・構外 材料置場 ※構内・構外 その他仮設物 ※構内(従業員宿舎除く)・構外 * 建設工事名称板・設ける※設けない・他工事と共同設置 * 建設現場標識※設ける(他工事と共同設置を可とする)設けない * 仮設間仕切り種別・A種・B種※C種【改修表2.2.3】 A種、B種の塗装仕上げ・有※無 * 仮設扉 設置箇所※図示による・() 種別※合板張り木製扉程度・() * 既存設備の使用・可能・不可(発電機等を使用)・()	【改修 2.2.7】 工事名 ○○センター改修電気工事 工期 ○○年○○月○○日まで 発注者 愛知県建築局公共建築部公共建築課 工事監理者 ○○建築設計事務所 工事施工者 ○○電気設備株式会社 建設現場標識(例) 1,000以 上
2節 土工事 2.2.1 一般事項 【改修2.2.4】 工事用電力等	* 埋戻し土及び成土※相切り土の中の良質土() ・() ・() ・()		【改修 2.2.1】

【上傳 2013】

1

上

๑๐๐

1

Journal of Oral Rehabilitation 2003 30: 100–106

Journal of Oral Rehabilitation 2003 30: 103–109

【改修 2.3.1】

章	項 目	特 記 事 項	備 考
4節	コンクリート工事		
2.4.1	一般事項	* コンクリート 設計基準強度 18N/mm ² ・() 図示による	【改修 2.5.1】
7節	塗装工事		
2.7.1	一般事項	* 金属管の塗装箇所：屋内見えがかり部分（機械室、EPS等は除く）の屋内露出配管及び屋外露出配管は原則として塗装する。 * 色合等 ・() 図示による * 塗料の種別、塗り回数 ※表2.7.1による（改修は表2.8.1） ・() 図示による	【改修 2.8.1】
9節	スリーブ工事		
2.9.1	一般事項	* スリーブの材料及び仕様 ・図示による ※表2.9.1[改修は表2.10.1]による ・()	【改修 2.10.1】
10節	インサート		
2.10.1	一般事項	* インサートの許容引抜荷重 ※表2.10.1による ・() 図示による * インサート及びアンカーの許容引抜荷重 ※表2.12.1による ・() 図示による	【改修 2.12.1】
第編	【改修 2.12.1】 一般事項	* 空孔 埋め込み配管等の探査の範囲及び方法 () 図示による	
1	【改修】11節 はつり工事	* 性能確認試験 ・行う ・行わない * 施工後確認試験 ・行う ・行わない	
【2.11.2】	非破壊検査	* 放射線透過検査 ・行う ・行わない	
【2.11.3】	穴開け及び補修	* 貫通場所及び口径 () 図示による	
【2.11.4】	溝はつり及び補修	* はつり深さ () 図示による	
【2.11.5】	開口部補修等	* 補修が必要な箇所 ※図示による 防水箇所の貫通処理方法 () 図示による	
【改修】13節 基礎工事		* 意匠を考慮する場合の仕上げ方法 ※図示による	
【2.13.1】	一般事項	* 機器用基礎 ・新設 ・既設再使用 ・図示による * 基礎の補修 () 図示による	
【改修】14節 仮設備工事		* 既設基礎の解体 周辺機器等の養生 () 防水層等の補修 () 図示による * 既設基礎撤去後の補修及び床面仕上げ () 図示による	
【2.14.1】	一般事項	* 仮設備を要する期間 ()	
【2.14.3】	仮電源等	* 受変電設備又は発電装置を電源として仮設備する場合 () 図示による	
材 料		* 電線、ケーブル特記なき電線、ケーブルは原則として環境対策品とすること。 * 配線器具 配線器具に使用するフレーク類は原則として金属製とする。ただし、防水型等の場合はこの限りでない。	
施 工		* 照明器具取付方法 蛍光灯照明器具 F L 40W 1灯相当（同等重量器具を含む）以上は軸体にインサートを使用の上、堅固定取り付ける。 * 予備配管 分電盤から立上り予備配管として、予備の配線用遮断器4個以下の場合は(22)相当を1本、5個以上の場合は(22)相当を2本以上、二重天井内まで立ち上げる。	
2		* 位置ボックス 1. 照明器具で送り配線となるもの及び配線が末端となるものは、位置ボックスを省略してもよい。 2. 簡易仕切に設ける配線器具の位置ボックスは省略してもよい。なお配線器具はそれぞれに適合した形式のものとする。 3. 原則として、外壁部分への取付は避けたる。	
【1章】機材		* 中継ボックス 配管の1区間が30mを超える場合には途中にブルボックス又はジョイントボックスを設ける。 * 地中管路 埋設標識シート 高圧配線、低圧幹線、通信用幹線の中地配管に埋設シートを設ける。	
4節	照明器具		
1.4.2	構造一般	* 照明用ボール 配線用遮断機（引外し装置なし） ・設置する ・設置しない ・図示による カットアウトスイッチ（素通しヒューズ） ・設置する ・設置しない ・図示による	
1.4.4	光 源	* 光源色 ※相関色温度 4,600~5,500k（昼白色） () 図示による * LED照明器具の平均演色評価数 (Ra) ※ベースライト形器具は80以上、ダウンライト形及び高天井形器具は70以上 () 図示による	
電 力	6節 照明制御装置		
1.6.3	統合照明制御	* 機器構成 ※図示による ()	
1.6.3.1	共通事項	* 表1.6.1において基本機能に追加するもの ・図示による ・照明器具個別通信制御 ・調色制御 ・連動制御	
1.6.3.2	照明監視制御装置	* 外部出力端子の種別 () 図示による * 人の通り抜けと滞在を識別した照明器具の光出力又は点滅の制御 () 図示による	
1.6.3.4	監視操作装置		
1.6.3.7	照明制御器		
7節	分電盤		
1.7.3	キャビネット	* 材質 ※図示による ・鋼板 ・ステンレス鋼板	
1.7.6	器具類	* 積算器 計量法による検定付 () 図示による * 低圧用SPD 低圧用SPDクラスIIの性能 ※表1.7.12による () 図示による 低圧用SPDクラスIの性能 () 図示による	
備		* 電力計測装置 計測回路数 () 図示による 集中監視部 信号回線数、信号種別 () 図示による 外部出力端子種別 () 図示による	
工	9節 OA盤		
1.9.3	キャビネット	* 成形器 定格電流 () 図示による 表示器 ・設ける ・設けない 図示による	
12節 制御盤			
1.12.3	キャビネット	* 端子盤部の通気口 ・設置する（仕様 () 図示による * 端子盤部の冷却用ファン ・設置する（仕様 () 図示による	
事			
1.12.6	器具類	* 材質 ※図示による ・鋼板 ・ステンレス鋼板 * 低圧用SPD 低圧用SPDクラスIIの性能 ※表1.12.19による () 図示による 低圧用SPDクラスIの性能 () 図示による	
14節	電気自動車用充電装置		
1.14.1	一般事項	* 装置種別 電気自動車用急速充電装置 ・電気自動車用普通充電装置（定格電圧： ())	
1.14.3	キャビネット	* 材質 ※図示による ・鋼板 ・ステンレス鋼板	
1.14.4	電力変換装置	* 定格直流電圧 () 図示による * 移動用の遠方監視用接点 ・設ける ・設けない 図示による	
15節	電熱装置		
1.15.2	制御盤	* 過昇温防止装置 ・設ける ・設けない 図示による	
1.15.3	発熱線等	* 発熱線 ・第2種発熱線 ・第4種発熱線 図示による	
2章	施 工		
1節	共通事項	* 事前確認【表2.1.1において基本機能に追加するもの】	
【改修】1節	共通事項	配線の確認 ・照明器具 ・スイッチ ・コンセント	
【2.1.1】	事前確認	機器と開閉器等の対照 ・スイッチ 照明点滅回路の確認 ・コンセント ・制御盤	

章	項 目	特 記 事 項	備 考
第2編	2.1.1 電線の接続	* 制御回路の確認 ・照明器具 ・スイッチ ・コンセント * 照明改修を行う場合の対象室の改修前後の照度、回路電流値の測定箇所、回数 ※図示による ()	【改修 2.1.2】
	2.1.13 耐震施工	* 屋外の高圧架橋ホリゾンタル絶縁ケーブル相互の接続又は端末処理を行う場合の被覆の伸縮対策 * 機器の水平震度及び鉛直震度 () 図示による () 行う 行わない * 橫引き管等 耐震安全性の分類【表2.1.2】 () 一般の施設 ※特定の施設	【改修 2.1.14】
	【2.1.15】 配管・配線等の改修配線引抜き後の空配管	* 垂直配管等 耐震安全性の分類【表2.1.3】 () 一般の施設 ※特定の施設 * 建物のエキハーネジメント部の配線 標準図第2編の措置を行う () 図示による	
第2編	9節 パスダクト配線	* 导入線を入れる	
	2.9.2 パスダクトの敷設	* 直線部の距離が長い箇所のエキハーネジメントパッケージの設置 () 設ける 設けない 図示による	【改修 2.10.2】
	【2.11.4】 ケーブル配線	* 屋外のEM-高圧架橋ホリゾンタル絶縁ケーブル相互の接続又は端末処理を行う場合の被覆の伸縮対策 ()	
第3編	13節 接地	* 0種接地工事又はD種接地工事の接地線の太さ [配線用遮断器等の定格電流が100A以下の場合] () 8mm以上 () 図示による * 大地抵抗率測定用補助接地極の埋設 () 行う 行わない 図示による	【改修 2.14.9】
	2.13.9 接地線	* 地下抵抗率測定用補助接地極の埋設 () 行う 行わない 図示による	
	2.13.12 その他	* 大地抵抗率測定用補助接地極の埋設 () 行う 行わない 図示による	
第4編	15節 動力設備	* 支持架台の設置 () 設ける 設けない 図示による	【改修 2.16.1】
	2.15.1 配線	* 補修が必要な箇所 () 図示による	
	17節 雷保護設備	* 溶接による接続 () 行う 行わない 図示による	【改修 2.18.3】
	2.17.3 引下導線	* 大地抵抗率測定用補助接地極の埋設 () 行う 行わない 図示による	
	2.17.4 接地極		
	18節 施工の立会い及び試験	* 接地抵抗測定 (構造体接地極、環状接地極、網状接地極、基礎接地極の場合) 測定時期 () 回数 () 図示による	
	2.18.2 施工の試験	* 一般照明の照度測定 () 行う 行わない 図示による * 総合動作試験【改修工事の場合】 () 行う 行わない	【改修 2.19.2】
第5編	1章 機材	* 機材 ※ 6 kV端末処理材はブレハブとする。 ()	
	1節 キャビネット式配電盤	* キャビネット (室内) ※鋼板製 () ステンレス製 図示による * キャビネット (室外) ※鋼板製 () ステンレス製 図示による	
	1.1.3 キャビネット	* 積算計器 計量法による検定付 () 適用する ()	
	1.1.5 盤内器具類	* 交流遮断器の操作方式 () 手動・ねじ操作方式 電気操作方式	
	1.1.6 高圧機器	* 高圧進相コンデンサの絶縁方式 () 油入 乾式 * 直列リアクタの絶縁方式 () 油入 モールド	
	2節 高圧スイッチギヤ	* 電圧負荷開閉器の操作方式 () 電動式 引込柱 () 避雷器内蔵 避雷器非内蔵	
第6編	1.2.1 一般事項	* 高圧スイッチギヤ () JIS C 62271-200 () JEM 1425 図示による	
	1.2.2 構造一般	* 運転連続性喪失区分及び仕切板等級 () LSC1-P1 () LSC2B-P1 () PW形 * スイッチギヤの形 () CX形	
	1.2.4 導電部	* JIS C 62271-200による高圧スイッチギアの導電部 () 定格電流 () 定格短時間耐電流 () 定格短時間耐電流 () 定格短時間耐電流 ()	
受変電	3節 22/33kV特別高圧スイッチギヤ	* 22/33kV特別高圧スイッチギヤ () JIS C 62271-200 () JEM 1425 図示による * 運転連続性喪失区分及び仕切板等級 () LSC1 () LSC1-P1 () LSC2B-P1 () PW形 * スイッチギヤの形 () CX形 * JIS C 62271-200による22/33kV特別高圧スイッチギアの導電部 () 定格電流 () 定格短時間耐電流 () 定格短時間耐電流 () 定格短時間耐電流 ()	
設備	1.3.1 一般事項	* 22/33kV特別高圧スイッチギヤ () JIS C 62271-200 () JEM 1425 図示による * 運転連続性喪失区分及び仕切板等級 () LSC1 () LSC1-P1 () LSC2B-P1 () PW形 * スイッチギヤの形 () CX形 * JIS C 62271-200による22/33kV特別高圧スイッチギアの導電部 () 定格電流 () 定格短時間耐電流 () 定格短時間耐電流 () 定格短時間耐電流 ()	
	1.3.2 構造一般		
	1.3.3 導電部		
備工	5節 低圧スイッチギヤ	* スイッチギヤの形 () CX形 CS形 FW形 * 定格電流 () 図示による 定格短時間耐電流 () 図示による	
	1.5.2 構造一般		
	1.5.4 導電部		
事務	8節 絶縁監視装置	* キャビネット () 鋼板製 * 低圧回路の監視性能 () 絶縁の経時変化の表示 行う 行わない	
	1.8.3 キャビネット		
	1.8.5 性能		
9節 機材の試験		* キューピカル式配電盤、高圧及び特別高圧スイッチギヤ等の温度上昇性能試験 行う 行わない	
2章 機材	1節 据付け		
4編	2.1.1 キューピカル式配電盤等の据付け	* 水平震度及び鉛直震度 () 図示による	【改修 2.2.1】
	2.1.2 特別高圧スイッチギヤの据付け	* 水平震度及び鉛直震度 () 図示による	【改修 2.2.2】
	2.2.1 一般事項	* UPS 常時インバータ給電方式 * 停電補償時間 () 図示による	
	2.2.7 性能	* 時常商用給電方式 温度条件 25°C ()	
	【改修】2節 据付け等		
	【2.2.4】機器の取外し、再利用		
	蓄電池の電解液の処理		

株式会社 ミューバートナーズ	公立春日井小牧看護専門学校講堂等空調更新工事	
一級建築士事務所 愛知県知事登録番号 (い-2) 第 10983号	電気設備工事特記仕様書 (3)	
一級建築士登録番号 第242551号 植田亮	春日井市建設部施設管理課	E-03

章	項目	特記事項	備考
電力	3節 電力平準化用蓄電装置	*電力平準機能・ピークカット機能(・(2)(7)(a)①・(2)(7)(a)②)・ピークカット機能(・(2)(7)(b)①・(b)②) *電力水準化用蓄電池※リチウム二次電池・鉛蓄電池・ニッケル水素蓄電池 *電力水準化用蓄電池の蓄電池容量、期待寿命、充放電回数、放電時間・図示による	
貯蔵	2.3.1 一般事項		
2.3.5 電力平準化用蓄電池			
2.3.7 交直変換装置及び系統連系保護装置	2.3.7 交直変換装置及び系統連系保護装置	*交流出力電圧※図示による・()・図示による	
2.3.8 計測、状態及び警報表示項目	2.3.8 計測、状態及び警報表示項目	*出力電気方式※図示による・三相3線式・単相3線式・单相2線式 *遠方監視用接点・設けない・設ける・図示による	
設備	4節 分散电源エネルギー・マネジメントシステム	*表2.4.1において基本機能に追加するもの・バックアップ機能・系統安定制御機能・逆潮流機能 *適用する見える化機能・図示による・商用電力電力表示・負荷電力表示 ・需要予測表示・蓄電池運転計画表示・蓄電池充放電指令 ・蓄電池残量表示・発電電力表示・運転計画/実績グラフ表示 ・需要予測/実績グラフ表示・再生可能エネルギー発電予測/実績グラフ表示・トрендグラフ表示	
工事	2.4.2 機能		
3章 施工	1節 据付け	*簡易形、ラインインターラクティブ方式及び常時商用給電方式のUPSである場合の据付け方法・図示による *水平震度及び鉛直震度・()・図示による	
	【改修】2節 据付け等		
	【2.2.1】架台、盤類の据付け		
第1章 機材	ディーゼル発電装置		
1節 一般事項	1.1.1 原動機	*発電装置の運転時間※図示による・()	
	1.1.4 配電盤	*性能排気ガスの排出規制値()	
	1.1.5 配管	*共通台板水平震度()	
	1.1.6 機器附属装置等	*保安装置外部用端子・設ける・設けない・図示による 表1.1.7の*印のうち、適用するもの()・図示による	
	1.1.7 燃料等	*適用機器等磁わい式液面検出装置・使用する・使用しない・図示による 燃料小出槽※鋼板製・ステンレス鋼板製・図示による 給油ボックス等キャビネット※ステンレス鋼板製・鋼板製・図示による 漏油検知装置・設ける・設けない・図示による *排気ガス処理装置等原動機の排気ガスの窒素酸化物の規制値()以下・図示による	
	1.1.8 配管材料等		
2節 ガスエンジン発電装置	1.2.4 原動機	*性能排気ガスの排出規制値()	
	1.2.5 配電盤	*共通台板水平震度()	
	1.2.6 機器附属装置等	*保安装置外部用端子・設ける・設けない・図示による 表1.2.3の*印のうち、適用するもの()・図示による	
	1.2.7 燃料等	*適用機器等原動機の排気ガスの窒素酸化物の規制値()以下・図示による	
	1.2.8 配管材料等		
3節 ガスタービン発電装置	1.3.4 原動機	*一般事項原動機のエンクロージャ周囲1mにおける運転音※90dB(A)以下・()	
	1.3.5 配電盤	*性能排気ガスの排出規制値()	
	1.3.6 機器附属装置等	*部品等潤滑油系統の配管に設ける冷却器※空冷式・水冷式・図示による *共通台板水平震度()	
	1.3.7 燃料等	*保安装置外部用端子・設ける・設けない 表1.3.2の*印のうち、適用するもの()	
	1.3.8 機器附属装置等	*主燃料槽等磁わい式液面検出装置・使用する・使用しない・図示による 燃料小出槽※鋼板製・ステンレス鋼板製・図示による 給油ボックス等キャビネット※ステンレス鋼板製・鋼板製・図示による 磁わい式液面計・設ける・設けない・図示による	
	1.3.9 燃料等	*原動機の排気ガスの窒素酸化物の規制値()以下・図示による	
	1.3.10 配管材料等	*燃料油灯油・1号・2号・(JIS K 2203) 軽油・1号・2号・3号・(JIS K 2204) 重油・1種(A種)1号・1種(A種)2号・(JIS K 2205)	
	1.3.11 燃料等	*燃料ガス天然ガス系都市ガス「13A」・天然ガス系都市ガス「12A」 *表1.1.9以外の燃料、冷却水、排気、始動用空気、換気ダクト等の主要配管材料・()・図示による	
4節 マイクロガスタービン発電装置	1.4.1 一般事項	*発電出力200kW超のマイクロガスタービン発電装置の仕様等※図示による	
	1.4.2 発電機	*運転方式系統連系しないもの()・図示による	
	1.4.3 原動機	*防音パッケージ周囲1mにおける運転音※70dB(A)以下・()	
	1.4.4 制御装置	*逆変換装置の出力電気方式・三相3線式・三相4線式・単相3線式・単相2線式・図示による	
	1.4.5 制御装置	*マイクロガスタービンの排熱と蒸気又は排ガス吸収式を組み合わせる場合・()・図示による	
	1.4.6 制御装置	*保安装置外部用端子・設ける・設けない	
	1.4.7 制御装置	*原動機の排気ガスの窒素酸化物の規制値()以下	
	1.4.8 制御装置	*共通台板水平震度()	
	1.4.9 制御装置	*主燃料槽等磁わい式液面検出装置・使用する・使用しない・図示による 燃料小出槽※鋼板製・ステンレス鋼板製・図示による 給油ボックス等キャビネット※ステンレス鋼板製・鋼板製・図示による 磁わい式液面計・設ける・設けない・図示による	
	1.4.10 制御装置	*燃料ガス天然ガス系都市ガス「13A」・天然ガス系都市ガス「12A」 *表1.1.9以外の燃料、冷却水、排気、始動用空気、換気ダクト等の主要配管材料・()・図示による	
5節 燃料電池発電装置	1.5.1 一般事項	*燃料電池発電装置の仕様等(りん酸形燃料電池以外で出力10kW以上のもの)※図示による	
	1.5.2 電力平準化用蓄電装置	*運転方式系統連系しないもの()	

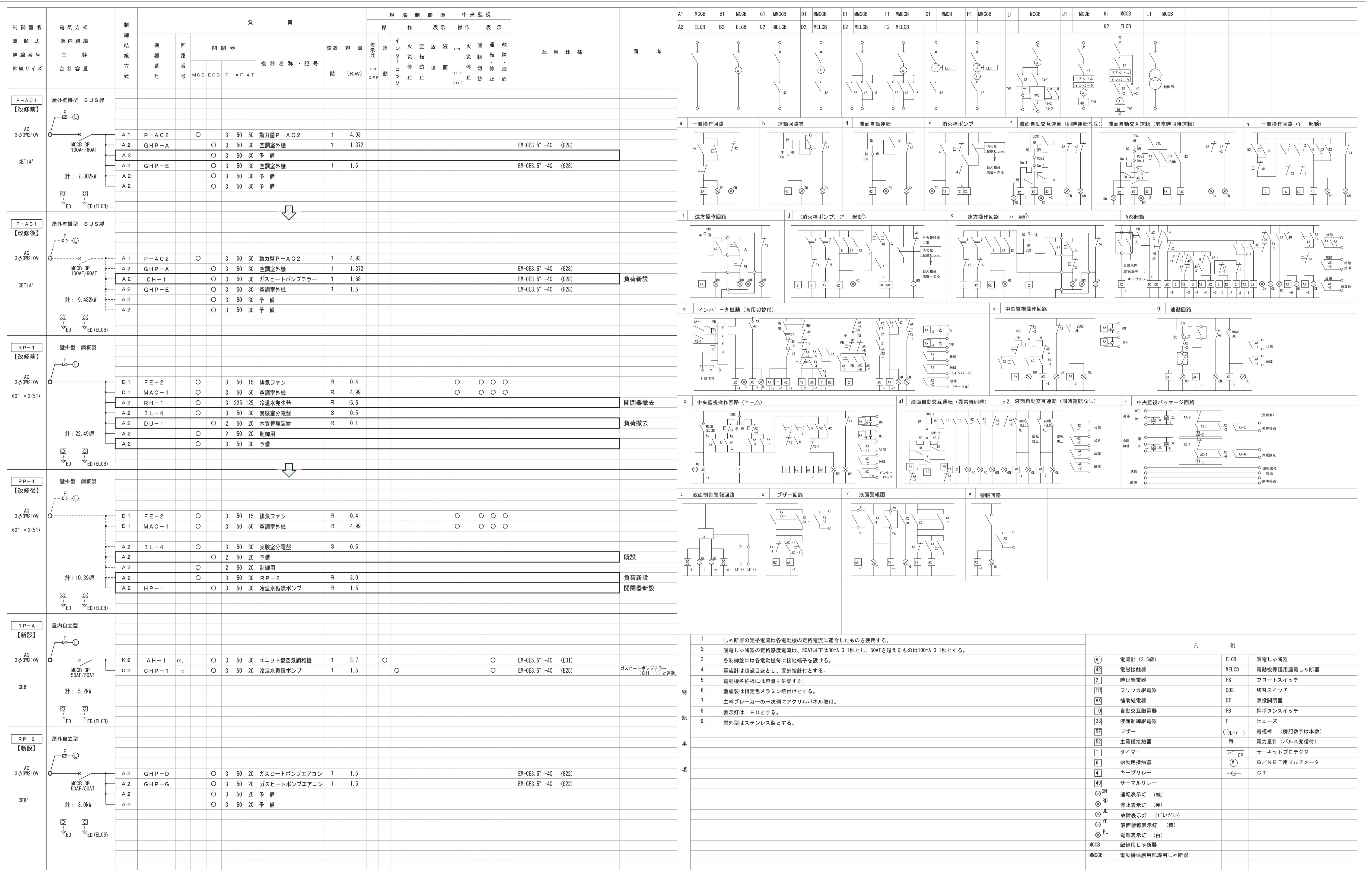
章	項目	特記事項	備考
	1.5.3 燃料電池装置	*設置条件(温度)※1.5.1(6)(7)・()による・()・図示による *燃料電池装置の出力電気方式・三相3線式・単相3線式 *制御装置遠方監視用端子・設ける・設けない・図示による 表1.5.3の*印のうち、適用するもの()・図示による	
第5編	7節 太陽光発電装置	*燃料ガス天然ガス系都市ガス「13A」・天然ガス系都市ガス「12A」 *表1.1.9以外の燃料、冷却水、排気、始動用空気、換気ダクト等の主要配管材料・()・図示による	
	1.7.1 一般事項	*太陽光発電装置・()・図示による *自立運転・行う・行わない・図示による	
	1.7.2 太陽電池アレイ接続箱	*公称出力※図示による・() *PV直流用SPD PV直流用SPDクラスIIの性能 PV直流用SPDクラスIの性能	
	1.7.3	*需要予測表示・蓄電池運転計画表示 蓄電池充放電指令 蓄電池充放電指令 *発電電力表示 *運転計画/実績グラフ表示 *需要予測/実績グラフ表示 *再生可能エネルギー発電予測/実績グラフ表示 *トレンダグラフ表示	
	1.7.4 ハーネスケーブル・イヨナ及び系統連系保護装置	*交流出力電圧100V・200V・図示による *出力電気方式・三相3線式・単相3線式・単相2線式 *PV直流用SPD PV直流用SPDクラスIIの性能 PV直流用SPDクラスIの性能 *計測表示項目の遠方監視用端子・設ける・設けない・図示による	
	8節 風力発電装置	*定格出力20kw以上の風力発電装置※図示による *系統連系有無・() *風車のスケール、材質、形状等 *機側1mにおける運転音※80dB(A)以下・() *移報用の遠方監視用接点・設ける・設けない・図示による	
	1.8.1 一般事項		
	1.8.2 風車発電装置		
	1.8.3 制御盤		
第9編	9節 小出力発電装置	*発電ユニット出力電圧100V・200V・図示による *出力電気方式・三相3線式・単相3線式 *燃料ガス天然ガス系都市ガス「13A」・天然ガス系都市ガス「12A」 *表1.1.9以外の燃料、冷却水、排気、始動用空気、換気ダクト等の主要配管材料・()・図示による	
	10節 機材の試験	*原動機の試験ガスタービン、マイクロガスタービン以外で1.10.1.1(g)の過負荷試験を除く原動機() *配電盤の試験キューピング式配電盤、高圧及び特別高圧スイッチ等の温度上昇性能試験・行う・行わない *冷却水ポンプ及び冷却塔の試験試験を指定された機材()	
	2章 施工		
	【改修】1節 共通事項		
	【2.1.1】事前確認		
	1節 ディーゼル発電設備、ガスエンジン発電設備、マイクロガスタービン発電設備の表2.1.1以外の事前確認項目の適用		
	2.1.1 耐震装置	発電機の取付け取外し工事・動作の確認 原動機の取付け取外し工事・動作の確認 配電盤の取付け取外し工事・細部の確認 機器附属装置の取付け取外し工事・動作の確認 配線の改修及び更新工事・機能の確認・動作の確認	
	2.1.4 配電盤、制御装置等の据付け	*負荷運転状態における細部の確認を行うもの 始動用蓄電池・始動用空気圧縮機・始動補助装置・保安装置・調速機()	
	2.1.7 配管等		
	1節 ティーゼル発電設備、ガスエンジン発電設備及びマイクロガスタービン発電設備の据付け		
	2.1.1 耐震装置	*水平震度及び鉛直震度()・図示による	
	2.1.4 配電盤、制御装置等の据付け	*水平震度及び鉛直震度()・図示による	
	2.1.7 配管等		
	7節 施工の立会及び試験	*配管一般横引き配管表2.1.2における耐震安全性の分類※一般的な施設・特定の施設 *排気系統配管排気管の断熱材(屋内)※ロックウール等厚さ75mm以上()・図示による	
	2.7.6 風力発電設備の試験	*表2.7.5「施工の試験」の*印のうち、適用するもの()	
第6編	1章 機材		
	3節 配線器具		
	1.3.2 光コネクタ	*光ファイバ接続コネクタ()・図示による	
	1.3.3 BNCコネクタ	*同軸ケーブル接続コネクタでJIS C 5412の仕様によらないもの(テレビ共同受信設備、テレビ電波障害防除設備以外)()・図示による	
	4節 端子盤・機器収納ラック等		
	1.4.2 端子盤等	*屋内用キャビネット※鋼板製・ステンレス鋼板製・図示による	
	1.4.4 端子類	*UTPバッファーパネルのモジュラ形の横一連のポート数※24ポート() *光ファイババッファーパネルの光コネクタの横一連のポート数※12ポート()	
	1.4.5 通信用SPD	*通信用SPDの性能・カテゴリ0C2・カテゴリD1()・図示による	
	5節 構内情報通信網装置		
	1.5.1 一般事項	*ハケット転送能力、フィルタリング能力等の性能、インターフェース種別及びポート数()・図示による *音声、映像、監視データ等伝送用通信プロトコル()・図示による *PoE方式による電力供給機器()・図示による 1ポート当たりの電力供給機能・15.4W・30.0W・図示による 電力供給方式・エンドスパン方式・ミッドスパン方式・図示による *無線LAN通信方式(1:N(インフラストラクチャード)・N:N(アドホックモード))	
	1章 機材		
	3節 配線器具		
	1.3.2 光コネクタ		
	1.3.3 BNCコネクタ		
	4節 端子盤・機器収納ラック等		
	1.4.2 端子盤等		
	1.4.4 端子類		
	1.4.5 通信用SPD		
	5節 構内情報通信網装置		
	1.5.1 一般事項		
	1.5.2 通信用SPD		
	1.5.3 構内情報通信網装置		
	1.5.4 通信用SPD		
	1.5.5 構内情報通信網装置		
	1.5.6 構内情報通信網装置		
	1.5.7 構内情報通信網装置		
	1.5.8 構内情報通信網装置		
	1.5.9 構内情報通信網装置		
	1.5.10 構内情報通信網装置		
	1.5.11 構内情報通信網装置		
	1.5.12 構内情報通信網装置		
	1.5.13 構内情報通信網装置		
	1.5.14 構内情報通信網装置		
	1.5.15 構内情報通信網装置		
	1.5.16 構内情報通信網装置		
	1.5.17 構内情報通信網装置		
	1.5.18 構内情報通信網装置		
	1.5.19 構内情報通信網装置		
	1.5.20 構内情報通信網装置		
	1.5.21 構内情報通信網装置		
	1.5.22 構内情報通信網装置		
	1.5.23 構内情報通信網装置		
	1.5.24 構内情報通信網装置		
	1.5.25 構内情報通信網装置		
	1.5.26 構内情報通信網装置		
	1.5.27 構内情報通信網装置		
	1.5.28 構内情報通信網装置		
	1.5.29 構内情報通信網装置		
	1.5.30 構内情報通信網装置		
	1.5.31 構内情報通信網装置		
	1.5.32 構内情報通信網装置		
	1.5.33 構内情報通信網装置		
	1.5.34 構内情報通信網装置		
	1.5.35 構内情報通信網装置		
	1.5.36 構内情報通信網装置		
	1.5.37 構内情報通信網装置		
	1.5.38 構内情報通信網装置		

章	項目	特記事項	備考
第6章	電気機器	認証サーバの設置	・ 設置する ・ 設置しない ・ 図示による
		その他の認証、暗号化方式	・ () ・ 図示による
		周波数帯域、最大伝送速度、変調方式等	・ () ・ 図示による
		* 収納架内部に収納するUPS電圧	・ () ・ 図示による
		停電補償時間	・ () ・ 図示による
		* 通信用SPDを設置する場合のSPD性能	・ が「」C2 ・ が「」D1 ・ () ・ 図示による
		* 時刻同期装置	・ 設けない ・ 設ける(時刻補正の方式) ・ 図示による
		* 基本機能	・ ゲループ化 ・ ゲループ間の通信方式 ・ スイッチング ・ パケットの遅延時間 ・ V-LAN ・ 装置全体で構成可能なゲループ数 ・ リンクアダクション機能 ・ 束ねる物理的リンク数 ・ マルチキャスト機能 ・ 対応プロトコル ・ () ・ 図示による
		* 優先制御機能(OoS)	・ () ・ 図示による
		* PoE機能	PoE方式による電力供給機器 1ポート当たりの電力供給 ・ 15.4W ・ 30.0W ・ 図示による
		電力供給方式	・ エンドスパン方式 ・ ミックススパン方式 ・ 図示による
		その他の機能	・ () ・ 図示による
		* ルーター	マルチキャスト機能 暗号化機能 PoE機能 1ポート当たりの電力供給 ・ 15.4W ・ 30.0W 電力供給方式 ・ エンドスパン方式 ・ ミックススパン方式 その他の機能 ・ () ・ 図示による
		* WAN接続時プロトコル	・ () ・ 図示による
		* ファイアウォール	・ インターフェースの種類、数量、対応可能な同時セッション数、処理能力、暗号化機能等 ・ () ※図示による
		* UTM(統合脅威管理)	・ () ・ 図示による
		* ネットワーク管理装置	オペレーショントリムの仕様(ネットワーク管理プロトコル運用装置用) ネットワーク管理プロトコル運用装置の仕様 ・ () ※図示による
		* 機器収納ラック	基本機能以外のパフォーマンスマネジメント機能、RMON機能及びオートマティック機能 ・ () ※ 設けない ・ 設ける ・ 図示による
第7章	機内交換装置	6節 構内交換装置	
		1.6.1 一般事項	局線 回線種別、使用回線数 内線 回線種別、使用回線数 ・ 図示による ・ 図示による
		* 通信用SPDを設置する場合のSPD性能	・ が「」C2 ・ が「」D1 ・ () ・ 図示による
		* 時刻同期装置	・ 設けない ・ 設ける(時刻補正の方式) ・ 図示による
		* 局線応答方式	・ 図示による ・ 局線中継台方式 ・ 分散中継台方式 ・ ダイレクトリンク方式 ・ ダイレクトリンク方式 ・ 併用() ・ 図示による
		* IP-PBX	呼制御プロトコル ・ () ・ 図示による
		* VoIPサーバ	呼の処理能力 ・ () ・ 図示による 呼制御プロトコル ・ () ・ 図示による
		機器収納ラックに収納する場合、ラック内の配線用遮断器	※設けない ・ 設ける ・ 図示による
		* 停電補償時間	() ・ 図示による
		1.6.3 電源装置	数量 ・ () ・ 図示による
		1.6.4 局線中継台	PC接続インターフェース ・ 設ける ・ 設けない ACアダプタの数 ・ ()
		1.6.5 電話機等	PoE機能 1ポート当たりの電力供給 ・ 15.4W ・ 30.0W 電力供給方式 ・ エンドスパン方式 ・ ミックススパン方式 その他の機能 ・ () ・ 図示による
		* IPコードレス電話機の基地局及び携帯電話機	通信方式(1:N(シングルトランシーバー)以外の場合) ・ 1:1(対向通信モード) ・ N:N(ド・ド・ド・モード)
		認証サーバの設置	・ 設置する ・ 設置しない その他の認証、暗号化方式 ・ () ・ 図示による
		1.6.7 ポンプ電話装置	周波数帯域、最大伝送速度、変調方式等 ・ () ・ 図示による
		* 局線応答方式	・ 分散中継台方式 ・ ダイレクトリンク方式 ・ 併用() ・ 図示による
		* IP電話	IP電話を接続できるポンプ電話装置 IP-PBXの呼制御プロトコル ・ ()
第8章	映像・音響装置	7節 情報表示装置	
		1.7.2 マルチサイン装置	操作制御部 スキヤナ ・ 設ける ・ 設けない ・ 図示による
		1.7.3 出退表示装置	制御装置、中継増幅器の外箱 ・ 埋込みとしない ・ 埋込みとする ・ 図示による
		1.7.4 時刻表示装置	出退表示盤がLED式の場合の外箱 ・ 鋼板製 ・ 合成樹脂製 ・ 図示による
		* 太陽電池式ポーラル形屋外時計	内照式時計の点灯時間 電波による時刻補正の方式 ・ 国示による
		1.8.3 スピーカ	集合形スピーカ 各スピーカの性能、キャビネットの材質形状等 ・ () ※図示による
		1.8.6 その他の機器	ワイヤレスマイク ・ 電波式(・ワイヤー方式) ・ デジタル方式 ・ 赤外線式 ・ 図示による
		* オーディオコード	記憶容量 ※ 8時間以上録音 ・ () ・ 図示による
		* Blu-ray/DVDレーナー・レコータ	記憶容量 ※ 8時間以上録画 ・ () ・ 図示による
		* 通信用SPDを設置する場合のSPD性能	・ が「」C2 ・ が「」D1 ・ () ・ 図示による
		* アナウンスレコーダーにプログラムタイマを附属(外部接続)する場合	外部時刻同期装置 ・ 設けない ・ 設ける(時刻補正の方式) ・ 国示による
第10章	誘導支援装置	1.9.1 一般事項	* FM用アンテナの材質() ・ 国示による
		1.9.4 その他の機器	* 検出部 検出方式() ・ 国示による
		* 撮像範囲を調整する機能(親機)	・ 設ける ・ 設けない ・ 国示による
		撮像範囲を調整する機能(子機)	・ 設ける ・ 設けない ・ 国示による
		* 撮像範囲を調整する機能(親機)	・ 設ける ・ 設けない ・ 国示による
		* 通話機能	・ 設ける ・ 設けない ・ 国示による
		* プザー付呼出表示灯	・ 設ける ・ 設けない ・ 国示による
		11節 テレビ共同受信装置	
		1.11.1 一般事項	* 通信用SPDを設置する場合のSPD性能 ・ が「」C2 ・ が「」D1 ・ () ・ 国示による
		1.11.3 アンテナ及びアンテナマスト	UHFアンテナ ※ 全帯域用 ・ () ・ 国示による
		1.11.4 機器受容箱	機器受容箱 ※ 鋼板製 ・ ステンレス鋼板製 ・ 国示による
		12節 テレビ電波障害防除装置	
		1.12.3 ハードウェア、機器受容箱等	機器受容箱(屋内) ※ 鋼板 ・ ステンレス鋼板 ・ 国示による ・ 合成樹脂製 ・ アルミニウムキャスト製 ・ 鋼板製 ・ 国示による
		1.12.4 アンテナマスト	UHFアンテナ ※ 全帯域用 ・ () ・ 国示による

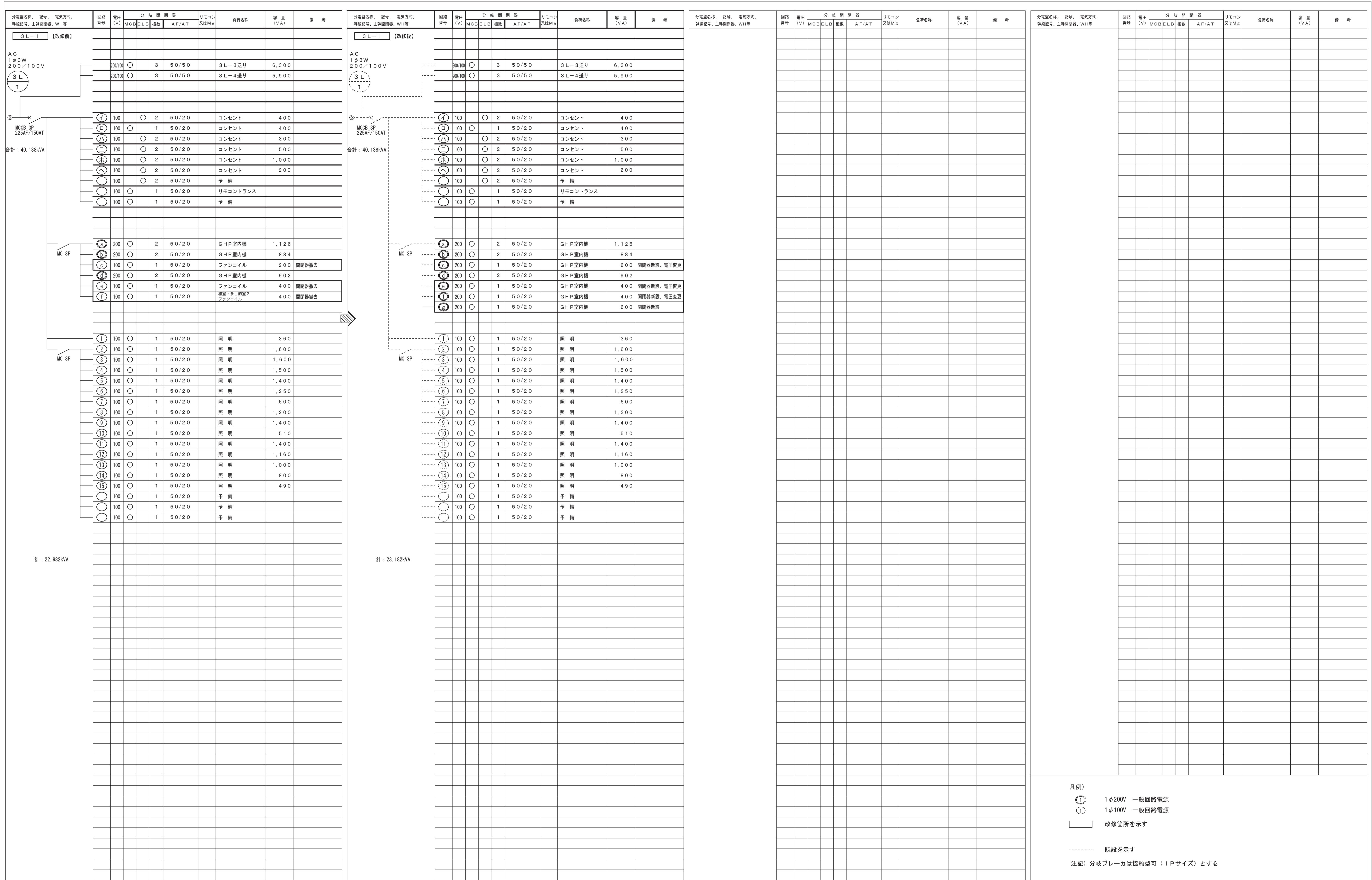
章	項目	特記事項	備考
第9章	監視カメラ装置	13節 監視カメラ装置	
		1.13.1 一般事項	* 伝送方式 通信プロトコル(ネットワーク伝送方式の場合) ※ TCP/IP ・ () ・ 国示による
		* 通信用SPDを設置する場合のSPD性能	通信用SPDを設置する場合 ・ が「」C2 ・ が「」D1 ・ () ・ 国示による
		* ファイバーケーブルを設ける場合	インタフェースの種類、数量、対応可能な同時セッション数、処理能力、暗号化機能等 ・ () ※国示による
		1.13.2 カメラ	* UTMを設ける場合 各種機能 レンズ交換形 レンズの区分、機能等 ・ () ・ 国示による
		1.13.3 モニタ装置	* レンズ一体形 レンズの区分、機能等 ・ () ・ 国示による
		1.13.4 録画装置	* カメラへの電源供給方式 ・ () ・ 国示による
		6	* デジタル記録媒体の容量 ・ () ・ 国示による
		1.13.5 その他の機器	* 時刻補正の方式 デジタルローリングの録画条件 NTSC方式の映像信号の取込 ・ () ・ 国示による
		通	* 録画サーバーの録画条件 通信プロトコル(ネットワーク伝送方式の場合) ※ TCP/IP ・ () ・ 国示による
第10章	駐車場管制装置	14節 駐車場管制装置	
		1.14.2 管制盤	* 屋内用キャビネット ※ 鋼板製 ・ ステンレス鋼板製 ・ 国示による
		1.14.3 発券機	* カウンタ制御の機能の有無 ・ あり ・ なし ・ 国示による
		1.14.4 発行券	* 発行券 ・ マグネット ・ ICカード式 ・ () ・ 国示による
		1.14.5 カードリーダ	* 発券方式 ・ () ・ 国示による
		15節 防犯・入退室管理装置	* 屋内用キャビネット ※ 鋼板製 ・ ステンレス鋼板製 ・ 国示による
		1.15.1 一般事項	* 機器の時刻補正の方式 表1.15.1において基本機能に追加するもの ・ 表示 ・ 遠隔施設監制御 ・ スケジュール設定、制御 ・ 記録機能 ・ 照明、空調制御 ・ 防災、防犯等インゲーミング機能 ・ 停電時システムバックアップ機能 ・ 国示による
		1.15.2 制御装置	* 1.15.3 認識部
		1.15.4 その他の機器	* 認識方法 ・ () ・ 国示による
		16節 自動火災警報装置	* パイオニアリクス照合装置のパワットリック情報の区别、機能等 ・ () ・ 国示による
第11章	非常警報装置	1.16.1 一般事項	* 機器の時刻補正の方式 表1.15.1において基本機能に追加するもの ・ 表示 ・ 遠隔施設監制御 ・ スケジュール設定、制御 ・ 記録機能 ・ 照明、空調制御 ・ 防災、防犯等インゲーミング機能 ・ 停電時システムバックアップ機能 ・ 国示による
		1.16.3 副受信機・表示装置	* 1.16.2 制御装置
		18節 非常警報装置	
		1.18.1 一般事項	* 1.18.2 自動火災警報装置
		1.19.3 副受信機	* 1.19.4 副受信機
		2章 施工	
		【改修】1節 共通事項	* 通信用SPDを設置する場合 ・ が「」C2 ・ が「」D1 ・ () ・ 国示による
		【2.1.1】事前確認	* 端末機器等の取付け外し工事の事前確認の適用 ・ 配線の確認 ・ 端末機器等と主装置等の対照 ※国示による
		【2.1.15】主装置等の更新	* 主装置等に接続されている電線収容物、ケーブル保護物が撤去に支障がある場合の取り扱い ※国示による
		【2.1.17】自動火災警報設備等の改修	* R型受信機の設定 ※国示による
第12章	構内情報通信網設備	13節 構内情報通信網設備	
		2.13.2 機器の取付け	* 複数の室内又は屋外に無線LANを構築する場合の電波干渉調査 ・ 行う ・ 行わない ・ 国示による
		19節 テレビ共同受信設備	* 受信調査 ・ () ・ 国示による
		20節 テレビ電波障害防除設備	* 受信調査を行なうチャンネル ・ () ・ 国示による
		20節 事前調査	* 事前調査を行なう箇所数 ・ () ・ 調査を行なうチャンネル ・ () ・ 国示による
		22節 駐車場管制設備	* 光線式検知器 2組の投光器の間隔、受け取高さ ・ () ・ 国示による
		28節 施工の立会い及び試験	* 超音波センサ検知器 2個以上設置する場合の設置間隔 ・ () ・ 国示による
		2.28.2 施工の試験	* 映像・音響設備に行なう試験 ・ インピーダンス試験 ・ 残響時間試験 ・ 伝送周波数特性試験 ・ 音圧分布試験

章	項目	特記事項	備考																																		
第7編 中央監視制御設備工事	1.4.4 記録装置 2章 施工 2節 配線 2.2.1 配線	*キャビネットに組込む場合のキャビネットの外観、構造等 ※図示による *プログラムタイマ機能の精度 ※月差60秒以下 *帳票用印字装置の印字方式 ・インクジェット式 ・写真式(・レーザー式) ・LED式	・()																																		
		*最大使用電圧が60Vを超える回路に用いる場合 屋外の高圧架橋ポリチレン絶縁ケーブルの接続又は端末処理を行う場合の被覆の伸縮対策 機器の水平震度及び鉛直震度 ・図示による 横引き管等 耐震安全性の分類[表2.1.2] ※一般の施設 ・特定の施設	・()																																		
		垂直配管等 耐震安全性の分類[表2.1.3] ・一般の施設 ※特定の施設 建物のエキスパンションジョイント部の配線 ・標準図第2編の措置を行う 直線部の距離が長い箇所のエキスパンションバスターの設置 ・設ける ・設けない C種接地工事又はD種接地工事の接地線の太さ [配線用遮断器等の定格電流が100V以下の場合] ・表2.15.2による ・8mm以上	・() ・図示による ・行う ・行わない ・図示による																																		
		大地抵抗率測定用補助接地極の埋設	・行う ・行わない ・図示による																																		
第8編 医療関係設備工事	2章 非接地電源用分電盤等 1節 機材 2.1.2 非接地電源用分電盤	*キャビネットの材質 ※鋼板 ・ステンレス鋼板 ・図示による *電流監視装置 分岐回路に流れる電流の監視 ・行う ・行わない ・図示による																																			
	3章 ナースコール設備 1節 機材 3.1.2 基本形ナースコール装置 3.1.3 携帯形ナースコール装置	*水気のある場所に設置する呼出押しボタンの性能 ・防滴性能 ・防湿性能 ・図示による *構内PHS方式 () ・図示による																																			
	3.1.4 情報表示形ナースコール装置 3.1.5 病床ユニット	*小型携帯用主装置 () ・図示による *情報表示形親機の形式 ・卓上形 ・壁掛け形 ・自立形 ・図示による *水気のある場所に設置する呼出押しボタンの性能 ・防滴性能 ・防湿性能 ・図示による *病床ユニットの仕上げ材質 ※金属製 ・樹脂製 ・図示による																																			
	4章 施工の試験 3.4.1 施工の試験	*ナースコール装置等のオプション等の試験 () *携帯型ナースコール装置のオプション等の試験 ()																																			
その他	東洋ゴム化工品(株)及びニッタ加工品(株)で製造された製品・材料を用いる場合	受注者は、東洋ゴム化工品(株)、ニッタ加工品(株)で製造された製品や材料(以下、ゴム製品等とする。)を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して請負者が指定した第三者(東洋ゴム化工品(株)、ニッタ加工品(株)と資本面・人事面で関係がない者)によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督職員の確認を得るものとする。 なお必要な品質証明書は、以下の試験及び検査において、製品に応じて必要な規格について取得するものとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>試験名</th><th>計測項目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常状態での試験(常態試験)</td><td>硬さ、比重、引張強度、伸び</td></tr> <tr> <td>熱老化試験</td><td>熱老化前後での変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)</td></tr> <tr> <td>圧縮永久ひずみ試験</td><td>圧縮による残留歪み</td></tr> <tr> <td>製品検査</td><td>外観、寸法、性能</td></tr> </tbody> </table> <p>ただし、第三者による品質証明書類を提出し監督職員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の契約不適合責任が免責されるものではない。</p>	試験名	計測項目	通常状態での試験(常態試験)	硬さ、比重、引張強度、伸び	熱老化試験	熱老化前後での変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)	圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み	製品検査	外観、寸法、性能	本表は建築物の構造体が鉄筋コンクリート造、鉄骨造のものに適用する。 上層階は、2~6階建の場合は最上階、7~9階建の場合は上層2階、10~12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階。 中間階は、地下階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの。(平屋建は1階と屋上で構成され中間階はなし) 設置場所の区分は機器を支持している床部分にしたがつて適用する。 水槽類にはオイルタンク等を含む。																								
試験名	計測項目																																				
通常状態での試験(常態試験)	硬さ、比重、引張強度、伸び																																				
熱老化試験	熱老化前後での変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)																																				
圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み																																				
製品検査	外観、寸法、性能																																				
○本設計図、共通仕様書及び標準図に記載されたものの他は當緒工事における耐震性強化指針による。	*局部震度法による建築設備機器(水槽類を除く)の設計用標準水平震度(KS)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設置場所</th><th colspan="4">耐震安全性の分類</th></tr> <tr> <th colspan="2">※特定の施設</th><th colspan="2">・一般の施設</th></tr> <tr> <th>重要機器</th><th>一般機器</th><th>重要機器</th><th>一般機器</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上層階、屋上及び塔屋</td><td>2.0 (2.0)</td><td>1.5 (2.0)</td><td>1.5 (2.0)</td><td>1.0 (1.5)</td></tr> <tr> <td>中間階</td><td>1.5 (1.5)</td><td>1.0 (1.5)</td><td>1.0 (1.5)</td><td>0.6 (1.0)</td></tr> <tr> <td>1階及び地下階</td><td>1.0 (1.0)</td><td>0.6 (1.0)</td><td>0.6 (1.0)</td><td>0.4 (0.6)</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) ()内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。</p>	設置場所	耐震安全性の分類				※特定の施設		・一般の施設		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階、屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)	中間階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)	1階及び地下階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)							
設置場所	耐震安全性の分類																																				
	※特定の施設		・一般の施設																																		
重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																		
上層階、屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)																																	
中間階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)																																	
1階及び地下階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)																																	
	*局部震度法による水槽類の設計用標準水平震度(KS)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設置場所</th><th colspan="4">耐震安全性の分類</th></tr> <tr> <th colspan="2">※特定の施設</th><th colspan="2">・一般の施設</th></tr> <tr> <th>重要機器</th><th>一般機器</th><th>重要機器</th><th>一般機器</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上層階、屋上及び塔屋</td><td>2.0</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr> <tr> <td>中間階</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr> <tr> <td>1階及び地下階</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr> </tbody> </table>	設置場所	耐震安全性の分類				※特定の施設		・一般の施設		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階、屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0	中間階	1.5	1.0	1.0	0.6	1階及び地下階	1.5	1.0	1.0	0.6							
設置場所	耐震安全性の分類																																				
	※特定の施設		・一般の施設																																		
重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																		
上層階、屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0																																	
中間階	1.5	1.0	1.0	0.6																																	
1階及び地下階	1.5	1.0	1.0	0.6																																	
	*重要機器	<table border="1"> <tr> <td>受変電設備機器、自家発電設備機器、直流電源機器、通信機器、電話交換機器、給水装置、排水装置、重要な空調機器、中央監視制御機器</td><td>危険物関係機器、危険物用防災機器</td><td>火気使用機器、(除、ガス瞬間湯沸器等) 第1種圧力容器、高圧ガス機器、油槽類</td></tr> <tr> <td></td><td>避難用機器、防災機器</td><td>105kW以上の冷凍機、冷却塔、貯湯槽</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>大型水槽類、特殊ガス容器等</td></tr> </table>	受変電設備機器、自家発電設備機器、直流電源機器、通信機器、電話交換機器、給水装置、排水装置、重要な空調機器、中央監視制御機器	危険物関係機器、危険物用防災機器	火気使用機器、(除、ガス瞬間湯沸器等) 第1種圧力容器、高圧ガス機器、油槽類		避難用機器、防災機器	105kW以上の冷凍機、冷却塔、貯湯槽			大型水槽類、特殊ガス容器等																										
受変電設備機器、自家発電設備機器、直流電源機器、通信機器、電話交換機器、給水装置、排水装置、重要な空調機器、中央監視制御機器	危険物関係機器、危険物用防災機器	火気使用機器、(除、ガス瞬間湯沸器等) 第1種圧力容器、高圧ガス機器、油槽類																																			
	避難用機器、防災機器	105kW以上の冷凍機、冷却塔、貯湯槽																																			
		大型水槽類、特殊ガス容器等																																			
	*上記の他、上記を機能させるために必要な補器類、施設特性により重要とされるもの及び特に指定するもの。		()																																		
○特定建設資材の再資源化等	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)以下「建設リサイクル法」という。に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。	なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、別表1又は2、及び3の積算条件を設定しているが、工事請負契約書の「解体工事に要する費用」等に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されたものであるため、発注者が積算上条件明示した別表の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、現場条件の変更等、受注者の責によるものではない事項については、この限りでない。また、受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。「再資源化等報告書」は、建設企画課のホームページ https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html [建築工事事務の手引・関連様式]から入手可能。(注)別表4については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。																																			
	*別表1 建築物に係る解体工事	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">容工及程 び毎解 の体作 方業 法内</th><th rowspan="2">工程</th><th rowspan="2">作業内容</th><th colspan="2">分別・解体等の方法</th></tr> <tr> <th>・有</th><th>・無</th><th>※手作業</th><th>・手作業と機械作業の併用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・建築設備、内装材等</td><td>・有</td><td>・無</td><td>※手作業</td><td>・手作業と機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>・屋根ふき材</td><td>・有</td><td>・無</td><td>※手作業</td><td>・手作業と機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>・外装材、上部構造部材</td><td>・有</td><td>・無</td><td>・手作業</td><td>※手作業と機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>・基礎、基礎ぐい</td><td>・有</td><td>・無</td><td>・手作業</td><td>※手作業と機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>・その他()</td><td>・有</td><td>・無</td><td>・手作業</td><td>・手作業と機械作業の併用</td></tr> </tbody> </table>	容工及程 び毎解 の体作 方業 法内	工程	作業内容	分別・解体等の方法		・有	・無	※手作業	・手作業と機械作業の併用	・建築設備、内装材等	・有	・無	※手作業	・手作業と機械作業の併用	・屋根ふき材	・有	・無	※手作業	・手作業と機械作業の併用	・外装材、上部構造部材	・有	・無	・手作業	※手作業と機械作業の併用	・基礎、基礎ぐい	・有	・無	・手作業	※手作業と機械作業の併用	・その他()	・有	・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用	
容工及程 び毎解 の体作 方業 法内	工程	作業内容				分別・解体等の方法																															
			・有	・無	※手作業	・手作業と機械作業の併用																															
・建築設備、内装材等	・有	・無	※手作業	・手作業と機械作業の併用																																	
・屋根ふき材	・有	・無	※手作業	・手作業と機械作業の併用																																	
・外装材、上部構造部材	・有	・無	・手作業	※手作業と機械作業の併用																																	
・基礎、基礎ぐい	・有	・無	・手作業	※手作業と機械作業の併用																																	
・その他()	・有	・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用																																	

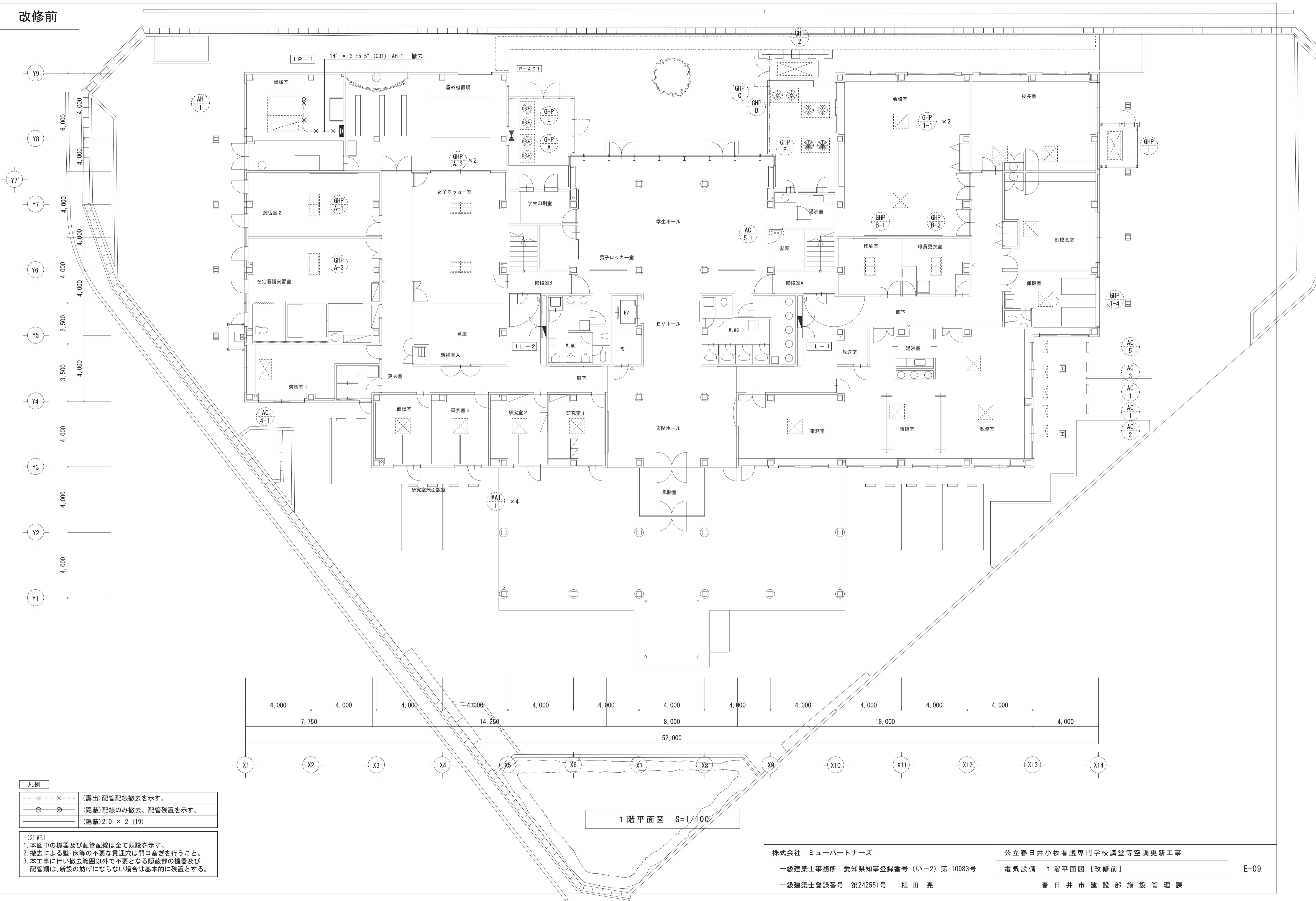
章	項目	特記事項								備考			
その他の 工程及び毎解体作方法内容及 の	*別表2 建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)												
	工 程 び 每 解 体 作 方 法 内 容 及 の	工 程	作業内容	分別・解体等の方法									
		・造成等	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用								
		・基礎、基礎ぐい	・有・無	・手作業	※手作業と機械作業の併用								
		・上部構造部分、外装	・有・無	・手作業	※手作業と機械作業の併用								
		・屋根	・有・無	※手作業	・手作業と機械作業の併用								
		・建築設備、内装等	・有・無	※手作業	・手作業と機械作業の併用								
		・その他()	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用								
	*別表3 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(外構・工作物等)												
	工 程 び 每 解 体 作 方 法 内 容 及 の	工 程	作業内容	分別・解体等の方法									
		・仮設	・有・無	※手作業	・手作業と機械作業の併用								
		・土工	・有・無	※手作業	・手作業と機械作業の併用								
		・基礎	・有・無	・手作業	※手作業と機械作業の併用								
		・本体工事	・有・無	※手作業	・手作業と機械作業の併用								
		・本体付属品	・有・無	※手作業	・手作業と機械作業の併用								
	*別表4 再資源化等をする施設の名称及び所在地												
	廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地										
	・コンクリート												
	・鉄及びコンクリートから成る建設資材												
	・アスファルト・コンクリート												
	・木材												
電気設備工事指定資材													
*電線管 波付硬質合成樹脂管(FEP)及びポリエチレン被覆鋼管は、JIS規格適合品を使用すること。													
分類	指定資材	適用範囲	品質性能基準										
照明類	LED照明器具(一般屋内用に限る。)		評価名簿登載品(★1)										
	LED照明器具(屋外用)		★1のLED照明器具(一般屋内用に限る。)の評価名簿登載品メーカーの製品										
	照明制御装置		評価名簿登載品										
	可変速運転用インバータ装置		評価名簿登載品										
	非常用照明器具		(一財)日本建築センターの防災性能評定マークが貼付されたもの または、(一社)日本照明工業会のJIL適合マークが貼付されたもの										
	誘導灯		(社)日本電気協会(誘導灯審査委員会)の認定証票が貼付されたもの										
電線類	耐火・耐熱電線		社団法人電線総合技術センター(JECTEC)の認定を受けたもの										
盤類	分電盤(実験盤を含む)		評価名簿登載品										
	制御盤		評価名簿登載品										
	消防防災用制御盤		(一財)日本消防設備安全センターの認定証票が貼付されたもの										
	キューピクル式配電盤		評価名簿登載品										
	高圧スイッチギヤ(CW形)		評価名簿登載品										
	高圧スイッチギヤ(PW形)		評価名簿登載品										
高圧機器	高圧交流遮断器		評価名簿登載品(★2)										
	高圧進相コンデンサ		評価名簿登載品										
	高圧限流ヒューズ		評価名簿登載品										
	高圧負荷開閉器		評価名簿登載品										
	高圧変圧器(特定機器)		評価名簿登載品										
	高圧避雷器		評価名簿登載品										
電磁開閉器類	電磁開閉器、接触器		★2の遮断器類の評価名簿登載メーカーの製品										
絶縁監視装置	高圧回路の絶縁監視装置		評価名簿登載品										
	低圧回路の絶縁監視装置		評価名簿登載品										
蓄電池	ベント形据置鉛蓄電池		評価名簿登載品										
	制御弁式据置鉛蓄電池		評価名簿登載品										
	据置ニッケル・カド・ミウムアルカリ蓄電池		評価名簿登載品										
	シール形ニッケル・カド・ミウムアルカリ蓄電池		評価名簿登載品										
直流電源装置	消防設備用		蓄電池設備認定委員会の認定証票が貼付されたもの										
交流無停電電源装置	簡易型を除く		評価名簿登載品										
自家発電装置			(一社)日本内燃力発電設備協会の認定証票が貼付されたもの										
太陽光発電装置	ワーコンテイショナ及系統連系保護装置		評価名簿登載品										
通信設備	構内交換装置		(一財)電気通信端末機器審査協会の認定表示があるもの										
	監視カメラ装置		評価名簿登載品										
	自動火災報知装置		日本消防検定協会の検定合格証票が貼付されたもの										



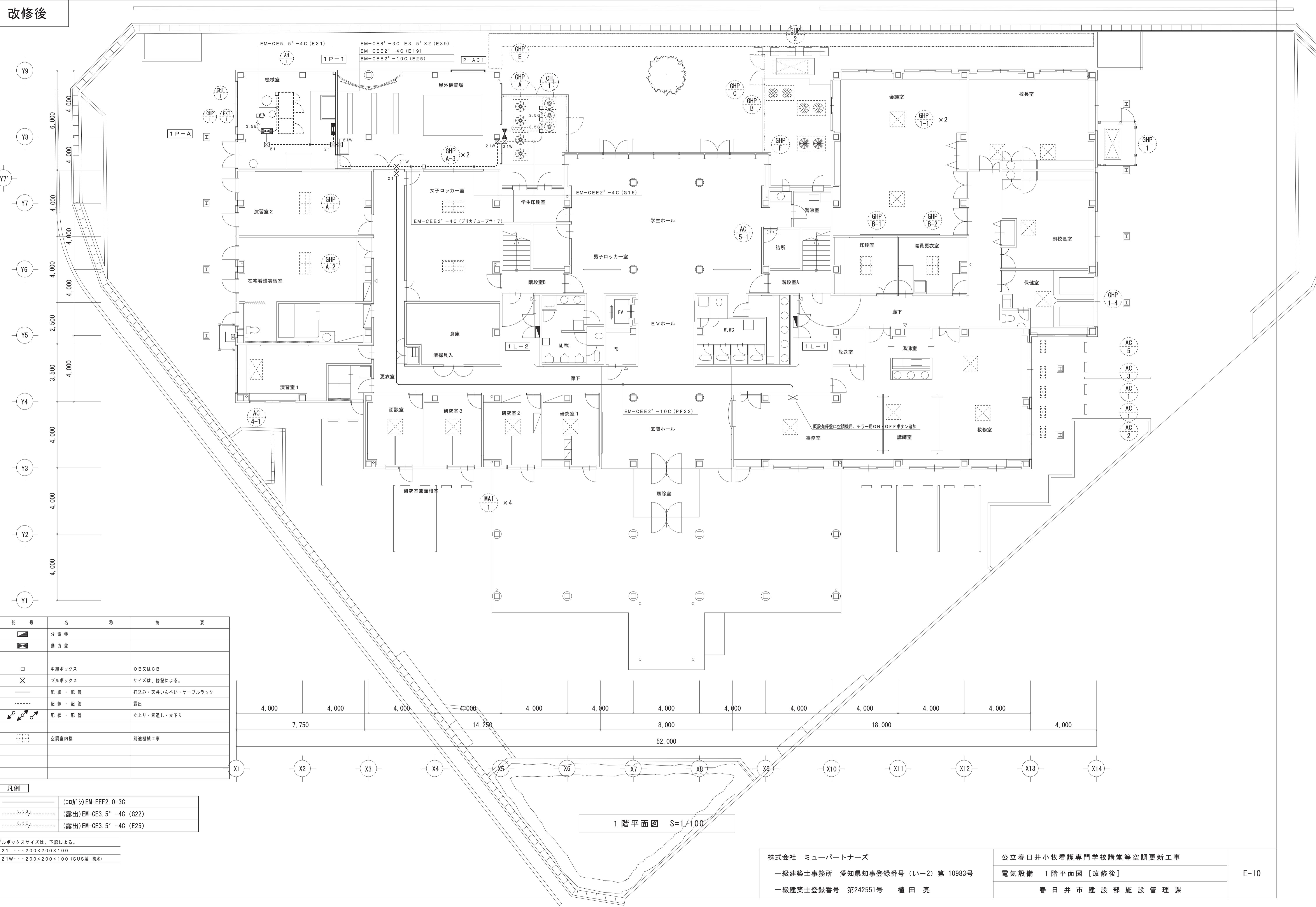
株式会社 ミューパートナーズ
一級建築士事務所 愛知県知事登録番号(い-2) 第10983号
一級建築士登録番号 第242551号 植田亮
公立春日井小牧看護専門学校講堂等空調更新工事
動力制御盤リスト【改修前・後】
春日井市建設部施設管理課



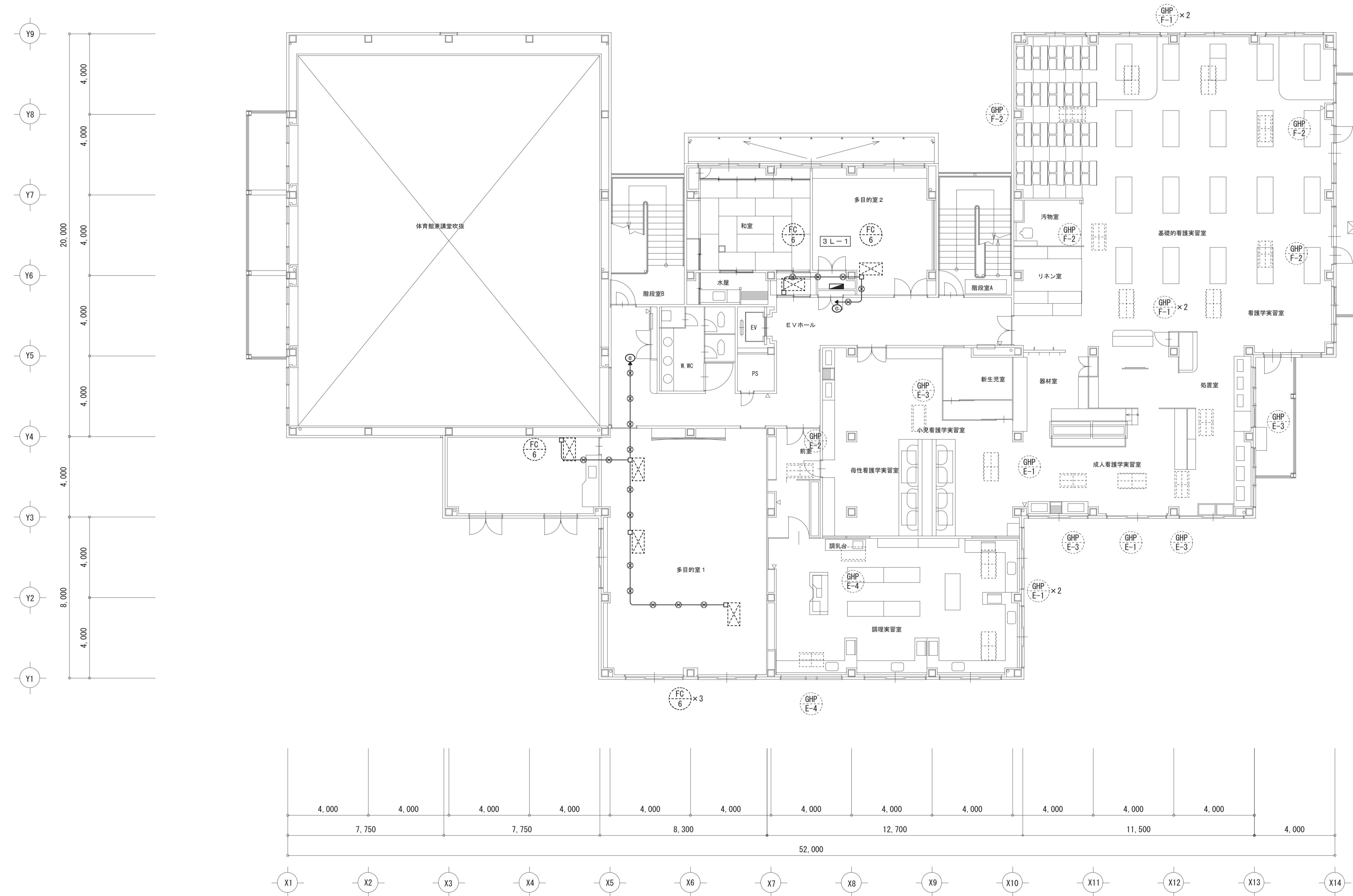
改修前



改修後



改修前



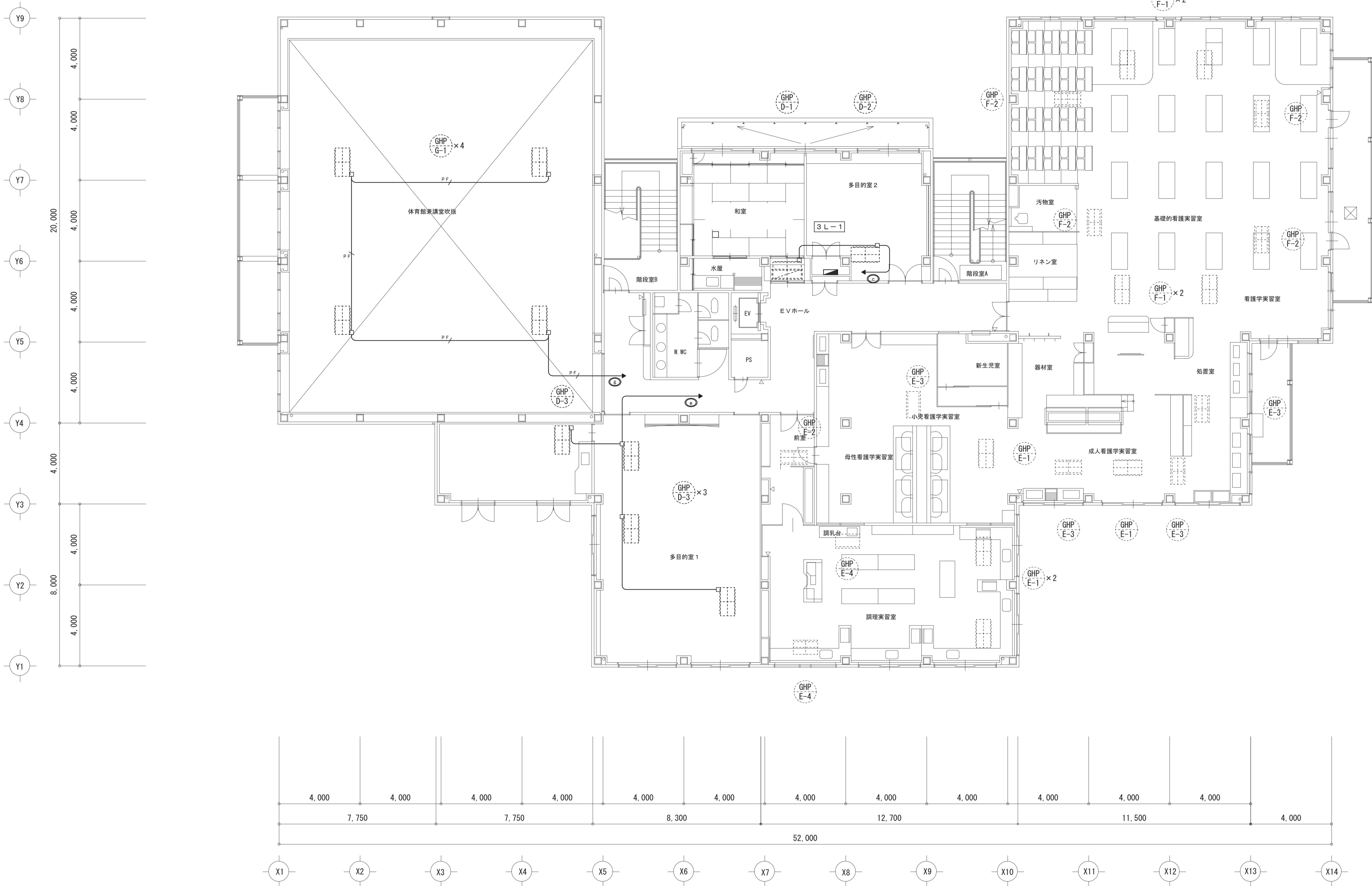
3階平面図 S=1/100

(注記)
1. 本図中の機器及び配管配線は全て既設を示す。
2. 撤去による壁・床等の不要な貫通穴は開口塞ぎを行うこと。
3. 本工事に伴い撤去範囲以外で不要となる隠蔽部の機器及び配管類は、新設の妨げにならない場合は基本的に残置とする。

株式会社 ミューパートナーズ
一級建築士事務所 愛知県知事登録番号(いー2)第 10983号
一級建築士登録番号 第242551号 植田亮

公立春日井小牧看護専門学校講堂等空調更新工事
電気設備 3階平面図【改修前】
春日井市建設部施設管理課

改修後



凡例	
_____	(コロガシ) EM-EEF2.0-3C
3.5G / -----	(露出) EM-CE3.5° -4C (G22)
3.5E / -----	(露出) EM-CE3.5° -4C (E25)
P F / _____	(インペイ) EM-EEF2.0-3C (PF22)

3階平面図 S=1/100

株式会社 ミューパートナーズ

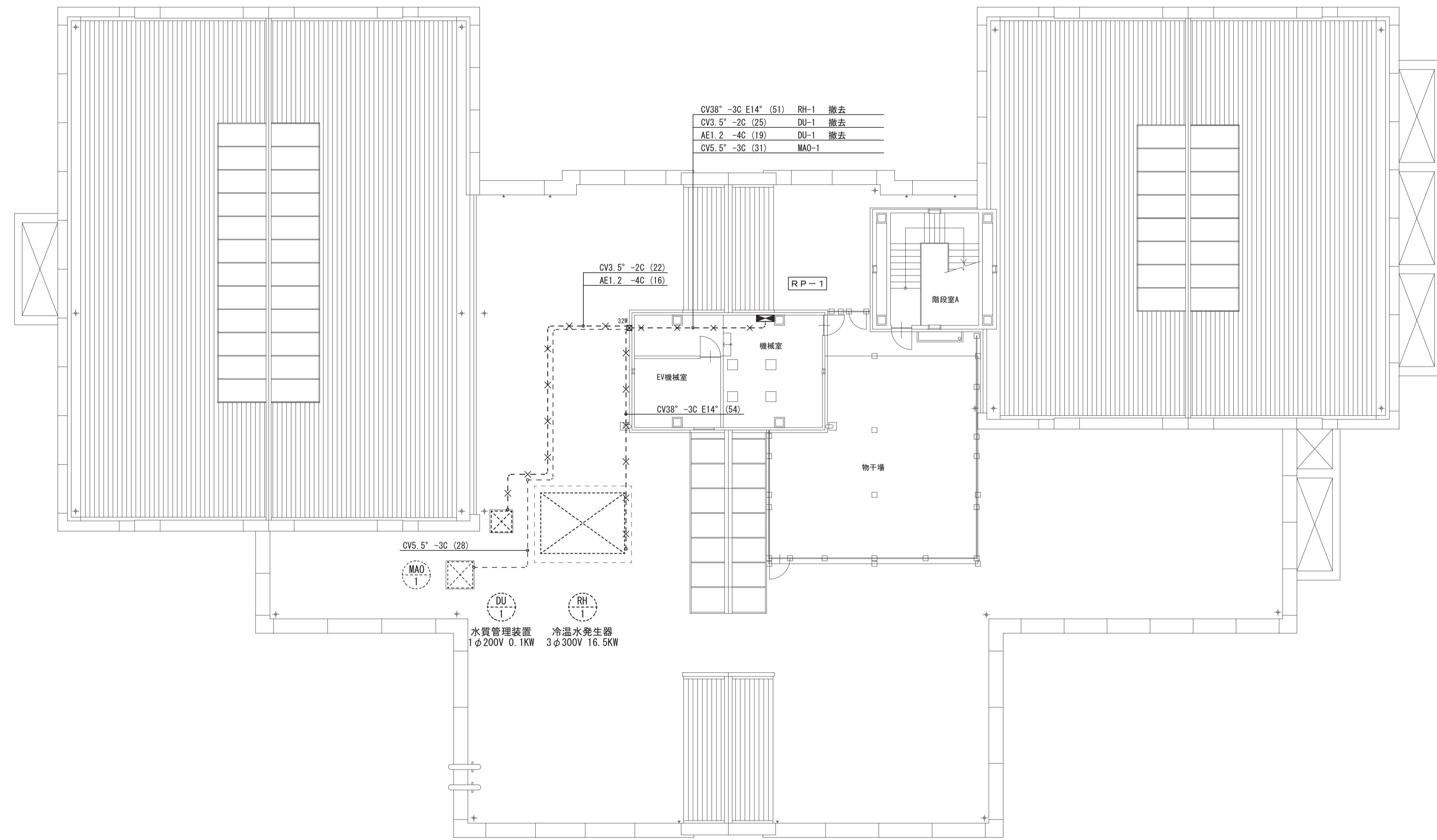
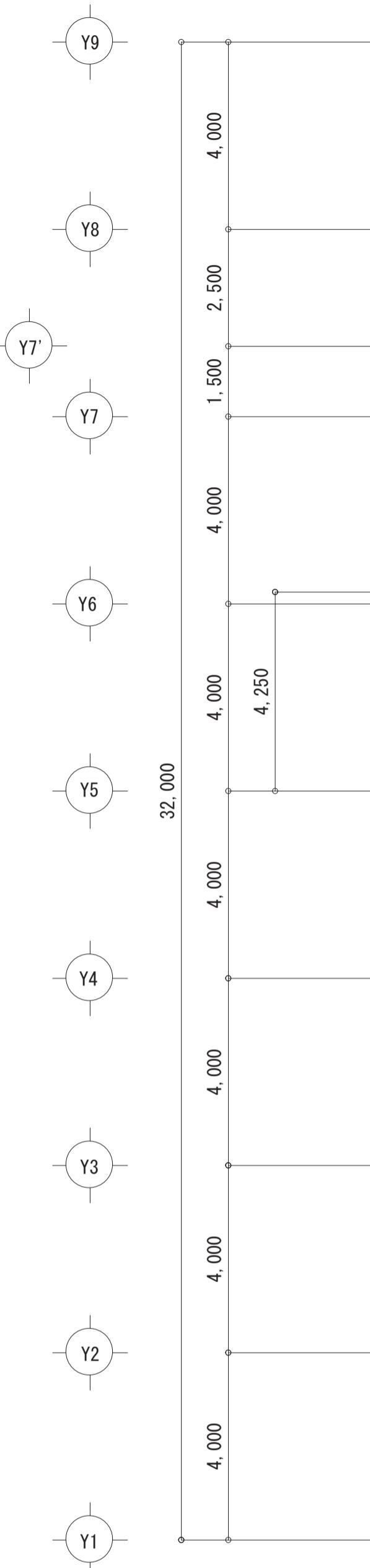
一級建築士事務所 愛知県知事登録番号（いー2）第 10983号
一級建築士登録番号 第242551号 植田亮

公立春日井小牧看護専門学校講堂等空調更新工事

電気設備 3階平面図 [改修後]

春日井市建設部施設管理課

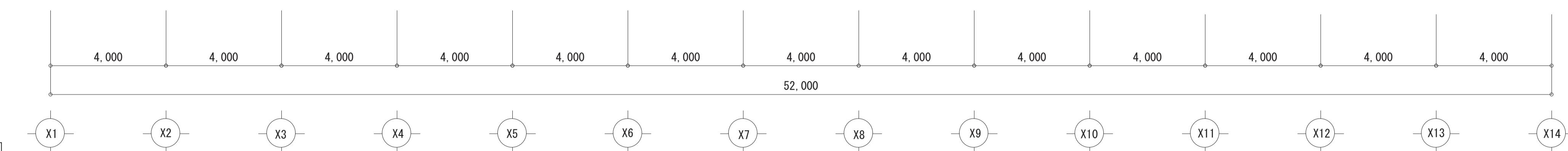
改修前



屋上階平面図 S=1/100

例
---*---*--- (露出)配管配線撤去を示す。
---⊗--- (隠蔽)配線のみ撤去、配管残置を示す。
—— (隠蔽)2.0 × 2 (19)

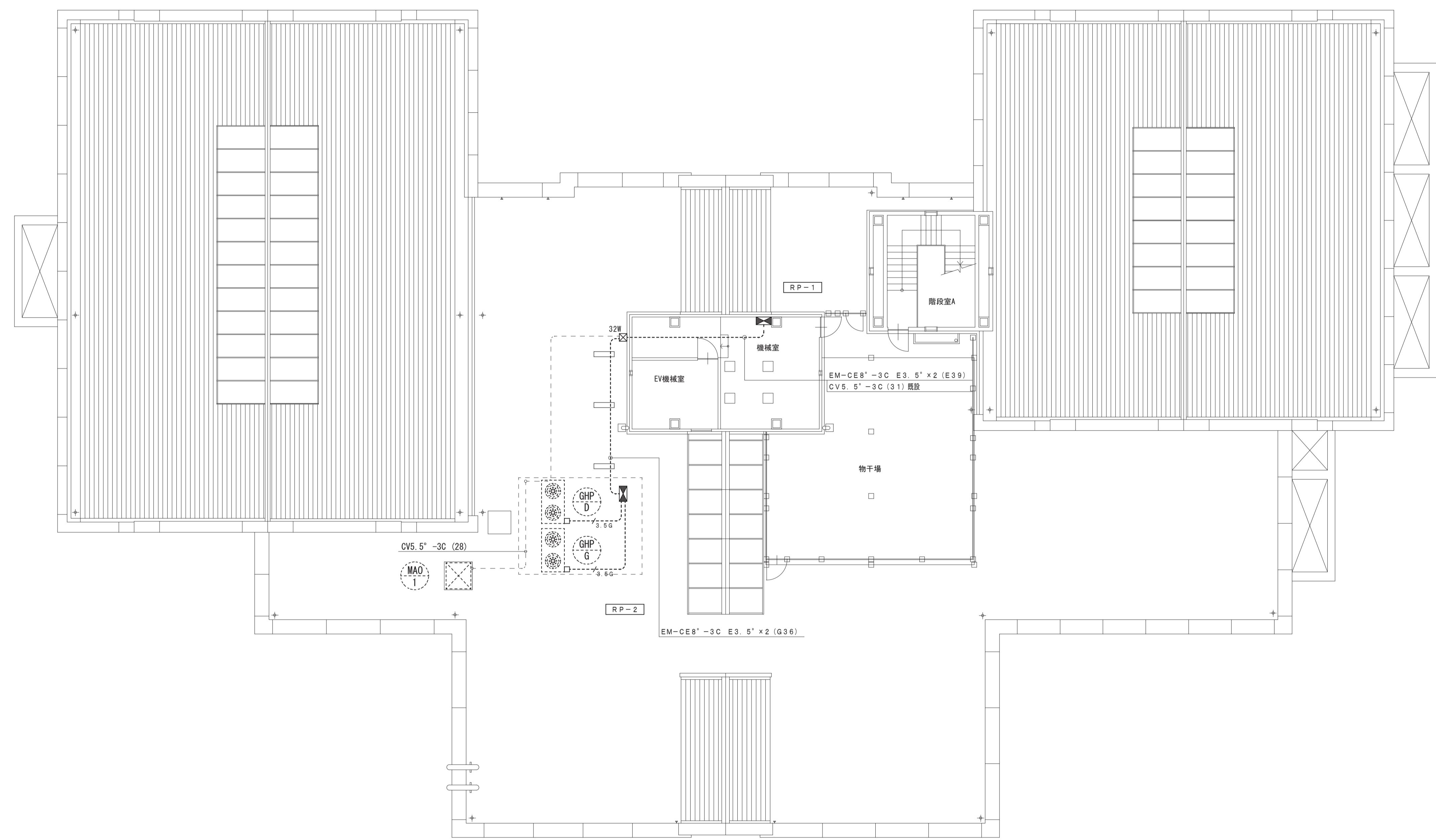
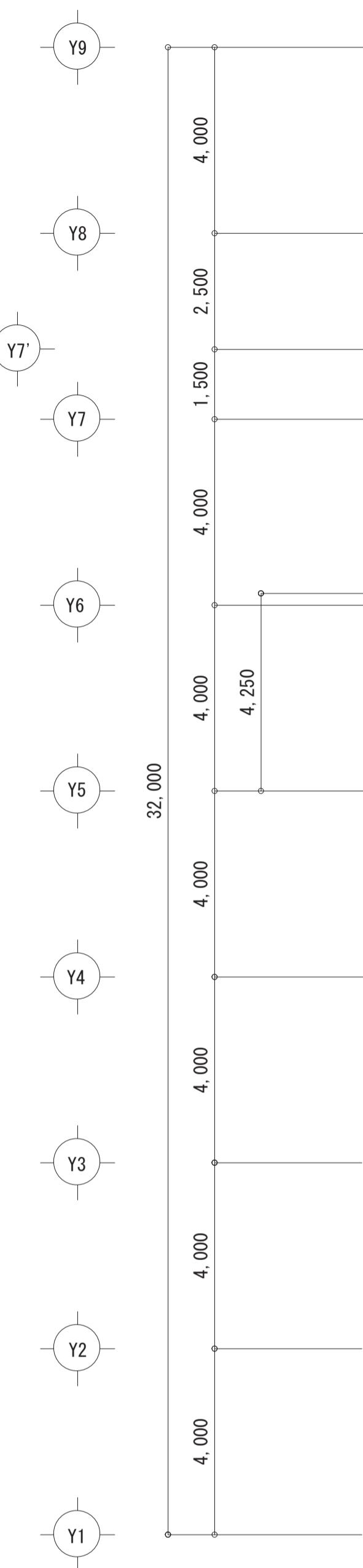
(注記)
1. 本図中の機器及び配管配線は全て既設を示す。
2. 撤去による壁・床等の不要な貫通穴は開口塞ぎを行うこと。
3. 本工事に伴い撤去範囲以外で不要となる隠蔽部の機器及び配管類は、新設の妨げにならない場合は基本的に残置とする。



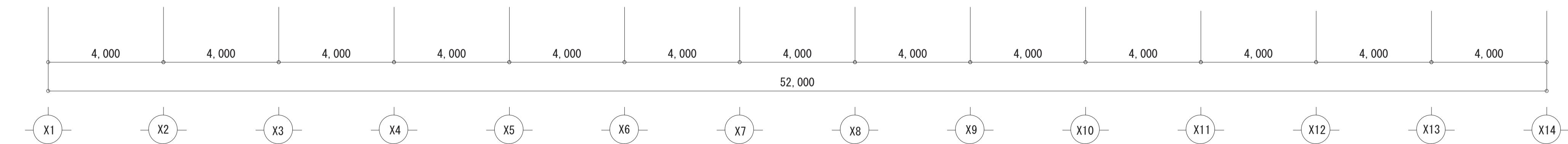
株式会社 ミューパートナーズ
一級建築士事務所 愛知県知事登録番号(い-2)第10983号
一級建築士登録番号 第242551号 植田亮

公立春日井小牧看護専門学校講堂等空調更新工事
電気設備 屋上階平面図 [改修前]
春日井市建設部施設管理課

改修後



凡例	
— (露出) EM-EEF2.0-3C	
--- 3.5° (露出) EM-CE3.5° -4C (G22)	
--- 3.5° (露出) EM-CE3.5° -4C (E25)	



屋上階平面図 S=1/100

株式会社 ミューパートナーズ

一級建築士事務所 愛知県知事登録番号(い-2)第 10983号

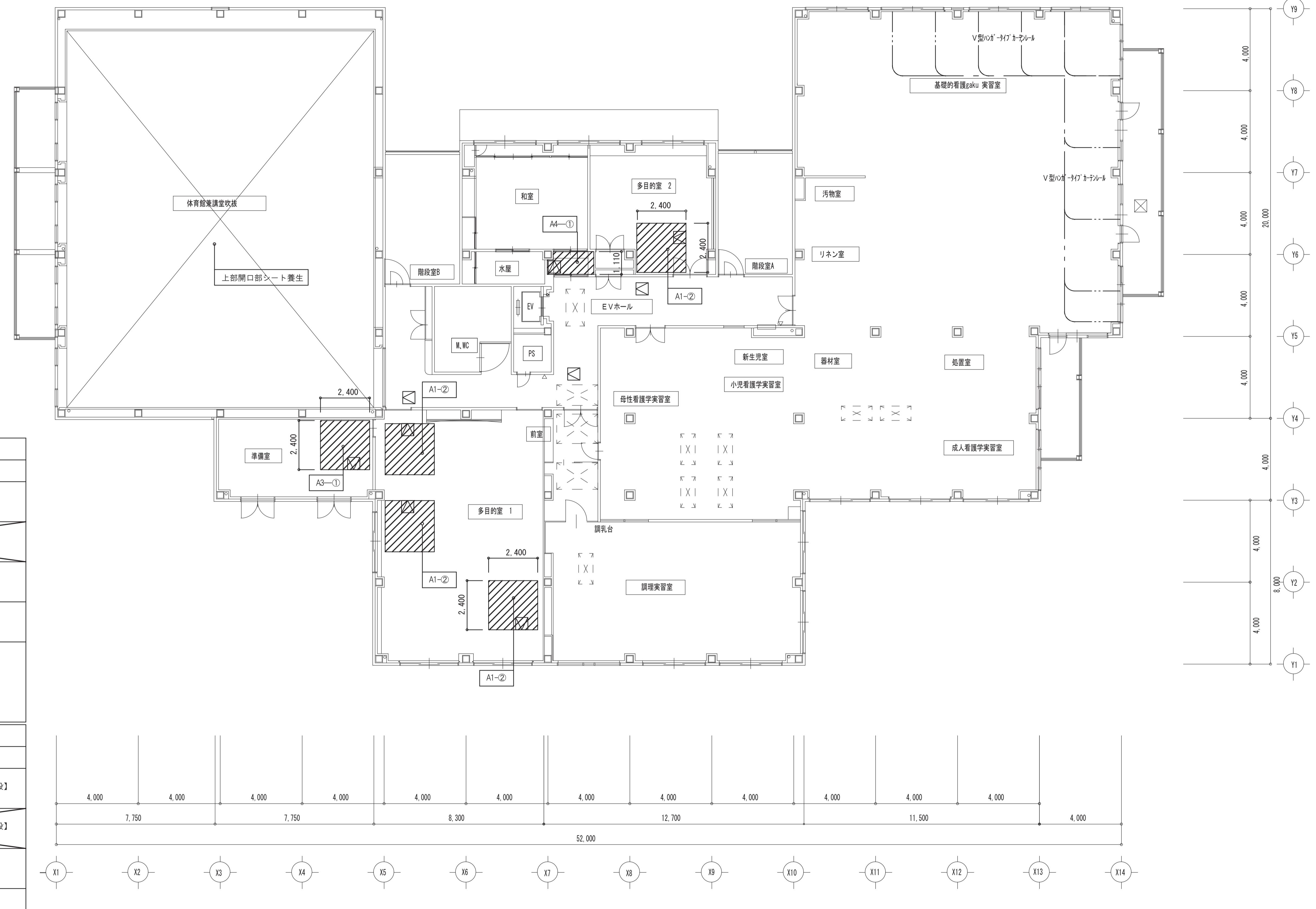
一級建築士登録番号 第242551号 植田亮

公立春日井小牧看護専門学校講堂等空調更新工事

電気設備 屋上階平面図 [改修後]

春日井市建設部施設管理課

改修前・後



3階平面図 S=1/100

株式会社 ミューパートナーズ

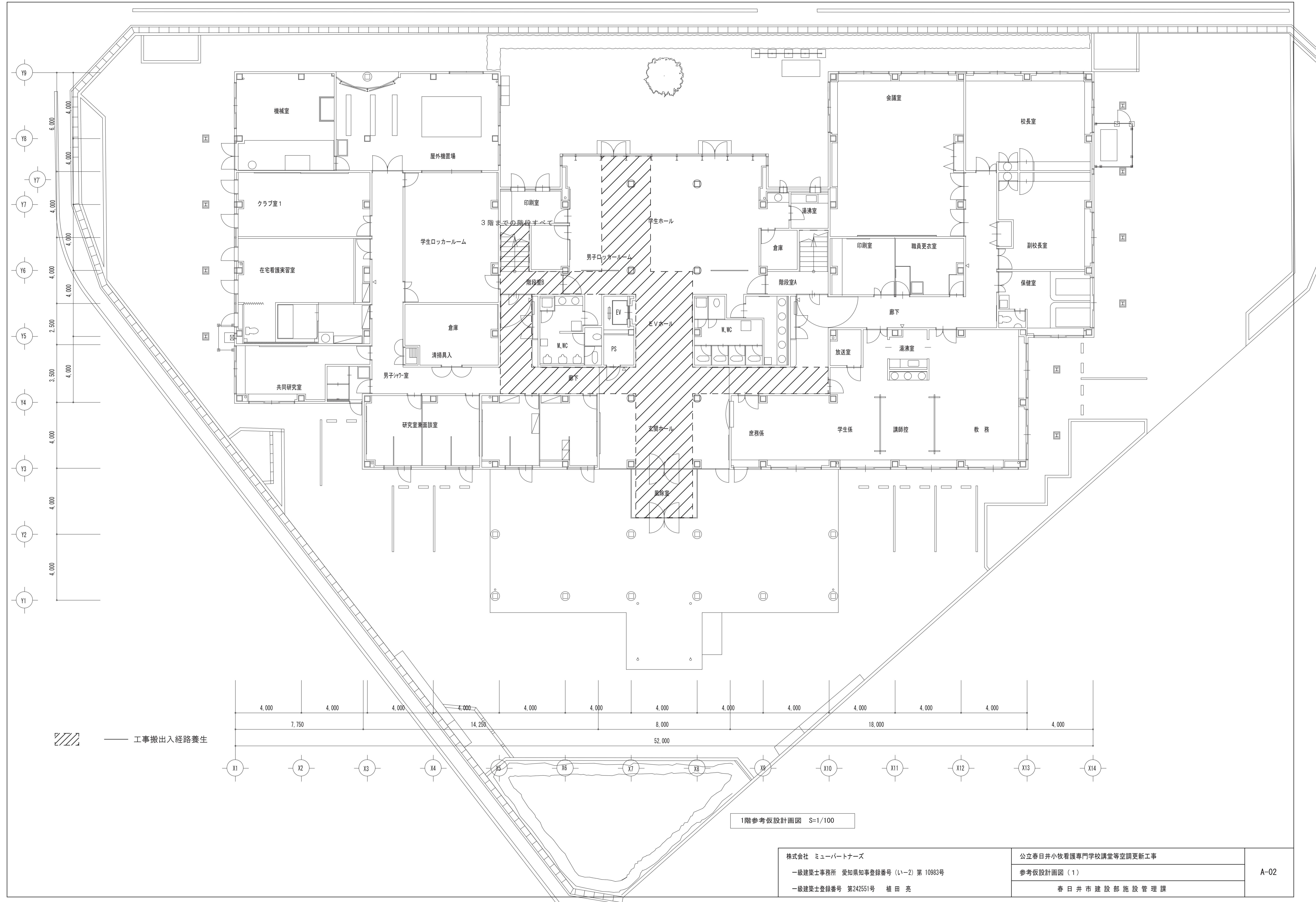
一級建築士事務所 愛知県知事登録番号（い-2）第 10983号

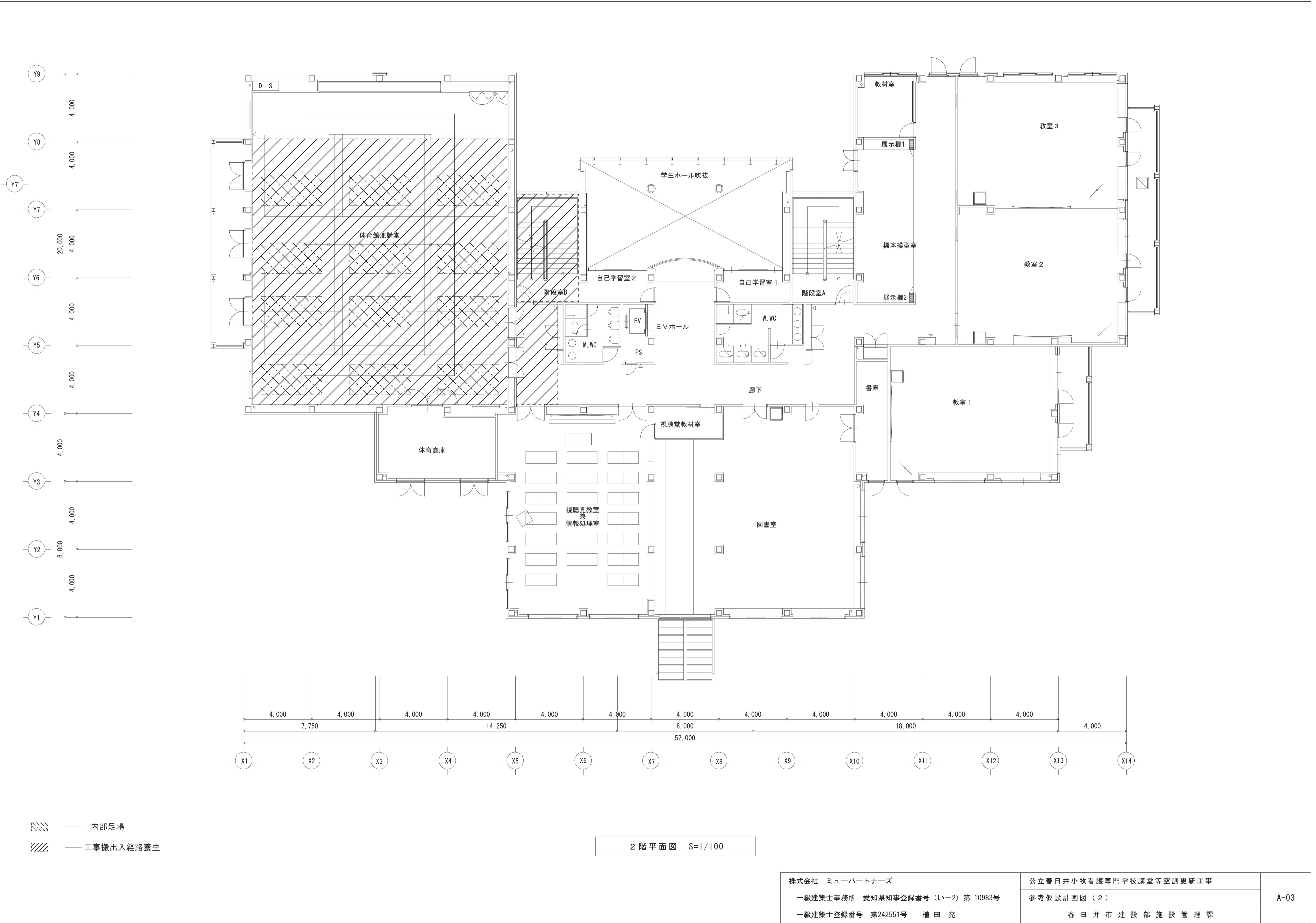
一級建築士登録番号 第242551号 植田亮

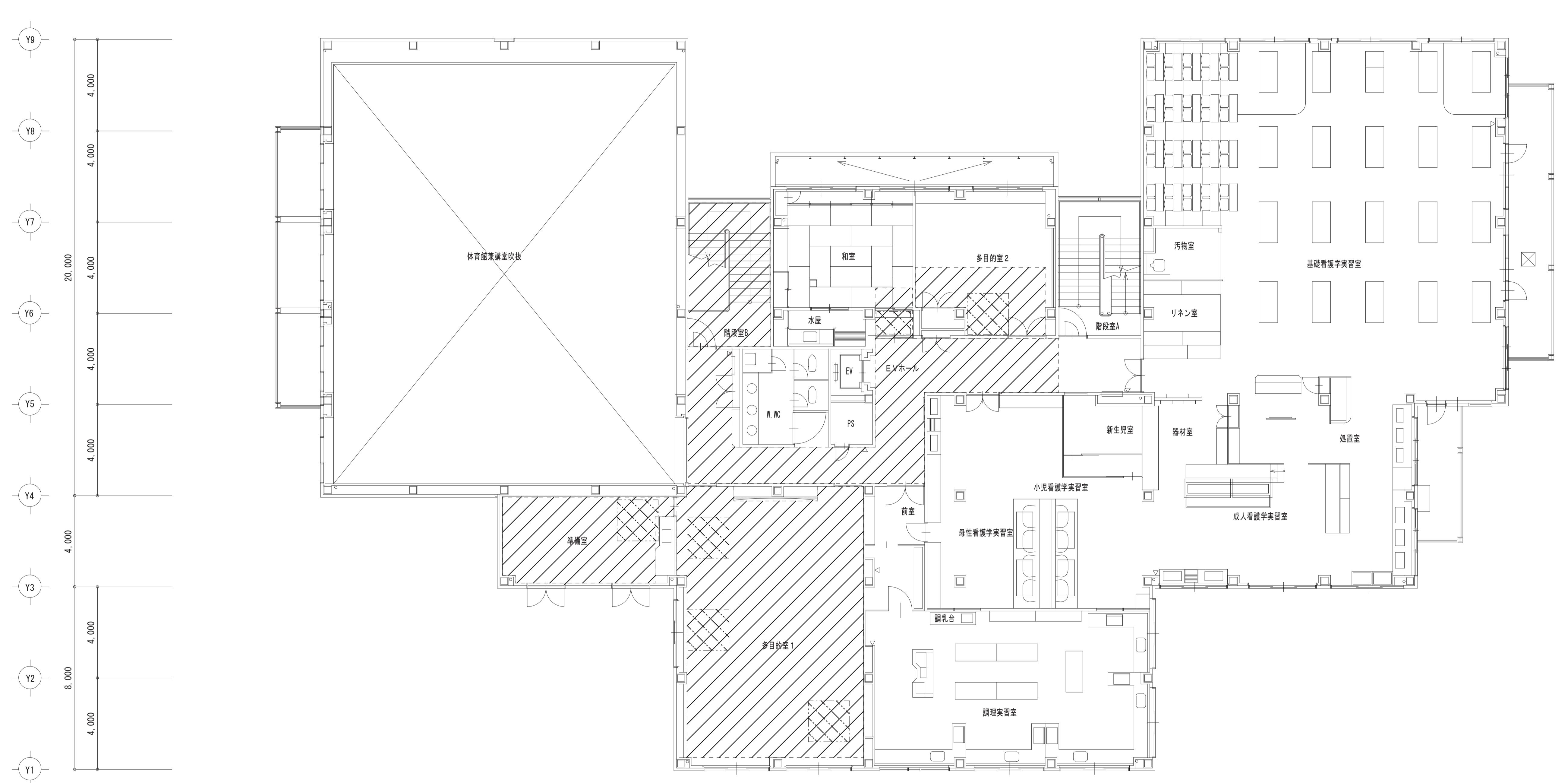
公立春日井小牧看護専門学校講堂等空調更新工事

3階天井伏図 [改修前・後]

春日井市建設部施設管理課







3階平面図 S=1/100

株式会社 ミューパートナー

一級建築士事務所 愛知県知事登録番号(いー2)第 10983号

一級建築士登録番号 第242551号 植田亮

公立春日井小牧看護専門学校講堂等空調更新工事

参考仮設計画図 (3)

春日井市建設部施設管理課

A-04